

海 田 町 地 域 防 災 計 画

(基本・風水害対策編)

令和8年5月修正

海 田 町 防 災 会 議

目 次

【海田町地域防災計画～基本・風水害対策編～】

第1章 総 則

第1節 計画の方針	1
1 計画の目的	
2 計画の体系及び位置付け	
3 計画の構成及び内容	
4 計画の修正	
5 細部計画の策定	
6 計画の習熟	
第2節 防災業務実施上の基本原則	2
1 町の原則	
2 公共団体の原則	
3 防災上重要な施設の管理者の原則	
4 防災関係機関の原則	
5 防災会議の原則	
6 町民の原則	
第3節 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱	4
1 町	
2 広島市消防局	
3 指定地方行政機関	
4 広島県	
5 広島県警察	
6 自衛隊	
7 指定公共機関	
8 指定地方公共機関	
9 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等	
第4節 海田町の概況	7

1 自然的条件

2 社会的条件

第5節 防災対策の推進方向 8

1 防災ビジョン

2 災害の想定

3 防災地区の設定

第2章 災害予防計画

第1節 方針 12

第2節 風水害予防 12

1 洪水予防対策

2 高潮・津波災害の予防対策

3 内水氾濫・排水予防対策

4 土砂災害の予防対策

5 ハザードマップ等の周知

6 宅地災害の予防対策

7 風害予防対策

8 道路における災害の予防対策

第3節 火災予防 18

1 出火防止・初期消火対策

2 林野火災予防対策

3 危険物施設対策

第4節 災害に強い都市構造の形成 20

1 土地利用計画

2 市街地の開発整備

3 都市計画道路等の整備

4 河川の整備

5 公園緑地の整備

第5節 災害応急体制の整備 21

1 職員の体制

2	職員の防災研修	
3	応急復旧体制・資機材の整備等	
4	防災業務等の中心となる施設・設備等の確保・充実	
5	情報収集・伝達設備の整備	
6	防災関係機関等相互の連携体制	
7	企業等との災害時支援協定締結の推進	
8	防災資機材等の点検・整備	
9	業務継続性の確保	
第6節	避難体制の整備	26
1	避難システムと指定避難所等の定義	
2	指定避難所及び指定緊急避難場所の選定	
3	避難路の選定	
4	指定避難所等の整備の強化	
5	避難計画の作成等	
6	指定避難所等の組織体制と応援整備	
7	指定避難所等の指定等	
8	避難所運営マニュアルの作成	
9	指定避難所等の町民への周知	
10	帰宅困難者に関する対策	
11	広域避難の受入れ	
12	動物愛護管理に関する計画	
13	避難所における良好な生活環境への取組	
	表 指定避難所兼指定緊急避難場所一覧	
	表 指定緊急避難場所一覧	
第7節	防災教育・訓練及び調査研究	37
1	防災知識の普及	
2	防災訓練の実施・指導	
3	防災知識の普及・防災訓練における要配慮者への配慮	
4	防災に関する調査研究	

第8節 自主防災体制の整備	41
1 地域住民等の自主防災組織	
2 海田町消防団の充実強化	
3 企業防災活動の促進	
4 地区防災計画の策定	
第9節 要配慮者に係る災害の予防対策	44
1 要配慮者に配慮した環境整備	
2 要配慮者利用施設の安全・避難対策	
3 在宅の要配慮者対策	
4 要配慮者への啓発	
5 災害発生時の対応マニュアルの策定	
6 避難行動要支援者支援体制の構築	
7 福祉避難所としての社会福祉施設との連携	
第10節 災害ボランティア活動の環境整備	51
1 災害ボランティアの把握と育成	
2 災害時活動体制整備	
3 町災害対応ボランティアセンター	
第11節 ライフライン施設等の機能確保	52
1 上水道	
2 下水道	
3 電気	
4 ガス	
5 通信	
6 ライフライン事業者との関連業者等の連携	
第12節 食糧・生活必需品等の備蓄	54
1 災害対策用資機材等	
2 実施方法	
3 備蓄に関する基本的事項	
4 備蓄及び調達体制の確立	
5 町の備蓄品目及び数量	

6 流通備蓄

第13節 保健衛生・防疫に関する活動	60
--------------------	----

1 公衆衛生活動

2 防疫活動

第3章 災害応急対策計画

第1節 方針	62
--------	----

第2節 災害応急組織の編成・運用	62
------------------	----

1 防災組織

2 参集の伝達

3 警戒体制等

4 災害警戒本部

5 災害対策本部

6 受援体制の確立

第3節 情報の収集及び伝達	78
---------------	----

1 方針

2 情報の収集・伝達手段

3 町民等への防災情報の伝達

4 放送機関に対する放送の要請

5 通信施設等が使用不能な場合の対処

6 気象等予報・警報及び土砂災害警戒情報の伝達

7 災害発生及び被害状況の報告・通報

8 死者及び安否不明者の氏名等の公表に係る取扱い

第4節 災害広報の実施	111
-------------	-----

1 災害広報活動

2 広報状況の報告

第5節 避難対策	117
----------	-----

1 避難指示等の発令者

2 避難指示等の発令

3 報告

4	避難誘導	
5	避難所の開設等	
第6節	衣食等生活必需品の供給	124
1	物資の調達	
2	食糧の供給	
3	生活必需品等の供給	
4	受援体制の確立	
第7節	給水及び上水道施設応急対策	129
1	実施責任者	
2	応急活動の方針	
3	緊急体制	
4	被害状況の把握	
5	水質の保持	
6	給水対策	
7	施設の応急対策	
8	広報対策	
第8節	ライフライン施設応急対策	132
1	電力施設の応急対策	
2	ガス施設の応急対策	
3	電信電話施設の応急対策	
第9節	消防活動対策	137
1	組織	
2	情報の収集及び報告	
3	消防団の活動	
4	危険物等応急対策	
5	林野火災応急対策	
第10節	水防活動対策	142
1	水防体制の整備	
2	水防活動	
第11節	救難対策	143

1 陸上における救出	
2 海上における救出	
第12節 医療・救護対策	145
1 趣旨	
2 医療救護体制等の整備（平常時）	
3 災害時における実施責任者及び実施内容	
4 医療救護等の活動内容	
5 惨事ストレス対策	
6 助産	
7 救護活動	
8 救護所の開設	
9 医療機関等への応援要請による医療活動	
第13節 遺体の捜索、取扱い、埋火葬等対策	152
1 方針	
2 遺体の捜索	
3 遺体の搬送	
4 遺体の埋火葬	
第14節 防疫及び保健衛生対策	158
1 目的	
2 防疫対策	
3 被災者の心身の健康管理	
4 食品衛生の監視	
第15節 清掃対策	160
1 ごみの処理	
2 し尿の処理	
3 障害物除去を含むがれきの処理	
第16節 下水道施設応急対策	163
1 実務担当者	
2 被害状況調査	
3 応急復旧	

4 広報対策	
第17節 輸送対策	164
1 対象とする車両	
2 輸送車両等の確保	
3 輸送車両等の配車	
4 緊急交通車両の確認	
5 救援物資輸送拠点施設	
第18節 ヘリコプターによる災害応急対策	170
1 活動体制	
2 活動内容	
3 活動拠点の確保	
4 安全運航体制の確保	
5 県及び広島市の消防・防災ヘリコプターの運航	
6 県及び広島市への支援要請	
7 各機関への出動要請	
8 臨時ヘリポートの準備	
図 臨時ヘリポートの設定基準（地積）	
第19節 警備・交通規制・交通確保対策	175
1 災害警備体制	
2 交通規制・緊急交通路確保	
第20節 住宅等応急対策	179
1 応急仮設住宅の建設	
2 一時的な収容施設の供与	
3 住宅の応急修理	
4 被災建築物に対する指導・相談	
5 防災業務の中心となる施設の応急措置	
6 被災建築物の応急危険度判定	
7 被災宅地危険度判定	
第21節 その他施設の災害応急対策	185
1 防災重点ため池対策	

2	空家等対策	
第22節	文教対策	187
1	学校教育における応急対策	
2	社会教育における応急対策	
第23節	要配慮者対策	190
1	災害発生時の要配慮者の安否確認等	
2	高齢者及び障がい者に係る対策	
3	乳幼児・児童に係る対策	
第24節	災害救助法の適用等	191
1	趣旨	
2	災害救助法の適用基準	
3	町長への委任	
第25節	応援要請及び協力要請	195
1	民間団体等への協力要請	
2	他の地方公共団体等への応援要請	
3	自衛隊の災害派遣要請	
4	緊急消防援助隊の災害派遣要請	
第26節	災害ボランティアとの連携	210
1	方針	
2	ボランティアの受入れ体制	
3	県災害対策本部に役割	
4	町災害対策本部の役割	
5	広島県被災者生活サポートボランティアセンターの役割	
6	ボランティアセンターの役割	
7	専門ボランティアの派遣等	
8	ボランティア活動拠点及び資機材の提供	
9	ボランティアセンターの機能喪失時の補完体制	
10	ボランティア保険制度	
第27節	海上における大量流出油等災害応急対策	213
1	実施事項	

2 情報の伝達

第4章 災害復旧計画

第1節 方針	215
第2節 被災者の生活確保	215
1 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策	
2 被災者に対する生活相談	
3 災害弔慰金・災害見舞金等の支給	
4 被災者生活再建支援金の支給手続き	
5 貸付制度等	
6 税の減免	
7 住宅復旧融資	
8 雇用の安定支援	
第3節 生業回復等の資金確保	218
1 方針	
2 災害融資制度	
第4節 義援金等の受入・配分	219
1 義援金等の受入及び保管	
2 義援金等の配分	
3 他の市町村が被災した場合の措置	
第5節 公共施設災害復旧	220
1 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動	
2 交通施設の応急復旧活動	
3 河川砂防施設等の応急復旧活動	
4 治山施設等の応急復旧活動	
5 その他公共・公益施設の応急復旧活動	
6 町民への広報活動	
第6節 罹災証明書、被災届出受理証明書の発行	221
1 目的	
2 事務処理	

3 住家被害調査等に係る人員の確保

別 編

1 海田町地域防災計画（震災対策編）

第 1 章 総則

第 2 章 震災予防計画

第 3 章 震災応急対策計画

第 4 章 震災復旧計画

第 5 章 津波災害対策計画

第 6 章 南海トラフ地震に係る防災対策推進計画

2 海田町地域防災計画（水防計画）

第 1 章 総則

第 2 章 水防組織

第 3 章 情報の収集及び伝達

第 4 章 水防応急活動

第 5 章 避難対策

第 6 章 水防訓練・教育

第 7 章 雑則

3 海田町地域防災計画（資料編）

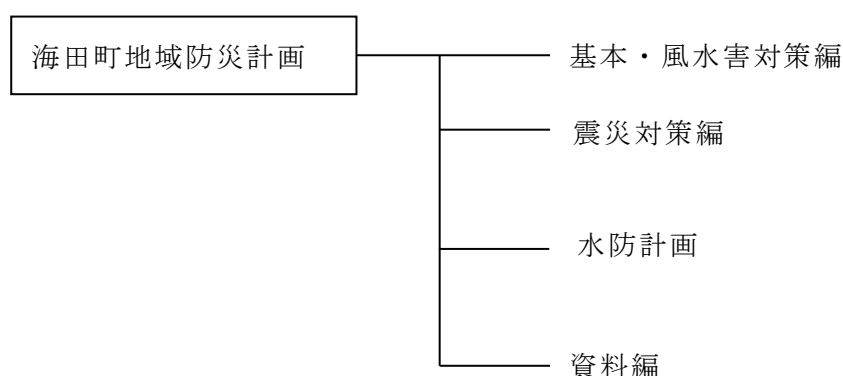
第1節 計画の方針

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）第42条の規定に基づいて、町域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、本町の地域にかかる防災に関し、町、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに町民の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害応急復旧について必要な対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的とする。

2 計画の体系及び位置付け

本町の地域防災計画の体系は、次のとおりであり、本編は、基本・風水害対策編として別編として震災対策編、水防計画及び資料編として位置付ける。



3 計画の構成及び内容

この計画の構成及び内容は、次のとおりである。

(1) 総則

本町及び防災関係機関等が、防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱及び想定する災害等について定める。

(2) 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し又は被害を最小限にとどめるため、町及び防災関係機関等がとるべき措置等について定める。

(3) 災害応急対策計画

災害発生直後から応急復旧の終了に至るまでの間において、主として町災害対策本部がとるべき措置等について定める。

(4) 災害復旧計画

民生安定のための緊急措置、公共施設の災害復旧等に関して、町が自ら又は防災関係機関等の協力を得て実施する措置等について定める。

4 計画の修正

海田町防災会議（以下「防災会議」という。）は、災対法第 42 条の規定より、必要があると認められるときは修正を行う。

また、修正の内容については、速やかに町の広報等により町民や関係機関に周知する。

5 細部計画の策定

この計画に基づく諸活動の展開に必要な細部計画（地域防災計画に規定する対策を効果的に実施するための具体的な活動要領を記載したマニュアル等）については、町各部課及び防災関係機関等においてあらかじめ定めておくこととし、かつ、今後、防災関係機関等との連携を図りながら、適宜修正を行うものとする。

6 計画の習熟

本町各部課及び防災関連機関等は、平素から訓練や学習等の方法によりこの計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟に努める。

第 2 節 防災業務実施上の基本原則

防災関係機関は、災害の未然防止、災害発生時の被害拡大防止、応急対策及び災害復旧等防災業務の実施に関しては、各法令及びこの計画によるほか、次の一般原則に従うものとする。

1 町の原則

町は、基礎的な公共団体として町内の災害に対して、第 1 次的な責務を有するものであり、

町民の郷土愛護、隣保協同の精神を基調として、町の有するすべての機能を十分に発揮し得るよう町の地域にかかる防災計画を作成して、これに対処するものとする。

2 公共団体の原則

公共団体その他公共的活動をするすべての団体は、法人か否かを問わず、自発的な防災組織の充実を図り、防災に寄与するよう努めるものとする。

3 防災上重要な施設の管理者の原則

防災上重要な施設の管理者及びその他法令により防災に関し責務を有する者は、その管理する施設の災害に対して、自己の責任において措置するものとし、その業務の公共性に鑑み、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努めるものとする。

4 防災関係機関の原則

防災関係機関は、その所掌する業務を遂行するに当たって、他の機関の防災上有する責務が十分に発揮できるよう相互に協力し、応援するものとする。

また、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する配慮や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

5 防災会議の原則

防災会議は、各防災関係機関の行う災害対策が相互に一体的有機性をもって、的確かつ円滑に実施されるよう連絡調整を行うものとする。

また、多様な意見やニーズを防災施策に反映させるため、委員の多様性に留意するとともに、男女共同参画の視点から委員に占める女性の割合を高めるように取り組む。

6 町民の原則

町民は、平常時から防災意識のかん養に努めるとともに、災害発生時には相互の協力により、被害が最小限になるよう努める。

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱

1 町

- (1) 防災に関する組織の整備
- (2) 防災に関する調査、研究
- (3) 都市防災化事業の推進
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備、点検
- (5) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備
- (6) 防災に関する知識の普及及び防災に関する教育並びに訓練の実施
- (7) 自主防災組織、民間防火組織（女性防火クラブ、少年消防クラブ、幼年消防クラブ）
の育成指導
- (8) 消防、水防その他の応急措置
- (9) 避難の指示等の発令、避難の誘導及び避難所等の開設
- (10) 感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進
- (11) 被害状況の調査
- (12) 災害情報の収集、伝達
- (13) 被災者に対する応急救助及び救護措置
- (14) 災害時における保健衛生、文教対策等
- (15) 災害時における交通・輸送対策等
- (16) 災害に関する広報及び広聴の実施
- (17) 災害時におけるボランティア活動の支援
- (18) その他災害の発生の防ぎよ及び拡大の防止措置
- (19) 災害の復旧、復興
- (20) 防災会議に関する事務
- (21) 被災建築物応急危険度判定（震災時）
- (22) 被災宅地危険度判定（震災及び豪雨時）

2 広島市消防局

- (1) 火災予防等の災害予防対策
- (2) 災害時における消防、水防、その他の応急対策

- (3) 被災者の救出、救助等の措置

3 指定地方行政機関

(広島海上保安部)

- (1) 警報等の伝達等
 - (2) 情報の収集及び情報連絡
 - (3) 海難救助等
 - (4) 緊急輸送
 - (5) 物資の無償貸付及び譲与
 - (6) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援
 - (7) 流出油等の防除
 - (8) 海上交通安全の確保
 - (9) 警戒区域の設定
 - (10) 治安の維持
 - (11) 危険物の保安措置
- (国土交通省中国地方整備局広島国道事務所)
- (1) 直轄公共土木施設の防災管理
 - (2) 災害時における交通確保の実施
 - (3) 災害時における応急工事の実施

4 広島県（西部建設事務所、西部農林水産事務所、西部厚生環境事務所、西部保健所）

- (1) 津波警報等の伝達
- (2) 災害予報等の情報の収集、伝達及び被害調査、災害広報
- (3) 被災施設の応急復旧
- (4) 被災者の救出、救助等の措置
- (5) 被災時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (6) 被災児童・生徒に対する応急教育
- (7) 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (8) 災害時におけるボランティア活動の支援
- (9) 被災建築物応急危険度判定（震災時）

- (10) 被災宅地危険度判定（震災及び豪雨時）
- (11) 広島地方気象台との協力による緊急地震速報の利用の心得等の周知・広報

5 広島県警察（海田警察署）

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の把握
- (3) 被災者の救出、救助等の措置
- (4) 行方不明者の捜索及び遺体の見分、検視
- (5) 危険箇所の警戒並びに町民等に対する避難の指示及び誘導
- (6) 不法事案の予防及び取締り
- (7) 被災地区・避難所及び重要施設等の警戒
- (8) 避難路及び緊急交通路の確保
- (9) 交通の混乱の防止及び交通秩序の維持
- (10) 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力
- (11) 広報活動

6 自衛隊

- (1) 災害派遣の準備
 - ア 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集
 - イ 自衛隊災害派遣計画の作成
- (2) 災害派遣の実施
 - ア 人命・財産の保護のため必要な救護活動の実施
 - イ 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸与又は譲与

7 指定公共機関（西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部海田市統括駅、N T T西日本中国支店、中国電力ネットワーク株式会社広島ネットワークセンター）
各機関の公共又は公益業務に応じた防災上必要な活動

8 指定地方公共機関（広島ガス株式会社）
公共又は公益業務に応じた防災上必要な活動

9 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

(JAひろしま、広島安芸商工会、一般社団法人安芸地区医師会、海田町医師会)

それぞれの業務に応じた防災上必要な活動及び町の行う防災活動に対する協力

第4節 海田町の概況

1 自然的条件

(1) 位置

海田町は広島県の南西部、広島湾岸の東部に位置し、政令指定都市である広島市（安芸区）と隣接している。東西約5km、南北約4.5kmで、面積は13.79km²である。

(2) 地勢

海田町の東には標高641.4mの洞所山及び標高592.8mの城山、南は標高531.9mの金ヶ燈籠山が位置し町境を形成、北は標高345.9mの日浦山がある。主要な河川は、東広島市を水源とする瀬野川が東西に流れ広島湾に注ぎ、洞所山、城山、金ヶ燈籠山を水源とする瀬野川水系三迫川、唐谷川は、本町東部を流れ瀬野川に合流している。

この付近及び瀬野川流域平坦部一帯は、川床面より低く、低地であるため多雨に際して道路は冠水し、家屋は浸水しやすい。

(3) 地質

地質は、山地では表層は粗弱な花崗岩よりなる風化土であるが、下層は堅牢な水成岩よりなっている。平坦部では表層（-8m位まで）はレキ混じり砂でやや軟らかく中層（-10～15m位）は砂質シルトで軟弱、底質（-20m位）は砂レキ土で堅い地層をなしている。

(4) 気候

気候は海洋性で、風向は年間を通して概ね東南東である。降雨量は、年平均1,572.2mmで、冬（12月～2月）の平均気温は6.3℃、夏（7月～8月）の平均は31.9℃で、降雨量、気温とも広島県の沿岸部のほぼ平均値を示している。

(5) 過去に町が受けた災害の特色

ア 高潮による被害

台風時に海田湾の満潮とかさなる場合、旧海田市地区は、地盤が低いため堤防越水や排水路からの浸水により被害を更に増大させた。

イ 大雨による土石流・がけ崩れ

本町の地質は、花崗岩の風化による砂質土で粘土質に乏しく、雨が直接しみ込み岩盤と表土の間から湧水し、土石流・がけ崩れが頻繁に発生した。

2 社会的条件

本町は、当時の海田市町と東海田町が合併した直後の昭和35年頃から昭和50年にかけて、旧軍用地への工場立地を契機とした第2次産業の隆盛と高度経済成長を背景に、都市化・人口増加が続いた。その後、人口増加の勢いは弱まり、一時は減少に転じたが、近年は微増傾向となっている。

瀬野川沿い、特にその北側での市街地拡大は限界に近づいている。一方、南側の三迫川、唐谷川沿いの緩傾斜地等で市街化が進行し、既成市街地においては、幹線道路沿い等で建物の高層化が進みつつある。

第5節 防災対策の推進方向

災害対策の基本理念である「町民の生命及び財産の保護並びに社会生活の維持」を達成するための具体的な目標として、海田町防災ビジョンを策定する。

防災ビジョンの策定に当たっては、防災アセスメントにより示された防災計画の課題や町の防災施策全般に関わる課題を整理し、町の地域特性や県全体における広域的な位置づけなどを踏まえた上で、町独自の防災対策のあり方や基本的な考え方を明確化し、今後長期的に取り組むべき防災まちづくりの推進に向けて、具体的な目標を掲げるものとする。

1 防災ビジョン

(1) 風水害特性

町域は、瀬戸内式気候であり、比較的降水量は少なく、年間1,500mm程度であるが、梅雨期や台風期には集中的な豪雨がある。したがって、風水害はこの時期に集中する。本町では、過去に高潮災害の履歴もあり、風水害は、地震災害より頻繁に発生し得るものである。本町には中心市街地を瀬野川が東西方向に流れているほか、その支流の三迫川や小河川があり、集中豪雨時には住宅地のほぼ一帯が洪水害を被る可能性を有する。一方、山地

に囲まれる地形条件から、土砂災害の危険がある土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定された地域がある。

また、町域は、都市化の進行に伴い、内水氾濫の危険性が増大している。

(2) 防災上の課題

ア 制度及び体制

- (ア) 平常時の防災組織体制と大規模災害時の防災組織体制の整備と職員の知識・技能の向上
- (イ) 災害対策業務等の中心となる施設、取分け情報通信機器・施設や防災業務等の中心となる施設の整備
- (ウ) 広域的な防災体制の確立
- (エ) 流通備蓄を含めた備蓄体制の整備・拡充
- (オ) 緊急輸送体制の整備

イ 拠点及び環境的な要素

- (ア) 庁舎被災時の代替施設・機能の確保（災害対策本部機能代替施設の確保）
- (イ) 避難所など公共施設の耐震性、耐浸水性の強化
- (ウ) 周辺山麓傾斜地における砂防施設や急傾斜地崩壊防止施設の整備
- (エ) 都市の防災構造を強化するための公園・緑地など防災空間の体系的整備

ウ 道路及び水系的な要素

- (ア) 橋梁等交通施設の耐震性の強化
- (イ) 避難路や緊急輸送路、延焼遮断帯としての道路の多様な機能に着目した都市計画道路等の幹線道路網の整備
- (ウ) 河川の防災空間としての活用

エ 地区特性的な要素

- (ア) 排水不良地区における内水の対策の推進
- (イ) 区画整理、市街地再開発等都市基盤整備の推進

(3) 防災ビジョン

ア 災害に強い都市構造の形成

治山、治水や危険箇所の整備など自然災害の防止、建物の不燃化・耐震化、避難所や避難経路の確保などを進め、災害に強い都市構造の形成に努める。

イ 地域ぐるみの総合的な防災体制づくり

町民の防災意識の高揚と自主的な防災活動の促進などに努めるとともに、防災情報の収集・伝達、消防活動や医療救護、被災者の生活支援、復旧などが迅速、かつ円滑に行えるよう、組織体制の強化を図り、行政、町民、企業等が連携した総合的な防災体制づくりを進める。

ウ 消防の充実

消防水利の整備などを進めながら、町消防団の組織体制と消防力の強化を図るとともに、広島市消防局における消火・救助や救急体制の整備の推進を求める。

2 災害の想定

この計画において想定する災害は、本町の地理的条件及び都市構造の特性並びに過去において発生した災害の態様を勘案し、概ね次のとおりとする。

なお、台風や豪雨等による風水害にかかる被害の予測を具体的な数値として算出することは現段階では困難であるが、最悪の条件を考慮する地域防災計画の性格上、被災し得る最大級の地震（南海トラフ巨大地震）を想定した場合の被害程度と同等の以下の数値を想定条件とした。

- ☐ 死者：190人（うち津波による死者188人）
- ☐ 負傷者：184人（うち重傷者54人）
- ☐ 避難者数（避難所外含む）：13,205人（うち要配慮者2,171人）
- ☐ 建物全壊・半壊：2,821棟

- （1）高潮による浸水
- （2）洪水による浸水
- （3）低地帯等の内水氾濫による浸水
- （4）大雨による土石流・がけ崩れ等
- （5）強風による家屋の倒壊等

3 防災地区の設定

災害発生時の本町における応急対策活動及び避難誘導について、どのような状況にも対応できる機能的かつ柔軟な防災体制を構築するため、基礎的な日常生活圏域である小学校区を基本として以下の4つの防災地区を設定する。このブロック単位毎に避難所や防災拠点となる施設を指定し、それぞれの単位での防災体制を整備するものとする。

地域	地域の特徴	特筆すべき被害の特徴
海田西 小学校区	・ 本町で唯一海に面している。 ・ 臨海部は工業系施設が多い。	・ 液状化被害の可能性がある。 ・ 津波及び堤防被害等に伴い河川周辺を中心とした水害の可能性がある。 ・ 海に接近していることから地震時の振動が大きくなる可能性がある。
海田 小学校区	・ J R や主要幹線道が交錯する交通結節点を有する。 ・ 木造住宅が密集している。 ・ 生活道路が狭隘である。 ・ 北側は山地部である。	・ 木造住宅街における火災出火延焼の危険性がある。 ・ 瀬野川右岸地域は急傾斜地の崩壊や土石流発生の危険性がある。
海田東 小学校区	・ 瀬野川を中心に両側が山間部である。 ・ 北側は木造住宅が密集し、生活道路は狭隘である。 ・ 南側は住工が混在し、生活道路が未整備な地区もある。	・ 木造住宅街における火災出火延焼の危険性がある。 ・ 急傾斜地の崩壊や土石流発生の危険性がある。 ・ 三迫川等周辺を中心とした水害の可能性がある。
海田南 小学校区	・ 三迫川、唐谷川沿いの緩傾斜面に住宅地と農地が混在している。 ・ 丘陵部に住宅団地がある。 ・ 平地部は幹線道路が整備中である。	・ 急傾斜地の崩壊や土石流発生の危険性がある。

第1節 方針

災害の発生及び被害の拡大を未然に防止するために必要な諸事項について計画するものとし、その内容については、以下の各節に定めるところによる。

第2節 風水害予防《総務部、企画部、建設部》

1 洪水予防対策

二級河川瀬野川及び尾崎川、また、砂防指定地内の三迫川、唐谷川、奥之谷川等については、県と協力し、その他の普通河川については町が主体となり、緊急度に応じた河川維持・修繕、河川改良等の改修工事を推進し、洪水の予防に努める。

また、豪雨時浸水が想定される地域を把握し、町民に対して、広報紙による広報、パンフレット及びハザードマップ等の配布、防災関連ホームページの利用、出前講座の開催等の方法により、災害時に危険な箇所、避難所等についての情報の周知に努める。

2 高潮・津波災害の予防対策

町は、県が行う海岸保全施設整備事業、海岸高潮対策事業等に協力し、高潮・津波災害の予防に努める。

また、高潮や津波による浸水が想定される地域を把握し、町民に対し、広報誌による広報、パンフレット及びハザードマップ等の配布、防災関連ホームページの利用、出前講座の開催等の方法により、災害時に危険な箇所、避難所等についての情報の周知に努める。

その他については、震災対策編第5章【津波災害対策】に準ずる。

3 内水氾濫・排水予防対策

町は、内水氾濫等による浸水被害を予防するため、公共下水道の整備を推進する。また、公共下水道（雨水）未整備地区のうち、排水処理能力が不足している区域等については、公共下水道整備の進捗状況や地区の実情を踏まえ、既存排水路の改修、ポンプの保守点検及び修繕に努める。なお、県管理のポンプについては、充実強化（更新）を図るよう県に働きかける。

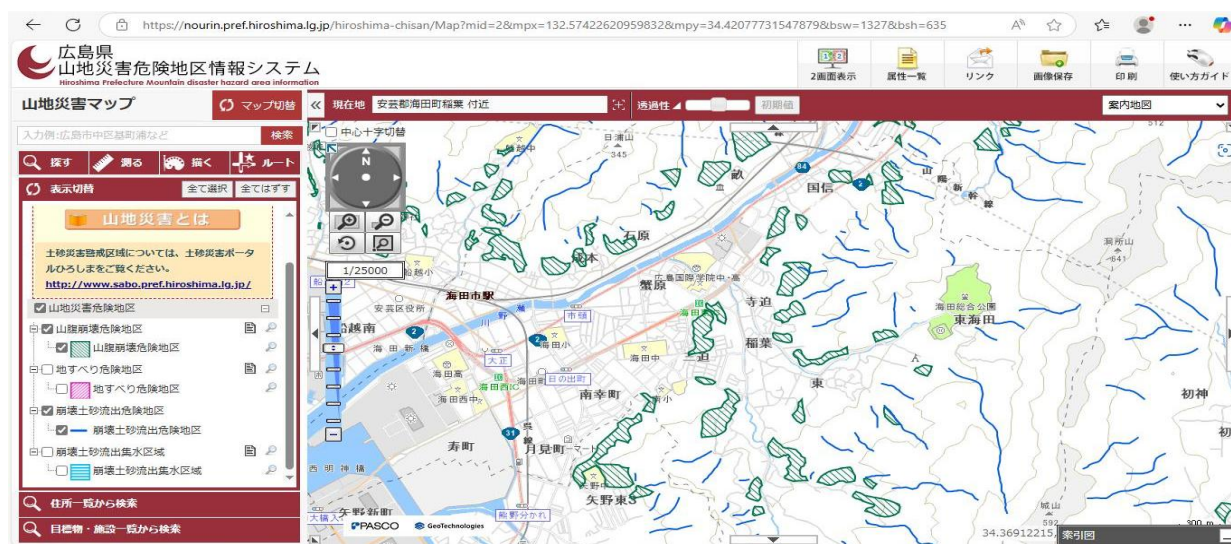
4 土砂災害の予防対策

(1) 山地災害危険地区

山地災害により人命に被害が生ずることが予想される箇所は、本町においては、県の調査に基づき公表している。

このため、町は県に対し、山地災害に対処するため、治山事業の推進を働きかけるとともに、県の調査以外の危険箇所についても把握に努め、必要に応じてパトロールの実施、付近住民からの危険兆候の連絡体制の確立、関係機関等との連携・連絡強化等、危険箇所の警戒対策を行い災害の未然防止に努める。

図 広島県山地災害危険地区情報システム



図の詳細は、広島県山地災害危険区域情報システムへ

<https://nourin.pref.hiroshima.lg.jp/hiroshima-chisan/Portal>

表 山地災害危険区域数（令和7年4月現在）

区 分	箇 所 数
山腹崩壊危険区域	34
地すべり危険区域	0
崩壊土砂流出危険区域	49

(2) 土砂災害警戒区域等の指定への対応

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を受けた場合は、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、注意喚起、避難指示等の発令、避難誘導、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒・避難体制の整備を図る。

(3) パトロールの実施

防災関係機関及び自主防災組織等と連携し、梅雨期及び台風期前等に土砂災害の危険区域（箇所）等のパトロールを行う。

(4) 危険区域（箇所）の住民への周知

- ア 土砂災害警戒区域等の指定を受けた小学校区毎に、土砂災害警戒区域等、避難経路、避難場所等を記載したハザードマップを作成して住民に周知し、避難行動を振起す。
- イ 急傾斜地崩壊危険区域、土石流危険渓流及び山地災害危険地区等を記載したハザードマップの作成・配布等により、土砂災害危険区域の住民への周知を図る。

(5) 自主防災組織の育成と自衛意識の醸成

積極的な自主防災組織の育成を推進し、土砂災害に対する自衛意識の醸成を図る。

(6) 情報の収集・伝達

気象情報、雨量観測値、県防災情報システム等からの情報及び町民からの情報等を収集整理し、的確な判断ができるように努める。また、収集した情報を防災行政無線、広報車、携帯電話（緊急速報メール、海田町防災情報メール・電話）等により迅速、円滑に伝達するための体制を整備する。

また、土砂災害危険区域等への情報伝達体制を強化するため、孤立のおそれのある地区について衛星携帯電話等の送受信可能な無線設備の設置を検討する。

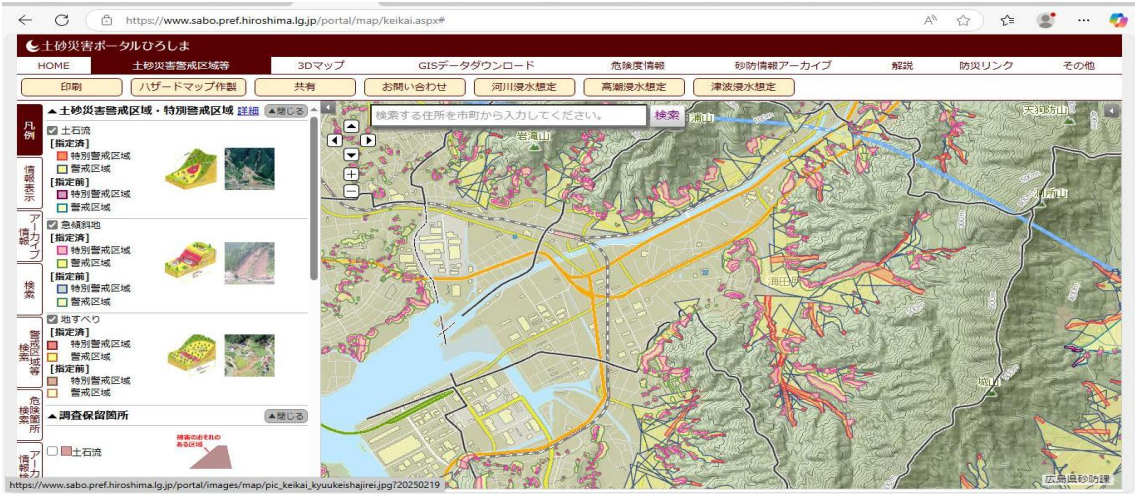
(7) 広島県防災情報システム（広島県防災Web）の活用

広島県防災情報システムによる雨量観測データや土砂災害危険度情報、他市町の防災配備体制等、気象情報、防災関係情報の収集及び広島県防災情報メール通知サービス等を活用し、警戒・避難体制を確立する。

(8) 避難指示等の発令

「緊急速報メール」及び「海田町防災情報メール・電話」を活用し、避難指示等の発令情報をいち早く住民等へ発信する。

図 土砂ポータルひろしま



図の詳細は、土砂ポータルひろしまへ

<https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

表 土砂災害警戒区域等の指定数（令和7年4月現在）

学 区	区 分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
海田東小学校	急傾斜地	1 2	1 2
	土石流	3 0	2 8
海田南小学校	急傾斜地	3 1	3 0
	土石流	3 0	2 8
海田小学校	急傾斜地	3	3
	土石流	1	0

5 ハザードマップ等の周知

ハザードマップ等の周知に際しては、住民の居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル3で「高齢者等避難」、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

6 宅地災害の予防対策

県及び町は、宅地造成に伴うがけ崩れ、土砂の流出等による災害を防止するため、宅地開発行為に対して、都市計画法に基づく開発許可制度及び宅地造成及び特定森戸島規制法による規制を加えることによって、良好な宅地開発の誘導を図るとともに、開発事業者に対し、適切な指導を行う。また、県が行う被災宅地危険度判定士養成講習会への職員の受講を促進し、判定士資格を持つ職員の確保に努める。また、パトロールや標識の設置、ポスターの掲示等を適宜行い、宅地の安全確保への啓発を進める。

7 風害予防対策

台風に伴う強風や突風等による被害を最小限にとどめるため、次の対策を講じる。

(1) 予防広報

台風シーズン又は強風が予想されるときは、広報活動等により次の風害予防対策の実施を広く町民に呼びかける。

- ア 看板、アンテナ等の固定・補強
- イ 瓦、窓、扉、塀等の点検・補修
- ウ 飛散、落下するおそれのあるものの固定・補修・除去
- エ 樹木の剪定・支柱の補強
- オ 気象情報への注意
- カ 外出する場合の注意
- キ 電線の断線等への注意
- ク 火災予防
- ケ 車両運行上の注意

(2) 樹木対策（街路樹・公園樹等）

ア 植栽後3年未満のもの及び被害を受けやすい樹木の剪定並びに支柱・添竹による補強・結束等により、倒木の予防措置を図る。

イ 巡回パトロールによる点検を実施し、倒木のおそれのある樹木の把握及び倒木の予防措置を図る。

(3) 屋外広告物及び道路占用物件対策

倒壊、落下又は飛散等により、人・建物等に被害を与え又は被害を拡大させると予想される屋外広告物や道路占用物件については、点検パトロールにより実態把握を行い、物件の設置者又は管理者に必要な防止措置を講じるよう指導を徹底する。また、物件の設置申請時に、風に対する安全措置の指導を図る。

(4) 建築物対策

建築物の所有者又は管理者に対して、風により倒壊・落下又は飛散するおそれのある設備等の安全対策を呼びかける。

(5) 公共工事・公共施設対策

町の関係する工事や公共施設については、設計段階から風害対策を考慮するとともに、点検パトロール等により、必要な措置を講じ、人・建物等への被害の発生を防止する。

(6) 電柱・電線等対策

中国電力ネットワーク株式会社広島ネットワークセンター、NTT西日本株式会社等の電柱・電線の設置者に対して、風害対策の強化を働きかけるとともに、電線類の地中化事業の促進を図る。

8 道路における災害の予防対策

町は、県の行う道路整備事業等に協力するほか、所管する道路及び橋梁について、以下の災害予防対策を実施する。

(1) 道路及び橋梁の防災点検調査

集中豪雨や長雨による災害等の発生に備え、道路の冠水等の危険がないか道路防災点検調査を実施する。また、主要な道路の橋梁について、橋梁基礎の洗掘点検調査を実施し、補修等対策工事が必要な橋梁を選定する。

(2) 道路の改良・整備

災害時における緊急輸送等の道路機能確保のため、防災点検調査に基づき道路の防災補修工事や拡幅整備等について、緊急性を考慮しながら順次推進する。

(3) 橋梁の改良・整備

主要な道路の橋梁について、防災点検調査に基づき老朽橋の補強等を行う。

(4) 道路付帯施設の整備

道路付帯施設の更新・補強等を推進する。また、災害時における夜間の安全な道路交通を確保するため、道路照明の整備に努める。

第3節 火災予防《総務部、広島市消防局》

町及び広島市消防局は、火災の発生に対処してその被害を最小限にとどめるため、広島市消防計画の定めるところによる対策計画のほか、消防力の整備充実を図るとともに、出火防止、初期消火や危険物の保安の徹底、また、建築物の不燃化の促進や防火教育により多面的な対策を実施する。

1 出火防止・初期消火対策

(1) 出火防止・初期消火対策

広島市消防局は、日頃から、火気その他の出火危険のある物を取扱う施設では、危険物を安全に管理し、火災予防を徹底する。また、特に出火防止・初期消火体制を整備するため、町と連携のもと以下の指導を行う。

ア 一般家庭に対し、火気器具の取扱い及び初期消火の方法等について指導する。

イ 学校、医療・福祉施設等の防火管理者に対し、消防計画の作成、消火訓練の実施等について指導する。

ウ 消防法に規定する立入検査を計画的に実施し、火災予防上の不備欠陥の発見及び出火要因の排除に努め、予防対策の指導を強化する。

エ 危険物施設等の設置又は変更許可に当たっては、危険物の転倒・落下・流出等による火災、爆発等の危険を防ぐため立入検査等を通じて行政指導を行う。

オ 火災発生の未然防止と既発火災の早期鎮火の対策として、事業所等の自衛消防組織の育成強化及び火災時の対応に関する教育訓練を推進する。

(2) 消防力の強化

町及び広島市消防局は、火災発生時における応急対策の万全を期するため、以下の対策を実施し消防力の強化を図る。

ア 消防資機材の整備

火災による被害を最小限に抑えるため、消防用車両、機器の整備、情報通信体制等の充実強化を図るものとする。

イ 消防水利の整備

消火栓、防火水槽等の消防水利の設置を推進するとともに、河川、ため池等の状況を把握し、自然水利の確保を強化する。

＊資料編－25参照

ウ 消防団の充実

町消防団の活動強化のため、町消防団の施設・装備・活動資機材を充実・強化する。
また、可搬式消防ポンプ等を配備している消防庫を地区の消防防災拠点施設として位置づけ、整備の拡充を図る。

2 林野火災予防対策

林野火災は落雷等自然現象によるものもあるが、そのほとんどは一般火災と同様に煙草の投げ捨て、たき火等の人為的な要因で発生しているため、町及び広島市消防局は、予防を主体にした以下の対策を講ずる。

(1) 入山者等に対する措置

ア 火気取扱注意の標識等を設置し、防火意識を喚起する。

イ みだりに火を焚く者に対する警告、指導を行う。

ウ 観光関係者による防火思想の啓発を図る。

(2) 林業事業者に対する措置

ア 林業事業者は火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置すること

イ 事業箇所に火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火箇所を設け、標識及び消火設備の万全を図ること

ウ 事業箇所の火気責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め、関係機関との連絡の万全を図ること

(3) 火入れの作業等に対する措置

森林等において、火入れを行おうとする者は森林法第21条に基づく町長の許可を受けたのち防火の設備をし、隣接する山林の所有者に火入れする旨を通知する。

(4) 予防施設の整備

防火水槽、自然水利利用施設等を整備するとともに、防ぎよ資機材の整備・消火薬剤の備蓄に努める。

(5) 防火思想の普及

林野火災が発生しやすい時期を重点的に地域住民や入山者に対し、火災予防の広報等の啓発活動を行う。

ア ポスター、看板等の設置

イ 広報車等による注意の喚起

ウ 林野火災注意報等の周知

3 危険物施設対策

広島市消防局は、関係機関と連携して保全体制の強化、法令の定めるところによる適正な施設の維持管理、貯蔵取扱い基準の遵守等を図るとともに、施設の自衛消防組織の育成のため種々の活動を推進する。また、危険物による災害の発生及び被害の拡大を防止するため、危険物施設の立入検査等を随時実施し、保安体制の強化を図るとともに、危険物施設の管理者に対し、化学消火剤・設備及び資機材等を備蓄するように指導する。

*資料編－26参照

第4節 災害に強い都市構造の形成《建設部》

町は、災害に強いまちづくりを推進するため、災害に強い都市構造の形成を目指し、以下の対策の実施に努める。

1 土地利用計画

- (1) 都市の防災性の向上を図り、機能的な都市活動及び安全で快適な町民生活の確保を実現するため、次のように、合理的な土地利用を推進する。
- (2) 市街地の面的不燃化を促進するため、市街地等への「防火地域」及び「準防火地域」の指定を検討する。
- (3) 市街化区域については、都市基盤施設の整備を効率的に推進するとともに、市街地形成の現況及び動向を踏まえ、用途地域の適切な指定を行い、建築活動を適正に規制・誘導することによって、健全な市街地形成を図る。

2 市街地の開発整備

海田市駅南口周辺地区については、土地区画整理等を契機とした土地の高度利用と市街地の面的不燃化を促進する。また、JR海田市駅北口周辺地区については、都市計画道路の整備を契機とした建物等の不燃化、敷地内オープンスペースの確保、生活道路、公園の整備等によって、市街地の防災性の強化を図る。

3 都市計画道路等の整備

緊急車両のアクセスの確保と円滑な消防、救護活動等に対処するため、都市計画道路や主要区画道路等の整備を進める。

なお、都市計画道路沿道については、建物等の不燃化を促進し、防火区画帯を形成するとともに、避難路の軸としての空間形成を進める。

4 河川の整備

災害による堤防決壊等による二次災害を防止するため、堤防強化による防災性の向上を図るものとし、河川管理者に対し整備の促進を要望する。

5 公園緑地の整備

公園や緑地は、災害時において町民の避難場所、避難路、応急救護活動、物資集積等の基地として活用ができるとともに、火災の延焼を防ぐ空間として重要な施設であることを配慮して計画的に公園緑地の整備を行う。

なお、ちびっこ公園は、避難中継基地※の機能を、街区公園等は避難場所としての機能を担うとともに、緩衝緑地帯は避難路として重要な役割を担っていることから、これら公園緑地の計画的な配置を推進する。

また、防災や避難等の拠点となる2ha規模の防災公園を、近隣公園の整備に関連して確保するよう努める。

※避難中継基地とは避難所等に避難する際、一時的に集合し、避難するための集団を形成する中継地点、また災害時の物資輸送の中継地点

第5節 災害応急体制の整備《総務部》

1 職員の体制

連絡手段及び参集手段の確保について重視するとともに、勤務時間外での海田町防災情報メール・電話の運用により、災害状況に応じた災害対策本部等体制の確立及び職員の参集体制の整備を図る。

また、災害の推移に応じたマニュアルを作成し職員に周知するとともに、定期的に訓練を実施し、災害時の活動手順、使用資機材、装備の使用方法、他の防災関係機関との連携等について習得させる。

さらに、災害活動上必要な資格の取得を推進するとともに、実践的な防災活動に対応できる職員を育成する。

2 職員の防災研修

職員は、災害に関する一般的な知識を習得するとともに、本計画で規定されている災害対策本部等の所属部課等の分掌事務の周知を通じ、災害発生時に適切な措置がとれるよう、主として下記の実践的な研修を行う。

- (1) 自然災害及びその施策に関すること
- (2) 災害発生時に職員の所属する部課が実施すべきこと及び職員自身が実施すべきこと
- (3) 応急手当に関すること
- (4) 地域の防災リーダーが担う役割に関すること

3 応急復旧体制・資機材の整備等

町は、所管する施設及び設備の被害状況の把握並びに応急復旧を実施するため、事前に体制や資機材を整備する。このため、機器の総点検及び実践的訓練の定期的実施、非常時における運用計画の策定等を実施する。

公共施設等の管理者は、災害発生時にとるべき応急対策として、主として次の事項について、事前に計画するよう努める。

- (1) 利用者の安全対策
- (2) 出火防止措置
- (3) 避難誘導
- (4) 施設の点検
- (5) 被害状況の報告

(6) 二次災害の防止措置

(7) その他必要と認められる応急対策事項

4 防災業務等の中心となる施設・設備等の確保・充実

(1) 災害対策本部等防災業務等の中心となる施設・設備の充実を図るため、災害に強い施設・設備を整備して常時、良好な状態に維持するように努める。

(2) 備蓄倉庫には、災害時における用途に付随する食糧、飲料水及び活用資機材等を適正に備蓄するとともに、調達体制の整備に努める。

(3) 防災業務等の中心となる施設・設備が被災した場合には、代替え施設等を選定し迅速な機能回復を図る。

(4) 町の救援・救護、復旧活動等の拠点となる地域防災拠点を少なくとも1箇所整備するとともに、公民館等の既存の公共施設を活用して、地域住民の避難や防災活動の拠点となるコミュニティ防災拠点の整備を検討する。

5 情報収集・伝達設備の整備

(1) 気象観測設備等の充実

気象情報等を正確、詳細かつ迅速に収集するため、国、県をはじめとする関係機関に気象観測設備等の充実を働きかけるとともに、集中豪雨等の局地的な気象資料等を得るため、雨量、風向、風速、気温・湿度等の観測設備の充実を図る。

(2) 通信連絡設備等の充実

災害時における各種情報の収集・伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災行政無線（同報系）、専用電話設備、Jアラート（全国瞬時警報システム）による緊急情報の伝達機能及び町ホームページを充実するとともに、停電時においても運用可能となるよう発電機や可搬型無線機等の応急用資機材の整備を図る。

(3) 非常・緊急電話の事前登録

町の加入電話は、事前に必要と認められる発信電話を非常・緊急通話用電話として、西日本電信電話株式会社中国支店の承認を受けておくものとする。

ア 優先利用の承認及び取扱い

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別の必要に備えて、災害対策用電話について「災害時優先電話」として、あらかじめ西日本電信電話株式会社に申し

込みを行い、承認を受けておくものとする。

また、災害対策用電話について変更があった場合、速やかに西日本電信電話株式会社中国支店に変更を申し込み、承認を受けておくものとする。

申込先	申し込みダイヤル番号
116 センタ	「116」

イ 非常・緊急電報の申込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別に必要な場合は、前記アの「災害時優先電話」から、非常・緊急電報の申し込みを行う。

申込先	申し込みダイヤル番号
電報センタ	「115」

表 災害時優先電話一覧（令和6年4月現在）

	電話番号	設置部署	備考
1	082-823-9200	総務課	
2	082-823-9201	財政経営課	
3	082-823-9202	総務課	
4	082-823-9203	総務課	FAX
5	082-822-5151	国信浄水場	
6	082-823-2028	蟹原浄水場	

（4）携帯電話等の通信環境の維持

状況により災害発生時、通信連絡用の携帯電話、タブレット端末等による通信・連絡手段等を維持するため、NTTドコモと連携をして携帯電話の通信環境を維持する。

必要により、避難所、災害現場等における通信環境の維持も留意する。

6 防災関係機関等相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、応急活動、復旧活動に関し、次の点に留意し、相互応援の協定を締結する等、平常時からの連携を強化する。

（1）防災関係機関相互の連携体制

ア 人的な応援体制だけでなく、食糧、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資

機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の確立を図る。

イ 自衛隊、警察、消防等による消火・救急・救助に係る全国的な受入体制を整備する。

ウ 防災関係機関相互の受入れが円滑に行えるよう、救援活動拠点、ヘリポート、待機所等の確保に努める。

エ 防災関係機関等との合同訓練の実施等により連絡体制の充実・強化に努める。

(2) ライフラインの応急復旧に係わる関係機関の連携体制

電気、ガス、水道等のライフライン事業者は、災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成しておくものとする。

また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業所間で広域応援体制の整備に努めるものとする。

7 企業等との災害時支援協定締結の推進

(1) 大規模な災害が発生し又は発生する可能性が高い場合において、被災者対応に必要な水、食料、生活必需品等の供給が円滑に実施できるよう流通備蓄の拡充・体制強化を図るとともに、緊急避難場所及び所要の資機材等の提供を受けることにより効果的な災害対応活動の実施を可能とするため、企業等との災害時支援協定締結を推進する。

(2) 速やかに災害応急対策に着手できるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(3) 災害応急対策への協力が期待される建設業等の担い手の確保・育成に取り組む。

8 防災資機材等の点検・整備

防災資機材の点検・整備の実施については、梅雨期前、台風期前及び火災多発期前に行い、不足資機材はその都度補充する。

(1) 消防用資機材の点検整備

原則として毎月1回、機械及び器具の性能、数量等の点検を行い整備する。

(2) 水利施設の点検整備

水利施設の性能等の点検を行うとともに、自然水利についてはその利用可能状況及び障害物の有無を、防火水槽については貯水量を点検する。また、防火水槽は適当な時期を選んで清掃に努める。

(3) 水防用資機材の点検補充

水防用資機材は他に転用されやすく、また腐食し鼠害を受けることが多いため、毎年出水期には、これらにつき厳重点検し、必要なものを補充する。

9 業務継続性の確保

防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る。

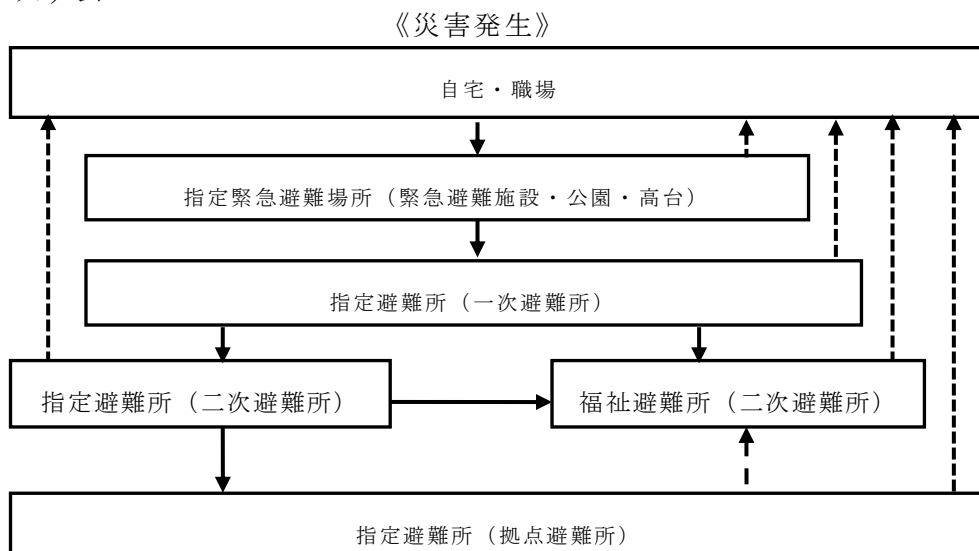
また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎、電気・水・食料等の確保方策、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保方策、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務について定めておく。

第6節 避難体制の整備《各部》

1 避難システムと指定避難所等の定義

○ 避難システム



(1) 指定避難所

ア 拠点避難所

一次避難所が周辺の災害拡大等によって危険になったときの最終避難所

イ 一次避難所

災害直後の避難に充てられるとともに、危険が去った段階には家屋の倒壊・消失等により生活の場を失った被災者の臨時的な宿泊・滞在所

ウ 二次避難所

一次避難所からの分散収容等の必要が生じたときの予備的な避難所

エ 福祉避難所

一般的な避難所では生活に支障を来たす要配慮者等のために、何らかの特別な配慮がされた避難所

(2) 指定緊急避難場所

各指定避難所と同じく、災害の種類ごとに指定するもので、災害の危険から緊急的に逃れるための施設又は場所

2 指定避難所及び指定緊急避難場所の選定

小学校区を基本単位とした避難システムを確立するため、被災者が当該小学校区内の指定避難所及び指定緊急避難場所（以下「指定避難所等」という。）に避難できることを基本に選定する。

施設の耐震補強やバリアフリー化、指定避難所等に必要な機能整備、運営要員の派遣等が町の主導で効率的に行えるよう、町の施設を中心に選定するが、当該地域の避難の実状及び地域住民からの要望等を踏まえ、民間事業所等と指定避難所等の開設に係る協定を締結し、その確保に努めるものとする。

3 避難路の選定

指定避難所等へ至る道路及び避難上支障のない道路で、国道^{※1}、県道^{※2}、主要町道^{※3}等を避難路として指定する。

避難路の選定に当たっては、土砂災害等の地域の状況を十分考慮したものとするとともに、住民参加のワークショップ等を開催するなど、住民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との

同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、避難路の選定の基準は次のとおりとする。

- (1) 避難路中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

避難路の幅員は原則として15m以上とすることが望ましい。ただし、これに該当する道路がない場合は、概ね8m以上の幅員を有する道路を選定する。(避難住民の安全性を確保するため、幅員が15～10mの場合には、一般車両の通行規制、10m以下の場合には、緊急車両及び一般車両の通行規制等を行う必要がある。)

- (2) 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。
- (3) 洪水、高潮等による浸水や土砂災害等も考慮し、海岸、河川及び急傾斜地沿いの道路は原則、経路として選定しないものとする。
- (4) 避難路には、夜間における安全避難や避難行動要支援者の安全な避難に配慮した誘導標識等の整備に努める。

※1 国道2号、国道31号

※2 県道矢野海田線、県道瀬野船越線、県道府中海田線、県道東海田広島線、県道広島海田線

※3 中店小学校線、新開蟹原線、町道1～4、6、8～10、83、144、162、191、194、255号線

4 指定避難所等の整備の強化

- (1) 拠点避難所を主とする各避難所に対しては、避難所と災害対策本部の情報連絡を円滑に行うため、無線設備の設置や同本部との音声通話が可能な無線設備を近傍に整備するなど連絡体制の強化に努める。
- (2) 飲料水や消防水利を確保するため、飲料水兼用耐震貯水槽の整備に努める。
- (3) 被災者の避難生活を支援するため、自主防災組織が行う食料、生活必需品等の救護活動に必要な資機材等を格納する備蓄倉庫の整備に努める。
- (4) 空調、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備を備えるとともに、要配慮者に配慮した施設・設備を備えるよう努める。
- (5) 風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のため、福祉避難所等の関連する施設について、想定される浸水深に対し安全な構造にする等、避難が可能となるよう配慮する。
- (6) 必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- (7) 感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、必要な場合には、ホテ

ル等の宿泊施設の活用等を含めて検討する。

5 避難計画の作成等

(1) 多数の町民が集まる施設の避難計画

学校、保育所、工場及び商業施設等多数の町民が集まる施設の設置者又は管理者等は、避難指示等が発令された場合に関係者を速やかに安全な場所へ避難させる責務を有するため、あらかじめ町長と協議し避難計画の作成に努める。

(2) 地階等の避難計画

地階等（不特定多数の者が利用し、浸水が発生した場合にその利用者が円滑かつ迅速に避難することが困難で、被害の発生が想定される地階）の管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防責任者、連絡体制及び避難誘導計画等を定めた浸水被害を防止するための計画を作成し、従業員等への防災教育及び訓練を行うよう努めるものとする。

(3) 指定避難所等の開設・運営

ア 指定避難所等の開設及び運営について、事前に計画を策定するとともに、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所等の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。

イ 感染症の発生・拡大がみられる場合は、建設部と福祉保健部が連携して、感染症対策として必要な措置を講ずる。

(4) 避難行動

ア 避難行動とは「命を守るための行動」であり、避難指示等が対象とする避難行動は、次のすべての行動を対象とする。

居住者、滞在者及び要配慮者利用施設や地下施設の所有者又は管理者は、災害のどの事象が「命を脅かす危険性」を持つことになるのか十分認識し、避難指示等が発令された時の避難行動をあらかじめ見積もっておく必要がある。

(ア) 立ち退き避難（災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動すること）

(イ) 「垂直避難」（2階以上、または危険のない近くの高い建物へ移動すること）

(ウ) 「屋内安全確保」（むやみな移動はかえって危険。その場にとどまり安全を確保すること）

イ 各種災害における避難指示等の発令基準は、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」

において定める。

(5) 避難の誘導

- ア 避難行動要支援者の避難に当たっては、自主防災組織、消防団及び近隣住民等と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、避難の連絡方法及び避難補助の方法を事前に定めるよう努める。
- イ 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に応じた避難場所であることを明示するよう努める。また、災害種別一般図記号を使用した避難場所標識の見方に関する周知に努める。
- ウ 商業施設、駅その他の不特定多数の者の利用が想定される施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際においては、必要に応じ多数の避難者の集中や混乱の発生に配慮した計画及び訓練するよう努める。

6 指定避難所等の組織体制と応援整備

(1) 組織体制、人的体制

ア 体制の準備

防災訓練、図上訓練等を通じ、要配慮者及び在宅者への支援も視野に入れつつ、関係機関が連携して災害時の対応や役割分担などについて認識を共有する。

イ 要員の確保等

- (ア) 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、職員が決められた場所に自発的に参集できる体制を整備する。
- (イ) 職員は、交通機関の混乱又は途絶の可能性があることを想定し、自転車及び徒歩を含む参集場所への複数の交通手段を確保する。
- (ウ) 交通機関の混乱・途絶又は職員自身の被災等による対処要員の不足が想定されるため、職員間の相互支援体制を整備する。
- (エ) 職員は、迅速・円滑に指定避難所等を開設するため「避難所開設・閉鎖マニュアル」について習熟するとともに、地域住民等関係者・団体へも周知させるものとする。
- (オ) 避難所運営については、事前に運営責任者を決定するとともに、指定避難所等の施設管理者、自治会、自主防災組織等との連携を保持する。

ウ 研修や訓練の実施

(ア) 災害時を想定した職員の参集訓練を実施する。

(イ) 迅速かつ的確に避難所生活の支援を実施することができるよう、職員に対し実践的な研修や訓練を実施する。

(ウ) 要配慮者の特性と、それに応じた接し方について、指定避難所等の運営管理者となりうる者を対象とした研修を実施する。

(2) 物資確保体制の整備

ア 食糧・飲料水、毛布等の生活必需品は避難生活に不可欠であることから、災害が発生した場合に直ちにこれらを提供するため、備蓄の推進、他の自治体との災害支援協定及び事業者団体等との物資供給協定を締結するとともに、物資搬送体制を構築し、救援用物資集積基地を設置する。

イ 調達物資のほか、義援物資が大量に搬入されることを考慮し、調達物資の調整及びボランティアとの連携を含めた受け入れ体制、運搬・配布体制についても整備する。

7 指定避難所等の指定等

(1) 指定避難所等の指定及び周知

ア 都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定避難所等について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、県へ通知するとともに、住民へ周知する。

イ 感染症対策のため平常時から、指定避難所のレイアウトや避難者の動線等を確認するとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、福祉保健部局と連携するように努める。必要な場合は、県が保有する公共施設の他、ホテル・旅館等の活用を含めて県へ要望する。

(2) 福祉避難所の整備

ア 福祉避難所を設置した場合、生活相談職員（要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者）等の配置、要配慮者の円滑な利用を確保するためポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ等を確保する。

イ 福祉避難所の受入対象者は、高齢者や障がい者、妊産婦など、避難生活において特別な配慮を必要とする方で、介護保険施設や医療機関などに入所・入院するに至らない程度の方を基準とする。

(3) 要配慮者対策

指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が指定避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、避難場所として宿泊施設を借上げる等、多様な指定避難所の確保に努める。

8 避難所運営マニュアルの作成

- (1) 避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ避難所運営マニュアルを作成し、避難所の良好な生活環境を確保するための運営基準やその取組方法及び要配慮者に対する必要な支援について明確化する。
- (2) 避難所のあらかじめ決められた運営責任者が被災することも想定し、町の避難所関係職員以外の者でも避難所を立ち上げることができるよう分かりやすいマニュアルを整備する。
- (3) マニュアルに基づき、関係機関の理解及び協力も得て、平常時から避難所の運営責任予定者を対象とした研修を実施する。

9 指定避難所等の町民への周知

災害時に町民が、指定避難所等に安全かつ容易に避難できるように、指定避難所等の位置・名称・方向等の標識類を整備する。その際、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に配慮した避難誘導標識、防災情報案内板等の整備に努める。また、広報誌やパンフレット、各種災害危険箇所や指定避難所等、避難路を掲載したハザードマップ等の配布及び町ホームページへの掲載により、町民に指定避難所等の周知徹底を図る。また、福祉避難所はより専門的な支援や援護の必要性の高い避難者のために確保されるものであり、一般の指定避難所で生活可能な避難者は、対象としない旨をあらかじめ周知徹底する。

10 帰宅困難者に関する対策

災害発生時に公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合に備えて町は、町民や企業等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や従業員等が一定期間事業所内に留まることができる備蓄の必要性等の周知

を図る。また、町は必要に応じて、一時滞在施設の確保等に努める。

1.1 広域避難の受入れ

(1) 趣旨

災対法の規定に基づき県外において災害が発生し、被災都道府県から県に対し、被災住民の受入れ要請があった場合、可能な範囲で被災住民を受け入れる。

(2) 役割

ア 県

被災都道府県から被災住民の受入に関する協議があった場合には、町と受入れの可否について協議する。

イ 町

県からの要請を受け、受入を決定したら受入れ避難所を選定し、避難所の管理者等に通知する。

(3) 受入れが不要となった場合

町は避難者の受入れの不要通知を受けた場合は、避難所管理者等へその旨を通知する。

(4) 県への支援要請

被災住民の受入れを行う場合において、町の受入れ体制が十分確保できない場合には、県に対して支援要請を行う。

1.2 動物愛護管理に関する計画

(1) 町は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。また、必要に応じて、指定避難所等における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

(2) 町は、災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して、指定避難所等での適切な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の周知を図る。

(3) 町は指定避難所等や応急仮設住宅で飼い主が適正に飼養するための指導や支援を行う。

1.3 避難所における良好な生活環境への取組

平常時から研修等の啓発や情報提供のあり方の検討等を行うとともに、災害時には、多様なニーズに配慮した避難所運営、物資補給、相談支援等が迅速に行われるよう体制整備に努める。

表 指定避難所兼指定緊急避難場所一覧

		地区	名称	所在地	収容人数	緊急	土砂	地震	津波	高潮	洪水	内水
拠点避難所	1	海田小	織田幹雄スクエア	中店 8-24	290	○	○	○	○	③	②	②
	2	海田小	海田小学校	昭和中町 2-55	363	○	○	○	②	③	②	②
	3	海田西小	海田西中学校	南つくも町 2-2	424	○	○	○	②	③	②	○
	4	海田東小	海田東小学校	浜角 1-17	363	○	○	○	○	②	③	○
	5	海田南小	海田中学校	幸町 10-1	606	○	○	○	②	③	②	○
一次避難所	6	海田西小	海田高等学校	つくも町 1-60	666	○	○	○	②	③	②	○
	7	海田西小	海田西小学校	南つくも町 12-3	272	○	○	○	②	③	②	○
	8	海田東小	海田東公民館	寺迫二丁目 2-59	181	○	○	○	○	②	②	②
	9	海田東小	広島国際学院	曾田 1-5	424	○	○	○	○	②	②	②
	10	海田南小	海田南小学校	大立町 12-5	363	○	○	○	○	○	○	○
	11	海田西小	海田町ひまわりプラ	南つくも町 11-16	78	○	○	○	②	③	②	○
	12	海田東小	海田町民センター	寺迫一丁目 1-29	103	○	○	○	○	②	②	○
	13	海田小	海田町福祉センター	日の出町 2-35	242	○	○	○	②	③	②	○
二次避難所	14	海田小	龍洞保育園	中店 7-13	36	△	×	×	○	×	②	○
	15	海田西小	海田町シルバープラ	つくも町 6-3	90	△	○	○	②	×	②	○
	16	海田西小	つくも保育所	南つくも町 11-15	60	△	○	○	②	×	②	○
	17	海田南小	海田児童館	幸町 5-7	30	△	○	○	②	×	②	②
	18	海田東小	海田町ふるさと館	畝二丁目 10-20	24	△	×	○	○	○	○	○
	19	海田東小	小さくら保育所	寺迫二丁目 12-35	48	○	○	○	○	○	○	○
	20	海田南小	海田みどり幼稚園	南幸町 12-4	72	△	○	○	②	×	②	②
	21	海田南小	海田町立図書館	南幸町 1-11	48	△	○	○	②	×	②	②
	22	海田南小	さいわい保育園	南幸町 10-26	54	△	○	○	②	×	②	○
	23	海田東小	こうわ認定こども園	畝二丁目 15-23	66	○	○	○	○	○	②	○
	24	海田南小	みどりのもりこども	南幸町 11-3	30	△	○	○	②	×	②	②
	25	海田南小	こうわ認定こども園	西浜 3-21	96	○	○	○	②	③	②	○
福祉避難所	26	海田西小	介護老人保健施設さ	堀川町 2-23	—	○	○	○	②	③	②	②
	—	海田西小	海田町ひまわりプラ	南つくも町 11-16	78	○	○	○	②	③	②	○
	—	海田東小	海田町民センター	寺迫一丁目 1-29	103	○	○	○	○	②	②	○
	27	海田南小	エバーグリーンホー	東二丁目 8-6	—	△	×	○	○	○	○	○
	—	海田小	海田町福祉センター	日の出町 2-35	242	○	○	○	②	③	②	○

注意

- 1 標中に記号が付されていなくても、被害の状況（予測を含む。）によって安全であることが認められる場合には、避難

所等として開設できるものとする。

- 2 各災害種別欄の○印の中の数字は、緊急避難時に当該建物の○内に表示する階数以上の階が開設できることを示す。
- 3 海田町ひまわりプラザ、海田町民センター及び海田町福祉センターについては、一次避難所及び福祉避難所を兼ねているため、福祉避難所として開設する際には、一般避難者の移動を伴う。
- 4 海田南小学校については、「土砂」欄の○印は、1号館を除いた施設が開設できることを示す。
- 5 「緊急」欄の○印は全ての災害、△印は一部の災害で指定緊急避難場所としても開設できることを示す。
- 6 各災害における指定基準は、各災害発生時等に安全な避難経路及び避難スペースが確保できるか否かである。
- 7 収容人数は、一人当たり 3.5 m²で算出した。

表 指定緊急避難場所一覧

	地区	名称	所在地	避難人数	土砂	地震	津波	高潮	洪水	内水
1	海田西小	明神公園	明神町 1749-9 他	909	○	○	×	×	×	○
2	海田小	窪地公園	窪町 1953-20	151	○	○	×	×	×	×
3	海田小	日の出公園	日の出町 1073-1	272	○	○	×	×	×	×
4	海田小	一貫田公園	中店 183	606	×	○	○	○	○	○
5	海田小	昭和公園	昭和町 720 地先	575	○	○	○	○	○	○
6	海田南小	三迫公園	三迫二丁目 3565-1 他	848	×	○	○	○	○	○
7	海田小	港町公園	窪町 2214-1 他	363	○	○	×	×	×	×
8	海田西小	南堀川公園	南堀川町 1549-9 他	424	○	×	×	×	×	×
9	海田南小	西浜公園	西浜 1751-6 他	424	○	○	×	○	×	×
10	海田東小	石原公園	石原 1444-8 他	242	○	○	○	×	×	○
11	海田東小	畝公園	畝一丁目 1406 地先	1,151	○	○	○	×	×	○
12	海田東小	観音免公園	畝二丁目 165-17 他	424	×	○	○	○	○	○
13	海田東小	砂走公園	砂走 1203-3 他	303	○	×	○	○	×	×
14	海田東小	国信公園	国信二丁目 6070-3 他	181	×	×	○	○	○	×
15	海田小	東昭和公園	東昭和町 635-2 他	60	○	○	×	×	×	×
16	海田小	稻荷町公園	稻荷町 2084 他	36	○	○	×	×	×	×
17	海田南小	大立公園	大立町 445-8 他	206	×	○	×	×	×	×
18	海田東小	寺迫公園	寺迫一丁目 2219-7 他	1,030	×	○	○	○	○	○
19	海田南小	南本町公園	南本町 1111	303	○	○	×	×	×	○
20	海田南小	三迫第二公	三迫三丁目 2495-1 他	606	×	○	○	○	○	○
21	海田小	あけぼの公	曙町 582-1	181	○	○	×	×	×	×
22	海田南小	海田総合公	東海田蟻ヶ原	41,818	×	○	○	○	○	○

(民間緊急避難施設)

	地区	名称	所在地	収容 人数	土 砂	地 震	津 波	高 潮	洪 水	内 水
1	海 田 小	J Aひろしま海田市支店(サンピア・アキ)	窪町 8-8	381	○	○	②	③	②	②
2	海 田 西 小	創価学会広島安芸文化会館	堀川町 3-31	121	○	○	②	③	②	○
3	海 田 小	ガイナステイツ海田市駅前	窪町 2-10	60	○	○	②	③	②	②
4	海 田 南 小	株式会社植田商店 業務用食品スーパー 海田店	月見町 10-5	121	○	○	×	×	×	×
5	海 田 西 小	エディオン海田店	南つくも町 13-18	1515	○	○	×	×	×	○
6	海 田 南 小	フジ海田店	南本町 1-3	484	○	○	×	×	×	×
7	海 田 東 小	鮮D○!エブリイ海田店	畝二丁目 15-15	1030	○	○	○	○	②	②
8	海 田 東 小	丸善工業株式会社	砂走 16-14	121	○	○	○	○	②	○
9	海 田 東 小	イトウゴフク海田店	畝二丁目 15-15	—	○	○	○	○	×	×
10	海 田 小	万惣海田店	曙町 1-31	181	○	○	×	×	×	×
11	海 田 小	J R海田市駅NKビル(ビエラ海田市)	窪町 1-23	606	—	—	②	②	②	②
12	海 田 小	麒麟倉庫株式会社	日の出町 10-3	212	○	○	×	×	×	×
13	海 田 西 小	マリーナサンライズ(駐車場)	明神町 1-31	500 台	○	○	②	③	②	○
14	海 田 西 小	D C M海田店(駐車場)	栄町 3-16	150 台	○	○	×	×	×	○
15	海 田 東 小	株式会社東洋シート	国信一丁目 6-25	121	○	○	○	○	○	○
			蟹原一丁目 4-35	42	○	○	○	○	○	○
16	海 田 西 小	株式会社キーレックス	南明神 2-51	90	○	○	②	②	○	○
17	海 田 小	明治安田生命保険相互会社	堀川町 3-15	90	○	○	②	②	○	○

注意

- 1 「避難人数」欄は、各公園の「面積」を3.5㎡(避難者1人あたりの避難必要面積)で除して算出した。
- 2 「収容人数」欄は、各施設管理者等から公表の了承を得られた施設のみ公表する。
- 3 各災害における指定基準は、各災害発生時に安全な避難経路及び避難スペースが確保できるか否かである。
- 4 各災害種別欄の○印の中の数字は、浸水時に当該建物の○内に表示する階数以上の階を活用できることを示す。
- 5 一印は、土砂災害及び地震発生時における民間緊急避難場所として使用は想定していない。

第7節 防災教育・訓練及び調査研究《各部》

1 防災知識の普及

町及び防災関係機関は、災害において迅速かつ的確な措置をとり、被害を最小限度に防止するため、関係職員に対して専門的教育による防災知識の普及を推進し、相互協力のもと、町民に対して防災知識の普及及び防災意識の高揚を図る。

(1) 防災思想の普及

ア 町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という自助の精神を持ち、平常時から食料、飲料水等の備蓄を含めた災害に対する備えを心がけるとともに、豪雨、土砂災害、地震・津波等の過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、早期避難など災害時に自らの身の安全を守るよう行動することができ、自主防災活動への参加など地域ぐるみで安全確保に努めることが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、防災関係機関は、自主防災思想の普及、徹底を図る。

また、教育機関や民間機関等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会の開催等により、防災教育を実施する。

イ 町は、「自らの命は自らが守る」という意識のかん養や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識のかん養に努める。

(2) 町民に対する防災知識の普及・啓発

町は、災害時に町民自らが的確な判断に基づいた行動ができるよう、防災訓練等を通じて災害についての正しい知識の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。また、自主防災組織等地域コミュニティにおける防災に関する教育の普及推進を図る。

ア 普及啓発内容

(ア) 暴風、豪雨、大雪、洪水、地震及び津波等の異常な自然現象に対する一般知識及び防災知識

(イ) 各種の産業災害に対する自主的な安全管理に関する知識

- (ウ) 火薬と危険物等の保安に関する知識
 - (エ) 水道、電気、ガス及び通信施設等に関する災害時の知識
 - (オ) 建築物に対する防災知識（構造、補強、耐震診断、家具の固定、ガラスの飛散防止等）
 - (カ) 土砂災害警戒区域等、浸水想定区域等に関する防災知識
 - (キ) 出火の防止並びに初期消火の心得
 - (ク) ビル街、百貨店及び地下街等への外出時における災害発生時の対処方法
 - (ケ) 自動車運転時の心得
 - (コ) 救助・救援に関する事項
 - (サ) 安否情報の確認に関する事項
 - (シ) 文化財、公共施設等に関する防災知識
 - (ス) 災害により交通の途絶しやすい地域に関する防災知識
 - (セ) 大規模災害発生時の流出油等の防災に関する知識
 - (ソ) 避難所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
 - (タ) 正確な災害情報の入手方法
 - (チ) 非常用食糧、飲料水、身の回り品等非常持出品や救急医薬品の準備
 - (ツ) 要配慮者への配慮
 - (テ) 各防災関係機関が行う地震災害対策
 - (ト) 過去に発生した災害に関する事項
 - (ナ) 正常性バイアスの克服
 - (ニ) A E D等の非医療従事者が使用できる医療用機器の操作
 - (ヌ) 性暴力・DV等の「暴力は許されない」意識
 - (ネ) その他防災知識の普及啓発に必要な事項
 - (ノ) 様々な条件化で地震発生時にとるべき行動並びに緊急地震速報利用の心得
- イ 啓発方法
- (ア) パンフレット、リーフレット及びポスター等の作成及び配布
 - (イ) テレビ、ラジオの活用
 - (ウ) 新聞、広報誌、インターネットその他広報媒体の活用
 - (エ) DVD等の活用
 - (オ) 防災に関する講習会、講演会及び展示会等の開催

(カ) 学校教育等を通じての児童生徒に対する周知徹底

(キ) 防災点検の日等の指定

(ク) その他時宜に即した方法

(3) 職員等に対する教育

町及び防災関係機関は、職場内における防災体制を確立するため、次の内容について職員等に対し防災教育を行う。

ア 暴風、豪雨、大雪、洪水、地震及び津波等の災害に関する一般知識及び防災知識

イ 災害が発生した場合にとるべき具体的な行動に関する知識

ウ 職員等が果たすべき役割

エ 防災対策として現在講じられている施策に関する知識

オ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

カ その他必要な事項

(4) 児童・生徒に対する教育

各学校等の児童・生徒に対して、学校教育、少年消防クラブや幼年消防クラブの活動等を通じて、災害に関する知識や避難の方法等についての周知徹底を図るとともに、その成果を各世代への防災意識の高揚に繋げるよう努める。

(5) 自動車運転者に対する啓発

海田警察署及び町は、運転免許更新時の講習や各種広報誌等により、災害発生時において、自動車運転者が措置すべき事項について周知徹底を図る。

(6) その他の防災関係機関による普及啓発

水道、電気、ガス、通信、鉄道、道路、船舶等に係わる防災関係機関は、それぞれの業務に関する災害対策や利用者等が実施すべき事項等について、利用者等へ普及啓発活動を行う。

2 防災訓練の実施・指導

町は、他の関係機関等との連携のもと、災害時における防災業務が迅速かつ的確に行われることを目的として、防災訓練を実施・指導する。訓練の実施に当たっては、最も効果のある時期、場所、要領等を検討するとともに、目的と必要性に応じた訓練内容となるよう配慮するとともに、地域のリスクに応じて実際的かつ、住民の参加が期待できるような取組みを行い、実際の避難を想定し、地域や子どもを含めた家族等の実情に合わせた訓練を定期的に

行う。

(1) 実施責任者

災害予防責任者（町長）

(2) 実施事項

- ア 災害広報
- イ 避難誘導
- ウ 消火活動
- エ 水害対応タイムラインを活用した実践的な水防訓練を含む水防活動
- オ 交通規制
- カ 救護活動
- キ 非常無線通信
- ク 消防広域応援
- ケ 自衛隊派遣要請
- コ 行方不明者の搜索活動
- サ 食糧供給・給水活動
- シ 緊急道路の確保
- ス 緊急物資の輸送
- セ 通信施設・電力施設・ガス施設・水道施設の応急復旧
- ソ 他の市町村との広域応援
- タ 海難救助、山岳遭難者の救助活動
- チ 避難救助及び非常招集
- ツ 緊急地震速報を利用した安全確保行動
- テ その他防災に関する活動

(3) 実施方法

町は計画を作成して、最も効果のある時期・場所・要領等を選定して実施する。

- ア 大規模災害発生時における防災関係機関、町民、企業及び行政相互の連絡協力体制の確立と地域住民の防災意識の高揚を図るための総合防災訓練
- イ 大規模災害発生時における県災害対策本部・支部、町及び防災関係機関との連携強化を図るための図上訓練とする。災害予防責任者は、訓練実施結果について評価し防災体制の改善に反映させる。

3 防災知識の普及・防災訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及や防災訓練にあたっては、避難行動要支援者の避難を想定した項目等を組み込むなど、要配慮者に対する理解や実地体験等を通じて、地域の力で要配慮者を支援する体制が図られるよう支援及び助言を行い、要配慮者への支援意識の醸成に努める。

4 防災に関する調査研究

各種災害について調査研究を進めるとともに、調査研究の結果について町民への適切な情報提供を行い、災害の未然防止に努めるほか、災害時における応急、復旧対策等に万全を期する。

- (1) 自主防災組織の育成に関する調査研究
- (2) 防災設備の整備(新設、改良)に関する調査研究
- (3) 防災業務の効率化のためのシステム研究
- (4) 被害想定、避難地・避難路の指定基準の設定及び町民防災意識調査の実施等地域防災計画の指針となる事項の調査研究
- (5) 災害の原因及び災害に対する措置等についての科学的、技術的な調査研究
- (6) 被災地区又は防災業務の先進地域への視察調査
- (7) その他防災に関する調査研究
- (8) 上記調査研究成果の公表

第8節 自主防災体制の整備《総務部》

町民の生命、身体及び財産を災害から守るためには、防災関係機関のみならず、町民による防災組織や、企業等も加わった地域ぐるみの自主防災体制を確立することが必要であり、地域における自主防災組織の結成や企業等の自衛消防組織等の結成を促進し、町民等による防災行動力の向上を図る。

1 地域住民等の自主防災組織

町は訓練、広報、指導助言等を行い、自主防災組織の強化を図るとともに、自主防災組織の活動に必要な防災資機材等の整備を促進するために必要な補助及びリーダーの育成・研修

に努める。

自主防災組織は、町や防災関係機関と協力し、災害から命を守るため、地域で連携し、地域の防災は自らの手で担う共助の精神を持って災害時の被害をできる限り軽減する活動を行うよう努める。

(1) 自主防災組織の育成及び指導

町は、実施計画を作成し、次の事項を積極的に推進する。その際、男女共同参画の促進に努める。

- ア 自主防災組織の規約及び活動計画等の作成指導
- イ 自主防災リーダー養成のための講習会等の実施
- ウ 情報伝達訓練及び避難訓練等の防災訓練の実施指導
- エ 防災活動を促進するための広報
- オ その他自主防災組織の育成及び指導に必要な事項

(2) 自主防災組織の編成

- ア 自主防災組織は、既存の自治会等を基本単位として編成する。その規模が過大な場合は、地域防災活動がしやすいブロックに分ける等地域の実情にあった編成をする。
- イ 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のない組織編成とする。

(3) 自主防災組織の活動内容

ア 平常時

- (ア) 日頃の備え及び災害時の行動等に関する防災知識の普及
- (イ) 初期消火、情報収集・伝達、救出・救護及び避難等の防災訓練の実施
- (ウ) 消火用資機材等の防災資機材及び応急手当用医薬品の整備点検の実施
- (エ) 食糧、飲料水、生活必需品及び防災資機材等の備蓄
- (オ) 家庭及び地域における防災点検の実施
- (カ) 近隣への声掛け等による情報収集及び伝達体制の確立
- (キ) 他の自主防災組織との連携・情報共有

イ 発災時

- (ア) 出火防止、初期消火の実施
- (イ) 正確な情報の収集、近隣への声掛け及び通信網を活用した伝達
- (ウ) 救出、救護の実施及び協力
- (エ) 避難誘導及び集団避難の実施

(オ) 炊き出しの実施及び協力

(カ) 救援物資の分配及び避難所の運営に対する協力等

2 海田町消防団の充実・強化

町内在住又は町内仕事をしている18歳以上の男女に積極的な広報により消防団への入団を促進し、団員の確保に努めるとともに教育訓練を通じて組織体制を強化する。

また、消防団協力事業所表示制度を周知し、消防団員の活動環境の整備を進めていく。

3 企業防災活動の促進

(1) 目的

企業の防災意識の高揚を図り、災害時における企業の防災活動の推進を図ることを目的とする。

(2) 実施責任者

町、企業、広島安芸商工会

(3) 実施内容

ア 企業は、災害時の企業の果たす役割（従業員の安全確保・二次災害の防止・事業の継続・地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、地域住民との連携、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画の策定、点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品等を提供する事業者や医療機関など、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、町との協定の締結や防災訓練の実施等に努めるものとする。

イ 町、広島安芸商工会は、中小企業等による事業継続力強化支援計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して事業継続力強化支援計画の策定に努める。町は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

4 地区防災計画の策定

(1) 目的

自主防災組織等の自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を

高めることを目的として地区防災計画を作成する。

(2) 策定者

自主防災組織又は事業者

(3) 内容

町の一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、町と連携した各地区の自治会等における防災活動を推進し、地域の防災力の底上げするため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動の内容を推奨する。町及び防災会議は、各地区の自治会等から「地区防災計画」に係る提案を受けた場合は、その発意を積極的に受けとめ、地域防災計画へ反映する。

第9節 要配慮者に係る災害の予防対策

《企画部、総務部、町民生活部、福祉保健部、建設部》

町は高齢化や国際化の進展を踏まえ、要配慮者に配慮した環境整備や社会福祉施設等の安全・避難対策、在宅の要配慮者への啓発等の対策を積極的に推進する。

1 要配慮者に配慮した環境整備

(1) 町は、災害時において要配慮者が避難しやすいように、指定避難所等の案内板の設置や施設のバリアフリー化、外国語の付記等の環境整備に努めるとともに、災害に対し的確な行動が行えるよう気象情報や災害情報等を伝達するための施設の整備を推進するなど、伝達体制の拡充に努める。

(2) 町は、新たな都市開発を行う際には、社会福祉施設及び病院等の配置について、災害危険箇所、指定避難所等、避難路等との位置関係を考慮する。

2 要配慮者利用施設の安全・避難対策

(1) 組織体制の整備

町は、社会福祉施設、学校、医療施設その他、主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という）の管理者等に対し、災害発生時において施設利用者等の安全を確保するための組織体制の整備を指導する。

(2) 避難体制の整備

ア 町は、要配慮者利用施設による避難場所の確保、避難場所への搬送の協力依頼機関（消防等）の確保が困難となる場合に備える。

イ 要配慮者利用施設の管理者等は、自然災害からの避難を含む各種災害に関する計画を策定するよう努める。

ウ 浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内にある要配慮者利用施設は、避難確保に関する計画を策定して町に報告するとともに、避難訓練を実施するものとし、町はそれらを定期的に確認するよう努める。

(3) 施設・設備等の整備

町は、要配慮者利用施設の管理者等に対し、施設の耐震性・安全性の向上に努めるよう指導する。また、町は、新規整備について土砂災害警戒区域及び浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、やむを得ず設置する場合には、避難体制の確立、建築物等の耐震化、情報通信施設の整備等を指導する。

(4) 浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内にある要配慮者利用施設で利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる施設

連番	土砂	洪水	高潮	津波	施設名	所在地	電話番号
1	—	○	○	○	つくも保育所	南つくも町 11-15	823-3831
2	○	—	○	—	明光保育園	稲荷町 1-2	823-0366
3	○	—	—	—	龍洞保育園	中店 7-13	823-3354
4	○	—	—	—	小さくら保育所	寺迫二丁目 12-35	516-8027
5	—	○	○	○	さいわい保育園	南幸町 10-26	821-1550
6	—	○	○	○	託児センターひまわりランド	つくも町 6-3	824-0051
7	—	○	○	○	海田みどり幼稚園	南幸町 12-4	822-4359
8	—	○	○	○	海田児童クラブハウス	昭和中町 2-55	822-0288
9	—	○	○	○	海田東児童クラブハウス	寺迫一丁目 1-2	822-1133
10	—	○	○	○	海田西児童クラブハウス	南つくも町 12-3	823-4317
11	○	—	—	—	海田南児童クラブハウス	大立町 12-5	822-2446

1 2	—	○	○	○	海田小学校	昭和中町 2-55	822-2714
1 3	—	○	○	—	海田東小学校	浜角 1-17	823-2270
1 4	—	○	○	○	海田西小学校	南つくも町 12-3	822-1031
1 5	○	—	—	—	海田南小学校	大立町 12-5	822-6775
1 6	—	○	○	○	海田中学校	幸町 10-1	822-2258
1 7	—	○	○	○	海田西中学校	南つくも町 2-2	823-8551
1 8	—	○	○	○	清風会第1かいた	昭和中町 5-19 ヴィ ラかいた 202 号室	821-3150
1 9	○	—	—	—	特別養護老人ホーム・障害 者支援施設 エバーグリー ーンホーム	東二丁目 8-6	821-0015
2 0	—	○	○	○	特別養護老人ホーム 花 みずき	大立町 6-4	821-0201
2 1	—	○	○	○	山本整形外科病院	堀川町 2-23	822-3000
2 2	—	○	○	○	ソーシャルハウス灯台	大正町 7-22-11	288-6251
2 3	—	○	○	○	ニチイケアセンター広島 海田	蟹原二丁目 4-48	821-3381
2 4	—	○	○	○	安芸ひまわり	日の出町 2-9	821-2525
2 5	—	○	○	○	小規模多機能型居宅介護 海田じらく房	蟹原二丁目 6-2	847-5637
2 6	—	○	○	○	ケアビレッジなごみ	南堀川町 7-33	821-0753
2 7	—	○	○	○	ケアビレッジゆき	南幸町 10-26-8	516-8811
2 8	—	○	○	○	南海田病院	栄町 2-42	823-8855
2 9	—	○	○	○	津田産婦人科クリニック	南幸町 9-43	821-0303
3 0	—	○	○	○	みどりのなあーさりい	窪町 1-23	847-2650
3 1	—	○	—	—	こうわ認定こども園海田	畝二丁目 15-23	821-2500
3 2	○	—	—	—	にこらほ一む海田	国信二丁目 15-10	554-8835
3 3	—	○	○	○	こうわ認定こども園海田 第二	西浜 3-21	516-7005

34	—	○	○	○	こうわ児童クラブ	西浜 3-21	516-7005
35	—	○	○	○	みどりのもりこどもえん	南幸町 11-3	821-2340
36	—	○	○	○	みどりのもり児童クラブ	南幸町 11-36	821-2340
37	—	○	○	○	放課後等デイサービス 日々生	窪町 10-10	821-0345
38	—	○	○	○	放課後等デイサービス 虹の子ども海田	南堀川町 1-3-2F	824-7007
39	—	○	○	○	就労移行支援事業所 LITALICO ワークス広島海田市	窪町 2-14 ハントウビル 2階	516-7036

3 在宅の要配慮者対策

(1) 組織体制の整備

町は、高齢者や障がい者等の在宅の要配慮者を把握し、自主防災組織や事業者等の防災組織の整備及び指導を通じ、地域全体で要配慮者の避難誘導、情報伝達、救助等の体制づくりに努める。

(2) 防災器具等の普及・啓発

町は、在宅の要配慮者の安全性を高めるため、防災器具や防災製品の普及・啓発に努めるものとする。

(3) 環境の整備

町は、要配慮者が被災時に安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板の設置など、環境の整備に努める。

(4) 通報体制の整備

町は、自治会、自主防災組織及び民生・児童委員等と連携して、防災行政ラジオにより災害情報の入手が困難な要配慮者の通報体制の整備に努める。

4 要配慮者への啓発

(1) 防災知識の普及啓発

町は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット等の配布や地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。また、町内で生活する外国人に対し、外国語の防災パンフレ

ットの配布、海田町防災情報メール・電話登録等の対策を推進するよう努める。

(2) 防災訓練

町は、要配慮者を想定した、避難誘導、情報伝達などの訓練を支援する。

5 災害発生時の対応マニュアルの策定

町は、要配慮者に対する適確な措置がとれるよう、要配慮者の特性に配慮した避難誘導、情報伝達、救助等に関するマニュアルの策定に努める。

6 避難行動要支援者支援体制の構築

町は防災関係機関及び福祉担当部署等との連携のもと、避難行動要支援者に関する情報を平常時から収集し、管理・共有するとともに個々の避難行動要支援者に対し避難支援者を定める等、避難支援計画（避難支援プラン）の策定・普及に努める。また、避難行動要支援者支援体制として、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、介護関連施設及び老人クラブ連合会等が連携する体制を構築するよう努める。

(1) 避難支援者等関係者となる者

発災時における避難行動要支援者の避難支援関係者は次のとおりとする。

- ア 自治会又は自主防災組織
- イ 社会福祉協議会
- ウ 民生委員・児童委員
- エ 消防団
- オ 消防機関
- カ 警察機関
- キ 介護支援専門員
- ク 相談支援専門員

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）に掲載される者は、次の要件に該当するものとする。

- ア 介護保険の要介護認定が3以上の者
- イ 身体障がい者で身体障害者手帳の等級が1級又は2級のもの
- ウ 知的障がい者で療育手帳の等級が㊤又はAのもの

- エ 精神障がい者で精神障害者保健福祉手帳の等級が1級のもの
- オ 75歳以上の高齢者で一人暮らしのもの
- カ 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯のもの
- キ その他上記に準ずる者で支援が必要と認められるもの

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿の作成にあたり、町福祉保健部局が所有する次の情報から上記要件に該当する者を抽出し、名簿を作成する。なお、難病患者等の町が把握していない情報が必要な場合は、知事等に対して、情報提供を求める。

- ア 介護保険被保険者台帳
- イ 身体障害者手帳所有者情報
- ウ 療育手帳所有者情報
- エ 精神障害者保健福祉手帳所有者情報
- オ 高齢者世帯情報
- カ 住民基本台帳

(4) 名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化することから町は、名簿は年2回（1月、9月）に更新し、名簿情報を最新の状態に保つとともに、死亡及び転入・転出した者又は新たに障がい認定を受けた者が発生した場合等の作成、更新すべき事由を取りまとめる。また、更新した名簿を避難支援機関と速やかに共有する。この際、名簿は規則等に基づき適切に管理する。

(5) 避難支援機関等への名簿情報の提供

ア 提供方法

名簿は、平常時から避難支援機関等の関係者に提供され共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援に結びつくため、町は、あらかじめ避難支援の実施に必要な限度で避難支援者等に提供するよう努める。なお、提供できる情報は、原則避難行動要支援者本人又は親権者や法定代理人から情報提供に同意を得たものに限ることとする。そのため、町は避難行動要支援者等に対し、制度の趣旨及び内容の説明を行い、円滑な情報提供ができる体制を構築する。

イ 情報漏えい防止

名簿は、住所、氏名、連絡先及び障がい等級等の秘匿性の高い個人情報を含むため、

避難支援機関等に名簿を提供する場合には、避難支援者等関係機関と個人情報保護に関する覚書等を締結するとともに、避難行動要支援者を担当する地域の避難支援者に限り提供する。また、名簿の必要以上の複製の禁止及び適切な保管方法について、適宜指導を行う。

(6) 避難行動要支援者への情報伝達の方法

町は、避難行動要支援者へ気象情報や避難情報等をより確実に伝達するために、同報系無線（戸別受信機）、広報車、FAXによる災害情報配信、海田町防災情報メール・電話、Lアラート、緊急速報メール等の多様な手段を用いて情報を伝達する。なお、伝達する情報は、高齢者や障がい者にも分かりやすい言葉及び表現とし、一人ひとりに的確に伝わるよう努める。また、自治会又は自主防災組織、近隣住民、消防団等は声掛けによる伝達に留意する。

(7) 避難支援者の安全確保

町は、避難支援の必要性や名簿の意義及び在り方を避難支援者に説明するとともに、地域で避難支援者の安全確保の措置を計画する。また、計画については自治会、民生委員児童委員等の支援機関を含めた地域住民全体で協議して決定し、広く周知する。なお、それに併せて、避難支援者は、避難行動要支援者を支援するが、支援を受けることができない可能性もあることを十分に理解してもらうよう努める。

(8) 個別避難計画の作成の推進

福祉支援等に係る関係者と連携し、避難行動要支援者ごとの個別避難計画を作成するとともに避難に必要な体制整備を推進する。

7 福祉避難所としての社会福祉施設との連携

要配慮者は、避難生活において通常の避難所に備え付けのない特殊な設備や環境等を必要とする場合があるため、日常的に要配慮者の受入れのある介護関連施設や障がい者福祉施設等に対し、災害時における福祉避難所として位置付ける旨の協議を行い、要配慮者の二次的な避難所としての活用を図るよう努める。

表 福祉避難所一覧

	施設名	住所	備考
1	海田町ひまわりプラザ	南つくも町 11-16	一次避難所を兼ねる。
2	海田町福祉センター	日の出町 2-35	一次避難所を兼ねる。

3	海田町民センター	寺迫一丁目 1-29	一次避難所を兼ねる。
4	特別養護老人ホームエバーグリーンホーム	東二丁目 8-6	民間施設
	障害者支援施設エバーグリーンホーム		
5	介護老人保健施設さくら	堀川町 2-23	民間施設

第10節 災害ボランティア活動の環境整備《福祉保健部》

災害時には、行政や関係機関による災害対応活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアによる各種の活動が不可欠であるため、町は、災害時において個人・団体等の市民ボランティアや企業等によるボランティア活動が円滑に行われるよう、日本赤十字社広島県支部や社会福祉協議会等と連携しながら、災害ボランティア活動の環境整備を図る。

1 災害ボランティアの把握と育成

町は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、県や社会福祉協議会、日本赤十字社広島県支部等と連携し、平時より医療業務、看護業務、介護業務、通訳、無線通信、被災建築物の応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する専門ボランティア及びボランティア団体（以下「災害ボランティア」という）を把握し、必要に応じて、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修、訓練等の実施に努める。

2 災害時活動体制整備

（1）ボランティア活動の環境整備

ア 町は、社会福祉協議会をボランティア活動拠点と位置づけ、災害時にはボランティアに関する情報提供や相談、登録等を行う災害ボランティアセンターを設置するための環境整備に努める。

イ 感染症流行時に、被害規模や被災者ニーズに応じたボランティア活動が展開できるよう、感染症対策に留意した適切な対応に向け社会福祉協議会等との連携を推進する。

（2）広域応援協定の締結

災害時のボランティア活動を円滑に立ち上げ実施するため、ボランティアのあっせん及び隣接する自治体に対するサポートも含め、事前に相互に可能な事項を確認して、隣接する県や市町相互による広域的な応援協定や遠隔地との応援協定の締結を検討する。

3 町災害ボランティアセンター

災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターをひのうらセンターに設置し、海田町社会福祉協議会が運営する。

第11節 ライフライン施設等の機能確保

《建設部、中国電力ネットワーク㈱、広島ガス㈱、N T T西日本中国支店、N T Tドコモ中国支社》

1 上水道

(1) 災害時応急活動体制の構築

災害時の給水確保の面から、応急活動の体制構築については、(公社)日本水道協会等との連携を強化するとともに広域連携の取組の中でも広島県及び近隣市町との間で災害時等の相互支援、相互応援の取組を強化に努める。

(2) 資材の備蓄及び非常用電源の確保

町は、応急対策、復旧工事を迅速に行えるよう、平時から必要な資機材の確保・備蓄に努めるとともに、浄水施設及び送水ポンプ等の重要施設の停電時に対応できるよう、非常用発電機、自家発電設備等の維持管理に努める。

(3) 水道施設の耐震性の向上

導水管、送水管及び配水本管等基幹管路の耐震化を計画的に進めて行く。

2 下水道

(1) 下水道施設の維持管理

町は、非常時の応急対策・復旧対策に支障のないように、下水道台帳、施設図面、維持管理記録等を整備し管理する。

(2) 浸水危険箇所の調査

町は、浸水危険箇所について、河川・水路管理者等と連携して調査し、それぞれの箇所毎に可能な限りの予防措置を行い、被害の軽減を図る。

(3) 非常時配備体制等の整備

町は、非常時の配備体制表、緊急連絡体制表、災害対応組織表をあらかじめ作成する。
また、被害状況調査用資機材及び応急復旧用資機材等について、あらかじめ調査方法・保

管場所等を定める。

3 電気

(1) 電力施設の保全及び防災性の確保

風水害予防のため、耐水・耐火性のある電力施設を整備する。また、緊急時に備え、非常用発電機、移動用変圧器、移動用遮断器等を確保する。

(2) 災害復旧の迅速化

電力設備の広範囲、長時間にわたる停電を避けることを基本として、配電線のループ化、開閉器の遠隔制御化により、信頼性の向上と復旧の迅速化を図る。

(3) 電気設備予防点検

電気設備に関する技術基準の定めるところに適合するように、定期的に工作物の巡視、点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）及び自家用電気工作物を除く一般需要家の電気工作物の調査を行う。

(4) 資機材の確保・輸送

地域的条件等を考慮して、緊急電力復旧のための発電機車をはじめ、応急復旧に必要とする災害対策用資機材等を必要数確保するとともに、倒木による架線の切断防止のための事前伐採等の協議等を関係機関等と行い平素からの予防措置を講ずる。

4 ガス

(1) ガス施設対策

ガス施設全般について、二次災害の発生を防止するため、緊急遮断装置の設置による導管網のブロック化を進める。また、災害発生時においては速やかに状況把握を行い、所要の措置を講じるため、必要に応じ供給所等に遠隔監視機能を持ったガス漏れ警報装置、圧力計・流量計等の設備を設置する。

(2) 連絡・通信設備

火災時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス施設の遠隔監視・操作的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

(3) 巡回点検

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁添架管及び浸水のおそれのある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

5 通信

(1) 通信ケーブルの複ルート化、分散収容

被災時の救出・救助及び防災関係機関の重要な通信を確保するため、関係通信施設の加入者ケーブルの複ルート化及び異ケーブルへの分散収容を推進する。

(2) 通信ケーブルの地下化、洞道への収容替え

風水害等から架空ケーブルの被害を防護するため、加入ケーブルの地下化を行うとともに、防水構造、耐風構造の洞道網の建設を推進し、既設ケーブルを含め洞道への収容替えを行う。

(3) 中継ケーブルの信頼性向上

交換機等を収容するビル相互間を結ぶ中継ケーブルについても、洞道への収容等の地下化、複ルート化及びループ化を推進するとともに、無線方式の併用により更なる信頼性の向上を図る。

(4) 移動体通信設備の信頼性向上

移動体通信設備については、機動性に優れ、各種災害時にも利用可能であることから、利用エリア拡大の推進及び伝送路のループ化、洞道への収容替え等により、更なる信頼性の向上を図る。

(5) 携帯電話等の通信環境の維持

状況により災害発生時の災害対策本部等重要な通信・連絡手段を確保するため、NTTドコモと連携するとともに、避難所等における地域住民の携帯電話の通信環境の確保に努める。

6 ライフライン事業者との関連業者等の連携

各ライフライン事業者は、応急対策の実施に当たっては関連業者との連携が必要不可欠であることから、平素から関連業者と災害時の連絡や連携の方法を申し合わせる等、速やかに応急対策を実施できる体制の整備を図るものとする。

第12節 食糧・生活必需品等の備蓄《総務部》

1 災害対策用資機材等

- (1) 食糧・飲料水及び被服・寝具・その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）
- (2) 医薬品等医療資機材
- (3) 防災資機材
 - ア 救助・救難用資機材
 - イ 消火用資機材
 - ウ 水防関係資機材
 - エ 流出油処理用資機材
 - オ 陸上建設機械
 - カ 被災建築物応急危険度判定資機材
 - キ 被災宅地危険度判定資機材

2 実施方法

常時物資及び資材の所要量を確保し、整備と点検に努めるとともに、保管場所・保管責任者を明らかにするものとし、物資の調達・配給・輸送方法等についても、あらかじめ物資資材の生産業者・集荷業者・販売業者・配給業者・輸送機関等と緊密な協力関係を樹立するよう努める。また、各防災関係機関が緊急時に相互に協力できる物資及びその数量等の把握に努める。

(1) 備蓄数量

備蓄数量は、地域特性を考慮し、過去の災害事例をもとに設定するものとする。

(2) 備蓄品目の選定

備蓄品目の選定については、想定される最悪のケースに対応できるように品目を精選する。電気・ガス・通信・上水道・下水道等町民生活に重大な影響を与えるライフラインの被害による影響も考慮する必要がある。

3 備蓄に関する基本的事項

(1) 家庭・企業

各家庭・企業は、食糧・飲料水及び生活必需品等について、下限で3日、出来れば1週間分を備蓄し、自らの身の安全は自ら守るよう努める。

(2) 町

独自では物資の確保が困難となった被災者に対し、食糧・飲料水・生活必需品等を給与

し、円滑な応急対策を実施するために計画的に必要な物資、資機材を備蓄する。

(3) 備蓄の方法

物資の性質に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うとともに、物資の備蓄倉庫の整備に努める。

(4) 備蓄場所

庁舎、避難所となる学校・公民館等にも可能な限り保管する。

表 海田町管理備蓄倉庫等一覧

備蓄倉庫 等 【小学校区】	所在地	面積 (㎡)	場所
昭和中町備蓄倉庫 【海田小学校区】	昭和中町 756-6 の一部	16.81	海田小学校体育館東側に隣接（消防庫2階）
海田東小学校備蓄倉庫 【海田東小学校区】	浜角 1-17	6.51	校庭西・屋外トイレ横
海田西小学校備蓄倉庫 【海田西小学校区】	南つくも町	6.51	校庭南・プール横
海田西小学校備蓄スペース 【海田西小学校区】	12-3	—	教室棟3階・教材倉庫内
海田南小学校備蓄倉庫 【海田南小学校区】	大立町 12-5	6.51	校庭北東・バスケットゴール付近
海田南小学校備蓄スペース 【海田南小学校区】		—	校舎2号館 中2階倉庫
海田小学校備蓄スペース 【海田小学校区】	昭和中町 2-55	16.75	本館3階上部・ストーブ倉庫、旧食器庫
海田中学校備蓄スペース 【海田東、海田南小学校区】	幸町 10-1	22.08	中校舎2階・中2学習室内（中校舎3階倉庫）
海田西中学校 【海田西小学校区】	南つくも町 2-2	—	校舎3階倉庫
福祉センター備蓄スペース	日の出町 2-35	—	1階、3階・倉庫内

【海田小学校区】			
町民センター備蓄スペース 【海田東小学校区】	寺迫一丁目 1-29	—	3 階倉庫内
ひまわりプラザ備蓄スペース 【海田西小学校区】	南つくも町 11-16	—	4 階・倉庫内
織田幹雄スクエア (海田公民館) 備蓄倉庫 【海田小学校区】	中店 8-24	38.19	3 階

4 備蓄及び調達体制の確立

(1) 備蓄

指定避難所及び備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、簡易ベッド、パーテーション、毛布等、避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な資材等の確保に努めるとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性及び子どもにも配慮する。

(2) 食糧

ア 食糧の備蓄

大規模災害発生時においては、建物の損壊、交通機関やライフラインの途絶等により食糧の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業・町は、ガス・電気・水がなくてもすぐに食べられる食糧を中心に平常時から備蓄に努めるものとする。

イ 備蓄量等

(ア) 各家庭は3日分程度の食糧の備蓄を、町は被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の3食分程度の備蓄に努める。

(イ) 備蓄品目

乾パン・粉ミルク・アルファ化米等の長期保存が可能な食品を備蓄する。また、備蓄品目の選定にあたっては、要配慮者や食物アレルギー患者等、宗教的な理由等への対応にも配慮する。

(3) 飲料水

災害発生時においては、水道施設等が破損し、水道が使用できなくなるおそれがあるため、各家庭・企業及び町は、平常時から飲料水の備蓄に努めるものとする。また、町は、迅速な応急給水を行うため、給水袋等の資機材の備蓄に努める。

(4) 生活必需品等

ア 生活必需品等の備蓄

災害発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活必需品等の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業及び町は、備蓄に努めるものとする。

イ 備蓄量等

(ア) 各家庭は、3日分程度の生活必需品の備蓄を、町は被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の1日分程度を備蓄する。

(イ) 備蓄品目

毛布・哺乳びん・おむつ・生理用品・簡易トイレ・ポリタンク（飲料水等確保用）・ビニールシート（テント代用・雨漏り防止）・簡易食器類・日用品セット等を備蓄する。
また、飲料水の他に、トイレ及び避難所の清掃、洗濯、機材の洗浄等に使用する生活用水の確保が必要であるため、衛生的な水が早期に確保できるようなタンク、貯水槽、井戸等の整備に努める。

ウ 食糧、飲料水、生活必需品等の調達体制の確立

応急対策を円滑に実施するため、町は、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

(5) 医薬品等医療資機材

災害発生時において応急対策を円滑に実施するために、町及び医療関係機関は、平常時から医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

ア 備蓄量

被災予測数を考慮して、備蓄量を算出するものとする。

イ 備蓄品目

(ア) 災害による負傷の形態を考慮し、最も必要とされる医薬品等医療資機材から順次備蓄に努めるものとする。なお、具体的には包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療に用いる医薬品等のほか、特に災害拠点病院・災害協力病院においては、多数患者の受入れや医療救護班の派遣等に必要となる資機材についても備蓄するものとする。

(イ) 備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するとともに、感染症対策に必要な物資の備蓄に努める。

ウ 医薬品の管理

医薬品等医療資機材の備蓄に当たっては、適正な管理と保存期限ごとの更新を行う。

(6) 防災資機材

町及び防災関係機関は、次に掲げる資機材の備蓄や調達のための連絡体制の確立に努める。

ア エンジンカッター、エアジャッキ、担架及び救命ボート等の救助・救難活動に必要な資機材

イ 消火器・消防ポンプ等の消火用資機材

ウ 土のう、ビニールシート、鉄線、杭、縄及び可動式ポンプ等の水防関係資機材

エ 吸着マット、オイルフェンス及び油処理剤等の流出油処理用資機材

オ 人命救助及び復旧作業等に必要な陸上建設機械

カ 被災建築物応急危険度判定に必要な資機材

キ 被災宅地危険度判定に必要な資機材

5 町の備蓄品目及び数量

(1) 備蓄対象者数

備蓄対象者数は、広島県地震被害想定調査報告（令和7年10月策定）により南海トラフ地震が発生した場合の避難者数等として報告されている、避難所への避難者数 8、615 名（うち要配慮者 2、171 名）、避難所外での避難者 4、590 名、帰宅困難者 1、445 名及び滞留者 1、656 名を参考値とする。

(2) 備蓄数量

ア 次の表の品目及び数量の整備に努めるとともに、食糧については保存期限の到来に合わせて更新するものとする。

イ 数量は、流通備蓄及び県等からの支援を勘案して算定する。

備蓄計画数量（基準）

令和8年4月1日現在

種別	品目	必要数量	現物備蓄割合	現物備蓄数量
食糧関係	クラッカー等	24、200 食	50%	約 12、100 食
	栄養調整食（カロリーメイト）	2、340 食	50%	約 1、170 食
	アルファ化米（五目等）	5、460 食	50%	約 2、730 食
	アルファ化米（白粥）	1、080 食	50%	約 540 食
	粉ミルク（通常）	85、000 g	100%	約 85、000 g
	液体ミルク	400 缶	100%	400 缶
	粉ミルク（アレルギー）	5、000 g	100%	約 5、000 g
生活必需品	哺乳ビン	170 本	100%	約 170 本
	毛布	10、000 枚	100%	約 10、000 枚
	生理用品	32、800 枚	70%	約 22、960 枚
	紙おむつ（幼児）	4、240 枚	70%	約 2、970 枚
	紙おむつ（高齢者）	1、870 枚	70%	約 1、310 枚
トイレ	簡易トイレ	420 組	70%	約 300 組
	トイレットペーパー	1、990 巻	70%	約 1、400 巻

6 流通備蓄

町は、災害時において、食品等必要物資が円滑に調達できるように、あらかじめ関係団体・企業等との協定を締結する等、流通備蓄の確保体制の充実に努める。

第13節 保健衛生・防疫に関する活動《福祉保健部》

被災者の健康保持、地域の衛生管理のために必要な体制を確立する。

1 公衆衛生活動

(1) 被災者の健康の保持

被災者の健康を保持するための体制づくりを行う。

(2) 保健師等の役割

- ア 避難生活環境全般の把握及び感染症対策
- イ 感染症、食中毒等の予防、飲料水、食料品等の衛生管理
- ウ 巡回健康相談、健康調査などによる健康状況の把握
- エ 要配慮者の個別支援

(3) 避難所の生活環境の確保

- ア 避難所の生活環境を確保するため簡易トイレの充足を図るとともに災害時は協定企業等から仮設トイレの支援を受ける。
- イ 避難者の入浴は、県に要請して民間施設等を活用する。
- ウ 被災地区の衛生環境の保持のため、収集処理体制を確立して、し尿、生活ごみを計画的に収集・処理する。

2 防疫活動

避難所及び被災地区の衛生環境を保つため、避難所周辺の消毒等防疫に必要な資機材や薬品の調達体制を整備し、他の関係機関等への応援要請のための情報収集体制、防疫活動体制を確立する。また、感染症等の発生時は臨機に対応できるような体制づくりを行う。

第1節 方針

災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、被害の発生の防御又は拡大防止に関して、迅速かつ実効ある措置を期するために必要な諸対策について計画するものとし、その内容については、以下の各節に定めるところによる。

第2節 災害応急組織の編成・運用《各部》

1 防災組織

災害に対する応急対策の実施については、次の災害出動体制を組織して行う。なお、気象情報及び各種災害別の詳細な組織表は、町長が別に定めることとし、関連法の改正、機構改革及び災害出動状況の検討内容等を早急に本組織表に反映できる体制を整備する。

また、職員をもって災害対策班を組織して流動的に運用し、災害対策本部体制を除く各出動体制における初動体制を確立する。組織表については、別途示す。

【災害出動体制組織表】

凡例:●自動参集 ○参集命令発令後参集とする。

	出動体制	出動基準	主 要 務	出動者（基準）
注意体制（レベル2）	注意体制	①レベル2大雨、土砂災害、高潮注意報及び大雪、暴風雪、強風注意報のいずれかが発せられ災害発生のおそれがあると町長が認めた時 ②広島県内の他市町で特別警報が発表され、かつ海田町に同じ内容の注意報が発表された時 ③町内で火災が発生した時 ④「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された時	情報収集	●防災課長（責任者） ●防災課員 （災害発生のおそれがない時は、自宅待機） ※災害対策班長は各班員の参集の可否について可能な限り把握しておく
警戒体制（レベル3警報）	第1次警戒体制	①雨量観測値が1時間20mmを超過した時 ②長周期地震動階級3が観測された時 ③震度4の地震を観測した時 ④レベル3大雨、土砂災害、高潮、暴風警報のいずれかが発表された時 ⑤「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された時 （＊気象庁が発表する発生現象及び評価の内容により体制を強化する場合がある。） ⑥長周期地震動階級4が観測された時 ⑦町長が必要と認めた時	情報収集 巡視警戒準備	●防災課長（責任者） ●防災課員 ●建設課長 ●上下水道課長 ●防災課員 ●建設部員（当番）2名 ●総務部員（当番）2名 ○施設管理者 ○災害対応パトロール班（初動対応） ○災害対策班員 ○保健師班（必要に応じ参集）
	警戒第2体制	①第1次警戒体制で対応できない時 ②レベル4大雨、土砂災害、高潮、暴風危険警報のいずれかが発表され、災害発生のおそれがある時 ③水防警報（準備）が発表された時 ④町長が必要と認めた時	情報収集 巡視警戒	上記参集者の他 ○消防団長
非常体制（レベル4危険警報）	災害警戒本部	①警戒体制で対応できないと予測される時 ②小規模な災害が発生した時又は災害の発生が予想される時 ③「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された時 （＊気象庁が発表する発生現象及び評価の内容により体制を強化する場合がある。） ④広島県に「津波注意報」を発表された時 ⑤町長が必要と認めた時	情報収集 巡視警戒 被災調査 応急対策 避難誘導 避難所運営	●本部員 ●防災課長 ●建設課長 ●上下水道課長 ●防災課員 ●建設部員（当番）2名 ●総務部員（当番）2名 ●施設管理者 ○災害対策班員 ○災害対応パトロール班 ○保健師班 ○消防団員（本部員）
	災害対策本部	①震度5弱以上の地震を観測した時 ②相当規模の災害が発生した場合又は災害の発生が予想される時 ③大規模な火災、爆発その他重大な人為的被害が発生した場合又は発生するおそれがある時 ④広島県に「津波警報」が発表された時（避難指示発令のため） ⑤町長が必要と認めた時	情報収集 巡視警戒 被災調査 応急対策 避難誘導 避難所運営	●全職員 ●施設管理者 ●全消防団員

2 参集の伝達

防災課長は、出勤基準となり職員を参集する場合は、以下に示す要領により迅速に伝達を行う。

(1) 勤務時間内の参集

防災課長は、役場庁舎内放送及び各課の内線電話により、職員を参集する。

(2) 勤務時間外又は休日等における参集

ア 防災課長は出勤基準となった場合は、町長、副町長及び総務部長に報告した後、直ちに所定の出勤者を参集する。報告の暇がない場合は、事後報告とする。

イ 参集の伝達は、メール一斉配信、携帯電話又は固定電話により実施する。その他必要な場合は、伝令等あらゆる手段により伝達を行う。

ウ 宿直は、防災気象情報の発表、防災関係機関や町民等からの通報があった時は、直ちに防災課長に連絡する。

(3) 参集を免除（基準）する職員

ア 職員自身が、災害発生時に療養中又は災害により重傷を負った場合

イ 親族に死亡者又は重傷者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合

ウ 自宅又は親族が居住する住居が半壊以上の被害を受け、当該職員がその保全をしなければ居住者及び財産の安全が確保できない場合

エ 同居する家族に高齢者、障がい者、乳幼児等があり、当該職員の監護がなければ、その者の生活が維持できない場合

オ 自宅周辺及び参集途中において、救助・救出要請があった場合

カ その他、所属長が特に認めた場合

3 警戒体制等

(1) 設置基準

「災害出動体制組織表」による。

(2) 応急対策

ア 注意体制

所定の出勤者は、気象情報等の収集に当たる。

イ 第1次警戒体制

所定の出勤者は、気象情報及び被災危険地の情報を収集するとともに、巡視警戒活動を準備し災害防止対策に当たるものとする。

ウ 第2次警戒体制

所定の出勤者は、情報収集活動及び巡視警戒活動等を実施するとともに、軽微な災害に対しては迅速な対策を講ずる。また、災害警戒本部設置の準備を行う。

(3) 警戒体制の活動

ア 職員の参集

本庁舎3階大会議室（災害警戒本部）

イ 責任者

防災課長とする。不在時は、防災課危機管理監とする。

ウ 情報収集活動（基準）

項 目	担 当	内 容
資機材の準備	防災課	移動系無線・車両（鍵）・住宅地図・カメラ・被害情報（出勤報告）メモ用紙
現地調査班の編成	主として建設部	・1組2人以上 ・防災課長の指示に基づき、情報の収集及び報告を実施
電話対応等	災害対策班4名基準	電話対応及び町民からの要望・苦情等の対応
情報の整理 防災関係機関等の情報 収集	災害対策班長 総務部	被害情報及び防災関係機関等からの情報の整理

エ 警戒体制等の設置後、責任者は気象状況等の変化を考慮して、適切な時期に体制の解除又は強化について町長に上申する。

(4) 体制の解除

町長は、状況等の推移を勘案し警戒体制を移行・解除する。

ア 災害警戒本部体制以上の体制に移行したとき

イ 各体制の出勤基準が解除され、災害の危険が解消し、警戒体制の必要が認められなくなったとき

4 災害警戒本部

町長を本部長とし、情報収集、応急対策に対応する組織を編成するものであり、災害発生後の情報収集、巡視、広報活動、関係機関への通報・連絡、応急対策等を行うため設置し、

風水害等の災害の発生を警戒し、速やかに災害対策本部に移行し得るよう準備を行う。

(1) 設置基準

「災害出動体制組織表」による。本部長は、災害警戒本部を設置したときは、直ちにその旨を防災関係機関、防災会議の委員に通知するものとする。

(2) 設置の命令権者

町長、副町長、総務部長、防災課長の順

(3) 組織及び分掌事務

災害警戒本部の組織及び分掌事務は、次頁図に示すとおりとし、災害の状況に応じて弾力的に構成するものとする。

(4) 災害警戒本部の活動

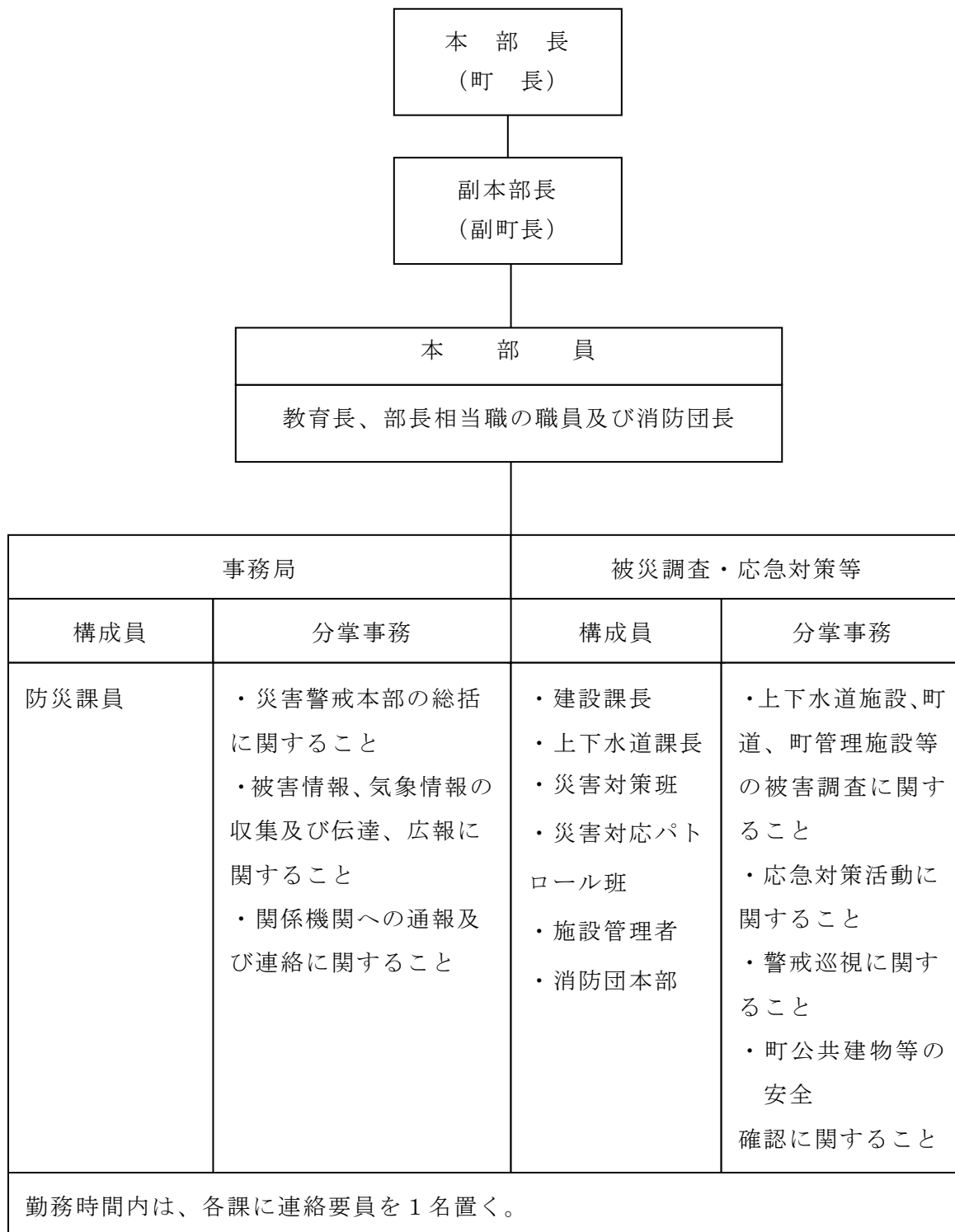
ア 本部設置場所

本庁舎3階大会議室（災害対策本部）

イ 職員の参集

参集場所は本庁舎3階大会議室（災害対策本部）とする。

海田町災害警戒本部組織・分掌事務



ウ 地震情報、気象情報、町の災害出動体制、ライフラインの状況、支援対策、避難指示等の発令等必要な事項を海田町防災情報メール・電話、防災行政無線、広報車等で町民

へ伝達する。

エ 情報収集活動

項 目		担 当	内 容
準 備 物		防災課	移動系無線・車両（鍵）・住宅地図・カメラ・被害情報（出動報告）メモ用紙
現場調査班の編成		災害対策班	・ 2人1組 ・ 班長の指示に基づき、情報の収集を実施する。
町有施設の安全確認対応	教育関係	教育次長、災害対策班（勤務時間中は、教育委員会）	所掌する施設の安全確認
	福祉関係	福祉保健部長、災害対策班（勤務時間中は、福祉保健部）	
電話連絡の対応		災害対策班4名基準	電話対応及び町民からの要望・苦情等の対応
情報の整理		防災課	被害情報及び防災関係機関等からの情報の整理

オ 防災関係機関等の情報確認

項 目	担 当	内 容
広島市消防局（安芸消防署警防課） （消防電話201、221）	防災課	被害情報、出動状況の確認、要請
海田警察署 警備課 （820-0110）	防災課 災害対策班 災害対応パトロール班	交通情報 被害情報 出動状況の確認 要請
広島県西部建設事務所 （250-8151）		
広島国道事務所広島維持出張所 （822-4191）		
広島海上保安部警備救難課 （253-3111）		
西日本旅客鉄道（株）海田市統括駅 （822-2102）		
中国電力ネットワーク（株）広島ネットワークセンター （545-2106）	総務課	被害情報

広島ガス㈱本社保安センター (251-3219) 広島ガス㈱廿日市工場海田基地 (822-2101)		
N T T 西日本㈱中国支店 設備部災害対策室 (226-2127)	防災課 災害対策班	被害情報
自主防災組織	防災課	被害情報・出動状況 避難行動要支援者等 の安否確認
民生委員・児童委員	福祉保健部長 災害対策班	避難行動要支援者等 の安否確認

カ 災害警戒本部の設置後、本部長は気象状況、被害状況等を考慮して、適切な時期に体制の解除又は強化について指示する。

キ 応急対策活動

項 目	担 当	内 容
準 備 物	防災課	・移動系無線・車両(鍵)・住宅地図・カメラ・被害情報(出動報告)メモ用紙・ビニールシート・土のう袋・スコップ・PPロープ・手袋・ヘルメット
応急対策班の編成	災害対策班、消防団本部	・2人1組(必要に応じて編成する)
応急対策の整理	災害対策班2人基準	応急対策に係る情報を整理し、防災課に報告

ク 被害・応急対策状況の通知

被害・応急対策状況等必要な事項について、県危機管理監、広島市消防局、海田警察署、広島海上保安部、自衛隊等に通知する。

(5) 廃止

町長は、町域に災害が発生するおそれが解消したと認められるとき又は災害応急対策が概ね完了したと認められるときは、災害警戒本部を廃止する。

災害警戒本部の廃止に係る手続は、設置した場合と同様とする。

なお、災害警戒本部は、災害対策本部が設置されたときは、自動的にこれを廃止するものとする。

5 災害対策本部

町長を本部長とし、町の全組織で編成するものであり、災害等による被害を最小限にとど

め、人命救助その他災害応急対策活動を行う。

(1) 設置基準

ア 「災害出動体制組織表」による。町長は、災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を防災関係機関、防災会議の委員に通知するとともに、海田町防災情報メール・電話、防災行政無線等を通じて町民へ伝達する。

イ 勤務時間外に災害対策本部設置の通知を受けた職員は、直ちに所定の場所に参加する。なお、交通機関等の途絶、火災等により勤務場所に参加することが困難な場合は、原則として、参加可能な最寄りの学校、公民館等の出先機関等に参加し出先機関等の長に対し到着の報告をする。職員の到着の報告を受けた出先機関等の長は、参加状況を把握して、速やかに所属長に報告する。その後、各職員は所属長の指示に従い、直ちに必要な業務を実施する。

出先機関等の長は、その後の状況によって、勤務場所への移動が可能となった場合は、所掌業務の緊急度を勘案して、出動職員に対し移動を命じることができるものとする。この場合、移動先の所属長等に連絡するものとし、移動を命じられた職員は、以後移動先の所属長等の指示に従う。

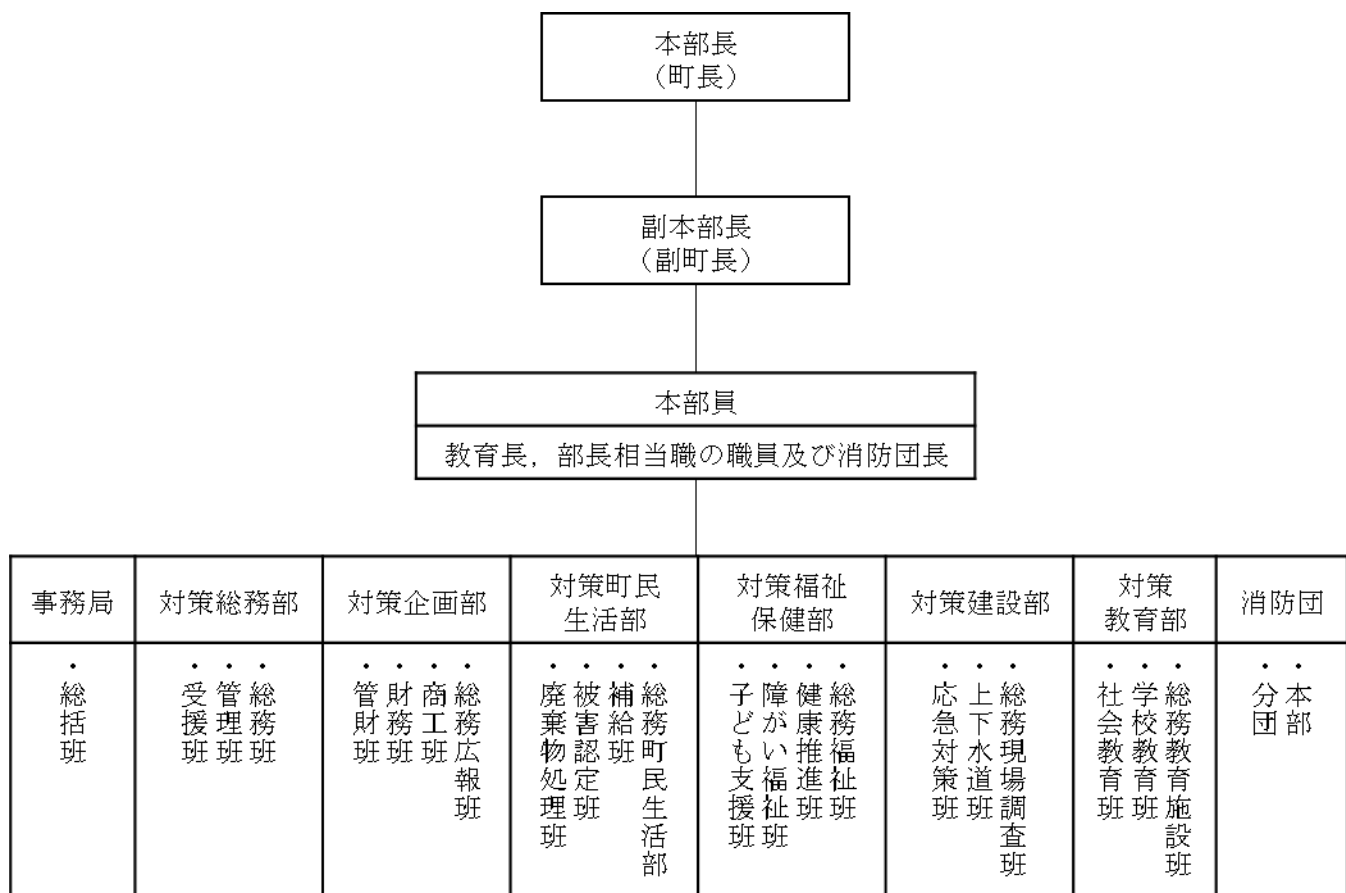
(2) 設置の命令権者

町長、副町長、総務部長、防災課長の順

(3) 組織及び分掌事務

災害対策本部の組織、運営及び分掌事務等については、次のとおりである。

海田町災害対策本部組織図



【本部員会議の協議事項】

(3) 組織及び主要分掌事務

災害対策本部の組織、運営及び分掌事務等については、次のとおりである。

- ア 本部の動員配備体制の変更及び廃止に関すること
- イ 災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること
- ウ 本部長の町民に対する避難指示等に関すること
- エ 災害救助法の適用に関すること
- オ 激甚災害の指定に関すること
- カ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること
- カ ボランティア、民間団体等の受入れに関すること
- キ 緊急輸送道路の指定に関すること
- ク 他の地方公共団体に対する応援要請に関すること
- ケ 義援金及び物資の募集・配分に関すること
- コ 災害対策に要する経費の処置方法に関すること
- サ その他の災害に関する重要な事項

災害対策本部の分掌事務

本 部 長 町 長
副本部長 副 町 長

部 名 (担当部長)	班 名	主たる構成課	主要な分掌事務
事務局	総括班	・防災課 ・総務課	1 災害対策本部の運営等に関する事項 2 災害対策本部の事務局に関する事項 3 災害対策に関する事項 4 県災害対策本部との連絡調整に関する事項 5 防災関係機関等との連絡調整に関する事項 6 災害救助法に関する事項 7 その他指示された事項

対策総務部 (総務部長)	総務班	・総務課	1 部の受援に関する総括業務 2 職員の動員・調整に関する事項 3 職員の配置に関する事項 4 公務災害補償及び災害対策費用保険事務に関する事項 5 自衛隊及び他の地方公共団体への応援要請及び受入等に関する事項 6 業務継続に関する事項 7 その他指示された事項
	管理班	・議会事務局 ・総務課	1 職員の給食及びメンタルヘルス及び衛生管理に関する事項 2 車両の調整に関する事項 3 庁舎の部屋・備品等の使用に関する事項 4 庁内の電話回線及び臨時電話等に関する事項 5 その他指示された事項
	受援班	・デジタル推進課	1 県や応援職員等派遣機関との応援職員受け入れ調整に関する事項 2 各業務の受援担当者との応援職員等の受入れ調整に関する事項 3 各業務の人的応援の取り纏めに関する事項 4 受援に関する庁内全体の調整会議の運営に関する事項 5 その他指示された事項
対策企画部 (企画部長)	総務広報班	・かいたブランド課	1 部の受援に関する総括業務 2 町民・災害ボランティア等への情報発信に関する事項 3 報道機関への情報提供及び協力要請等に関する事項 4 記者会見に関する事項 5 国・県等からの視察等の対応に関する事項 6 その他指示された事項
	財務班	・財政経営課	1 災害対策の予算措置に関する事項 2 災害関連経費に関する事項 3 災害に伴う財政計画の編成に関する事項 4 災害救助法（経費等）に関する事項 5 被災者の食糧、飲料水及び生活必需品等救援物資の調達に関する事項 6 災害対策に係る資機材・物資等の調達、購入等に関する事項 7 その他指示された事項
	管財班	・会計管理室	1 町公共施設の災害予防、被害調査及び応急対策の総括に関する事項 2 公共施設の被害状況のとりまとめに関する事項 3 観光施設の被害調査に関する事項 4 その他指示された事項
	商工班	・資産活用課	1 町内商工業等の被害調査等に関する事項 2 被災した企業に対する金融措置、経営相談等に関する事項 3 商工会・商工会議所との連絡調整に関する事項 4 観光施設の被害調査に関する事項 5 その他指示された事項

対策町民生活部 (町民生活部長)	被害認定班	・税務課	- 被災地の所有者調査及び連絡調整に関する事項 - 災害に係る住家の被害認定調査に関する事項 - 罹災(被災)証明書の発行に関する事項 - 税の減免に関する事項 - その他指示された事項
	補給班	・住民課	- 被災者(避難者)の食糧・飲料水、生活必需品等救援物資の配送及び支給に関する事項 - 被災者の給食に等に係るボランティアとの調整に関する事項 - 避難所の運営に係る助言等に関する事項 - その他指示された事項
	総務町民生活班	・地域みらい課	- 部の受援に関する総括業務 - 遺体の処理及び埋火葬等に関する事項 - 愛護動物の保護管理に関する事項 - ふれあいバス等の公共交通機関の運行状況に関する事項 - 被災地域の清掃に関する事項 - 災害時の防犯に関する事項 - 自治会の窓口業務 - その他指示された事項
	廃棄物処理班	・環境センター	- 被災地の汚物等の処理及び指導に関する事項 - ごみ収集及び広報に関する事項 - 災害廃棄物の処理に関する事項 - その他指示された事項
対策福祉保健部 (福祉保健部長)	健康推進班	・健康づくり推進課	- 被災者の応急救護に関する事項 - 避難所等への救護所の開設・運営に関する事項 - 被災地等の防疫、感染症対策に関する事項 - 被災者のメンタルケアに関する事項 - 被災地域の医療に関する事項 - 被災負傷者(妊婦含む。)の収容施設の調整に関する事項 - その他指示された事項
	介護班	・長寿保健課	- 社会福祉施設等の被害調査及び応急措置に関する事項 - 避難行動支援者の安否確認及び避難支援に関する事項 - 被災者の介護に関する事項 - その他指示された事項
	子ども支援班	・こども課	- 児童福祉施設等の被害調査及び応急措置に関する事項 - 被災児童に関する事項 - 要配慮者への情報提供に関する事項 - その他指示された事項
	障がい福祉班	・社会福祉課	- 福祉避難所の開設・運営に関する事項 - 社会福祉施設等の被害調査及び応急措置に関する事項 - 避難行動支援者の安否確認及び避難支援に関する事項 - その他指示された事項

	総務福祉班		1 部の受援に関する総括業務 2 医療機関（医師会含む。）との連絡調整に関する事項 3 緊急医薬品、衛生資機材等の確保及び配分に関する事項 4 災害に伴う生活相談に関する事項 5 義援金及び救援物資の受付、出納、保管及び配分に関する事項 6 社会福祉団体との連携に関する事項 7 その他指示された事項
対策建設部 （建設部長）	総務現場調査班	・まちデザイン課	1 部の受援に関する総括業務 2 危険箇所等の警戒巡視、交通規制に関する事項 3 障害物の除去に関する事項 4 町営住宅の被害調査及び応急修理に関する事項 5 応急仮設住宅の建設計画、建設工事及び応急修理等に関する事項 6 応急仮設、みなし仮設住宅の入居者選定及び管理に関する事項 7 被災住宅の融資等の相談に関する事項 8 山地・農林及びため池等の被害調査及び応急措置に関する事項 9 その他指示された事項
	応急対策班	・建設課	1 応急対策に必要な労力・資材等の確保に関する事項 2 公共施設の応急対策に関する事項 3 交通規制等に関する事項 4 宅地危険度判定に関する事項 5 道路等の被害調査及び応急措置に関する事項 6 応急危険度判定に関する事項 7 建築物等の被害調査及び応急措置に関する事項 8 被災建築物の復旧に関する事項 9 被災住宅の融資相談等に関する事項 10 その他指示された事項
	上下水道班	・上下水道課	1 上下水道施設の被害調査及び応急措置に関する事項 2 上下水道施設の災害復旧に関する事項 3 野外給水所の開設・運営に関する事項 4 その他指示された事項
対策教育部 （教育次長）	教育施設班	・学校教育課	1 部の受援に関する総括業務 2 職員のメンタルケアに関する事項 3 文教施設の被害調査及び応急措置に関する事項 4 被災文教施設の応急危険度判定に関する事項
	学校教育班		1 児童及び生徒の避難に関する事項 2 被災児童及び生徒の教育に関する事項 3 被災学校の児童及び生徒の応急教育に関する事項 4 被災児童、生徒のメンタルケアに関する事項 5 被災児童及び生徒の学用品に関する事項 6 被災学校の児童及び生徒の給食に関する事項 7 通学路の被害調査に関する事項 8 その他指示された事項

	社会教育 班	・生涯学習課	1 文化財の被害調査及び応急措置に関する事項 2 教育団体との協力体制に関する事項 3 社会教育施設等の被害調査及び応急措置に関する事項 4 その他指示された事項
--	-----------	--------	--

(4) 災害対策本部の活動

ア 本部設置場所

本庁舎3階大会議室

イ 職員の参集場所

参集場所は本庁舎3階大会議室又は出先機関とし、総務班が確認する。

ウ 消防団員の参集

分 団 等	参 集 場 所
第1分団	中店消防車両庫
第2分団	国信消防庫
第3分団	南本町消防庫
団長、副団長、指導部及び女性部は本庁舎に参集する。	

エ 町民への情報伝達

地震情報、気象情報、町の災害出動体制、ライフラインの状況、支援対策、避難指示等の発令等必要かつ正確な情報を海田町防災情報メール・電話、防災行政無線、広報車の巡回、マスコミ等により町民に迅速に伝達する。

オ 情報収集活動

項 目	担 当	内 容
準備資材	事務局（防災課）	・移動系無線・車両（鍵）・住宅地図・カメラ・被害情報（出動報告）メモ用紙
現場調査班の編成	現場調査班	・2人1組 ・建設部長の指示に基づき、情報の収集及び報告を実施
	上下水道班	上下水道施設の被害調査
町有施設等の被害調査	各施設管理者	管理施設の被害調査
電話対応	対策総務部	外線電話の対応及び町民からの要望・苦情等の対応
情報の整理		被害情報及び防災関係機関等からの情報の取りまとめ、関係部に提供

カ 防災関係機関等の情報確認

項 目	担 当	内 容
広島市消防局（安芸消防署警防課） （消防電話 2 0 1、2 2 1）	事務局	被害情報、出動状況の確認、要請
海田警察署 警備課（8 2 0－0 1 1 0）	事務局 災害対策班	交通情報 被害情報 出動状況の確認 要請
広島県西部建設事務所 （2 5 0－8 1 5 1）		
広島国道事務所広島維持出張所 （8 2 2－4 1 9 1）		
広島海上保安部警備救難課（2 5 3－3 1 1 1）		
西日本旅客鉄道(株)統括海田市駅 （8 2 2－2 0 0 1）		
中国電力ネットワーク(株)広島ネットワークセンター （5 4 5－2 1 0 6）	事務局	被害情報
広島ガス(株)本社保安センター （2 5 1－3 2 1 9） 広島ガス(株)廿日市工場海田基地 （8 2 2－2 1 0 1）		
N T T 西日本(株)中国支店 設備部災害対策室（2 2 6－2 1 2 7）		
自主防災組織	事務局	被害情報・出動状況
民生委員・児童委員	介護班	避難行動要支援者等の安否確認

キ 災害対策本部の設置後、本部長は気象状況、被害状況等を考慮して、適切な時期に体制の解除又は変更について指示する。

ク 応急対策活動

項 目	担 当	内 容
準 備 物	事務局	・移動系無線・車両（鍵）・住宅地図・カメラ・被害情報（出動報告）メモ用紙・ビニールシート・土のう・スコップ・PP ロープ・軍手・ヘルメット・バリケード （その他必要な資機材は水防庫に保管・資機材リスト参照）

応急対策班の 編成	応急対策班	公共施設の被害対応 民間施設の被害対応（人命に係わる被害を最優先する。）	
	上下水道班	水道施設被害の 応急対策	上下水道被害の応急対策が完了した後は、その他の被害の応急対策の応援に廻る。
		下水道施設被害の 応急対策	
	消防団	住家被害への対策	
	上記の職員で対応できない場合は、総務部員、救護部員を動員する。		
消防、警察、自衛隊災害派遣等の県への応援要請	総務部長	・災害対策本部会議の決定事項に基づき要請する。 ・あらかじめ出動の条件等について協議しておく。	
建設業者等への協力要請	建設部長	・災害対策本部会議の決定事項に基づき要請する。 ・あらかじめ協力の条件等について協議しておく。	
応急対策情報の整理	応急対策班	応急対策に係る情報を整理し、必要に応じ関係部に提供	

ケ 被害・応急対策状況の通知

被害・応急対策状況等必要な事項について、県危機管理監、広島市消防局、海田警察署、広島海上保安部、自衛隊等に通知する。

（５）廃止

本部長は、町域に災害が発生するおそれが解消したと認められるとき又は災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止する。

災害対策本部の廃止に係る手続きは、設置した場合と同様とする。

４ 受援体制の確立

（１）発災当初から受援計画に基づき、各班が必要とする人的資源及び機能等を把握し、実行の可能性、業務の優先順位等を明らかにして県へ要請する。

この際、受入れ環境についても整理・具体化し受入れ体制を確立する。

（２）受援班は、受援に係る当面の作業及び将来作業を考慮して受援体制が継続し得るようにする。

第3節 情報の収集及び伝達《対策総務部》

1 方針

災害が発生し又は災害の発生するおそれがある場合において、防災関係機関が災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

2 情報の収集・伝達手段

(1) 情報収集の主要手段

- ア 住民からの電話、口頭による情報
- イ パトロール車等による巡回
- ウ 防災行政無線による収集
- エ 消防機関、警察署からの電話等による通報
- オ その他関係機関からの電話等による通報
- カ 関係機関のホームページからの情報
- キ マスコミの報道
- ク 広島県震度情報ネットワークシステムの活用
- ケ 広島県防災情報システムの活用
- コ 防災ライブカメラからの画像
- サ SNS等による情報

(2) 関係機関等への伝達手段

- ア 電話、口頭による通報
- イ 防災行政無線の活用
- ウ 県防災情報システム、県総合行政通信網（防災行政無線、衛星通信）の活用
- エ テレビ、ラジオ及びインターネット
- オ 緊急情報メールの活用
- カ Lアラートの活用
- キ SNS等の活用

(3) 災害緊急時の連絡手段の確保

- ア 特設公衆電話（無償）の要請

防災関係機関は、災害救助法が適用された場合等に、避難所等に設置する特殊公衆電話(無償)を要請する。

要 請 先	電 話 番 号
N T T 西日本(株) 中国支店設備部災害対策室	0 8 2 - 5 1 1 - 1 3 7 7

イ 臨時電話(有償)等の申し込み

防災関係機関は、必要に応じ、30日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話(有償)を申し込む。

(ア) 固定電話

申 し 込 み 先	申込先ダイヤル番号
1 1 6 センタ	「1 1 6」

(イ) 携帯電話

申 し 込 み 先	申込先ダイヤル番号
株式会社 ドコモCS モバイルレンタルセンター	0 1 2 0 - 6 8 0 - 1 0 0

ウ 指定電話

設置場所	電話番号	設置場所	電話番号
役 場 代 表	8 2 2 - 2 1 2 1	財政経営課	8 2 3 - 9 2 0 1
総 務 課	8 2 3 - 9 2 0 2	税 務 課	8 2 3 - 9 2 0 4
防 災 課	8 2 3 - 9 2 0 8	—	—

エ 通信設備の優先利用

災害時において、一般加入電話を利用することが困難な場合には、応急対策上必要な連絡のため、防災関係機関の設置又は管理する有線通信施設を、その機関の業務に支障を与えない範囲において、災対法第57条及び第79条の規定により優先利用する。利用する際の手続きについては、その機関と協議して定める。なお、協議の内容には、概ね次の事項を定めておくものとする。

(ア) 利用の目的

(イ) 優先利用できる通信施設・設備

(ウ) 利用申込み

- a 利用しようとする通信設備
- b 利用する理由
- c 通信の内容
- d 発信者及び受信者

オ 非常無線通信の利用

非常時における緊急連絡のため、特別に必要な場合は非常用周波数を有する次の無線局により通信を確保する。

非常時における緊急通信対象機関名

機関名	設置場所
広島海上保安部	広島市南区宇品海岸 3-10-17
中国地方整備局	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館

カ 非常通信協議会の活用

非常通信を確保するため、中国地方非常通信協議会に必要な取扱いを依頼する。

キ 災害対策用移動通信機器の借用

災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足するときは、中国総合通信局又は電気通信事業者等に携帯電話機等の移動通信機器の借用を依頼する。

3 町民等への防災情報の伝達

災害時における町民等への防災情報の伝達手段は、防災行政無線を通じて行う町内放送を中心に海田町防災情報メール・電話、Ｌアラート、インターネット、広報車、サイレン等を活用する他、これらを組み合わせるなどして効果的な伝達を行うものとする。

4 放送機関に対する放送の要請

町長は、緊急を要する場合でかつ特別の必要があるときは、あらかじめ定めた手続きにより、日本放送協会広島拠点放送局、株式会社中国放送、広島テレビ放送株式会社、株式会社広島ホームテレビ、株式会社テレビ新広島及び広島エフエム放送株式会社等に災対法第 56 条に規定する伝達、通知又は警告について知事を通じて放送の要請を行う。

5 通信施設等が使用不能な場合の対処

通信施設等の使用不能により、災害応急対策上必要な情報の収集・伝達等が困難な場合には、職員を伝令員として指名し、情報の収集・伝達等に従事させる。

なお、伝令員として指名された職員は、徒歩、自転車、バイク、車両又は船舶等の有効な手段を活用し、情報の収集・伝達等に努める。

6 気象等予報・警報及び危険警報等の伝達

(1) 発表官署

発表官署	発表する場合・区域	法令名
広島地方気象台	異常気象により災害が起こるおそれがある場合	気象業務法第13条 水防法第10条第1項
広島県土木建築局砂防課 広島地方気象台 (共同)	大雨警報発表中において、大雨による偶発的な土砂災害発生危険度が高まった場合	災害対策基本法第55条 気象業務法第11条
気象庁本庁	津波のおそれがある場合 地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し緊急地震速報(警報)を発表する。 また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。 (注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。	気象業務法第13条
広島県西部建設事務所長	瀬野川	水防法第16条の4第3項
広島港湾振興事務所長	安芸地区船越海岸	水防法第16条の4第3項
広島地方気象台長	気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき	消防法第22条第1項
広島市消防局長	気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき	消防法第22条第3項

(2) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

防災関係機関は、「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)」をそれぞれ警戒レベルに対応さ

せることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(3) 種類及び発表の基準

ア 広島地方気象台が発表する注意報・警報・危険警報及び特別警報

(ア) 大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのある時には「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのある時には「警報」が、重大な災害が起こるおそれが高い場合には「危険警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、広島県内の市町ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表

令和8年5月28日現在
発表官署 広島地方気象台

海田町	府県予報区	広島県	
	一次細分区域	南部	
	市町村等をまとめた地域	広島・呉	
特別警報	レベル5大雨	表面雨量指数基準	別紙1-1のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね30個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙1-2のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね20個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
	レベル5土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2-1の基準値以上となる1km格子がおおむね10個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
	レベル5高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位	別紙4のレベル5高潮特別警報の基準値に到達することが予想される場合
	暴風	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合	
	波浪	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合	
危険警報	レベル4大雨	表面雨量指数基準	別紙1-3の対象格子において別紙1-1のレベル4大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙1-4の対象河川の格子において別紙1-2のレベル4大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル4土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2-2のレベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合(おおむね2時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表)
	レベル4高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位	別紙4のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合(基準値に到達することが予想される場合に、おおむね6時間前までに発表)
警報	レベル3大雨	表面雨量指数基準	別紙1-1のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙1-2のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル3土砂災害	複合基準 ^{*1}	
		別紙1-2のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合	
	レベル3高潮	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2-2のレベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合(おおむね3～6時間先に基準値に到達することが予想される場合に発表)
		水位(高潮予報区間に限る)又は潮位	別紙4のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合(基準値に到達することが予想される場合に、おおむね12時間前までに発表)
	暴風	平均風速	陸上 20m/s 海上 25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上 20m/s 雪を伴う 海上 25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm
注意報	レベル2大雨	表面雨量指数基準	有義波高 2.5m
		流域雨量指数基準	別紙1-1のレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル2土砂災害	複合基準 ^{*1}	別紙1-2のレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
		60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2-3のレベル2土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル2高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位	別紙4のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合(基準値に到達することが予想される場合に、おおむね18時間前までに発表)
	強風	平均風速	陸上 12m/s 海上 15m/s
	風雪	平均風速	陸上 12m/s 雪を伴う 海上 15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高	1.5m
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	陸上 100m 海上 500m
	乾燥	最小湿度35%で実効湿度65%	
	なだれ	①降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上 ^{*2}	
	低温	夏期:最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い 冬期:最低気温-4℃以下 ^{*3}	
	霜	晩霜期 最低気温4℃以下 ^{*2}	
	着氷		
	着雪	24時間降雪の深さ:平地10cm以上 山地30cm以上 気温:0℃～3℃	
レベル5氾濫特別警報・レベル4氾濫危険警報・レベル3氾濫警報・レベル2氾濫注意報の発表対象となる河川予報区のうち、海田町に關係する河川予報区名及び基準観測所名		別紙3	

^{*1} 表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。^{*2} 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。^{*3} 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

詳細は「特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表(広島県)」

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/hiroshima.html

(ウ) 大規模災害発生後に暫定的に運用する注意報、警報の基準

平成13年（2011年）芸予地震に匹敵する大規模災害が発生した場合には、地盤や建物の弱体化を考慮し、広島地方気象台は広島県等と必要性を調整のうえ、被災地域に対する注意報、警報について、発表基準を下げた暫定基準により運用する。

暫定基準は、事象発生後に確認あるいは想定される被災状況等に応じて、広島地方気象台が広島県等と調整のうえ、注意報、警報の種類ごと及び市町ごとに検討し、通常の発表基準に一定の割合をかける等により決定する。ただし、事象発生後概ね24時間以内に降雨が予想される等早急に暫定基準を設定すべき状況にあると広島地方気象台が判定した場合には、事前に準備した暫定基準で大雨警報・注意報及び洪水警報・注意報を運用する。

事象発生から1日程度経過した以降については、広島地方気象台は広島県等と連携して、状況に適合した暫定基準による警報・注意報の運用開始等の調整をする。暫定基準による運用実施後は、広島地方気象台は広島県等と調整のうえ、定期的（概ね1ヶ月ごと）に、被災地域の復旧状況及び気象災害発生状況等を考慮のうえ、暫定基準の適否及び運用継続等を見直す。

大規模地震発生後早急に暫定基準を設定すべき状況時に運用される暫定基準

【暫定基準：震度6弱以上の地域】

広島地方気象台から基準設定後、通知

【暫定基準：震度5強の地域】

広島地方気象台から基準設定後、通知

イ 気象庁が発表する津波警報等の種類及び内容

(ア) 種類

- a 大津波警報等・津波警報等：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
なお、大津波警報等は津波特別警報に位置づけられる。
- b 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- c 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

(イ) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

種 類	発表基準	解 説	発表される津波の高さ	
			数値での発表	定性的表現での発表
大津波警報等 (津波特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3メートルを超える場合	大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	10m 超	巨大
			10m	
			5m	
津波警報等	予想される津波の高さが高いところで1メートルを超え、3メートル以下の場合	津波による被害が発生します。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2メートル以上、1メートル以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	海の中や海岸付近は危険です。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。 潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり、海岸に近づいたりしないようにしてください。	1m	(標記しない)

- (注) 1 津波による災害のおそれがなくなつたと認められる場合、津波警報等又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなつた時点におけるその潮位と、その時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であつて、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 3 地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。
- 4 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の来襲に間に合わない場合がある。
- 5 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

(ウ) 津波予報

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関する他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2メートル未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。

	津波注意報解除後も計画変動が継続するとき。（津波に関する他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表
--	---	--

（エ）地震・津波に関する情報の種類及び内容

	情報の種類	発表内容
地震情報（注1）	震度速報	地震発生約1分半後に震度3以上を観測した地域名（全国を190に区分）と震度、地震の発生時刻を発表
	震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
	震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表
	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表
	その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表
	推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合に、観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
	長周期地震動に関する情報	長周期地震動階級1以上を観測した場合に、高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約10分後に発表）
津波情報（注2）	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波の到達時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表

	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

(注1) 国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合にも、地震の発生時刻、発生場所(震源)及びその規模(マグニチュード)を、「遠地地震に関する情報」として日本や国外への津波の影響に関しても記述し発表。

(注2) 津波情報で用いられる広島県の津波観測点は、広島港及び呉港である。(第六管区海上保安本部管理)

ウ 広島県土木建築局砂防課と広島地方気象台が共同で発表する土砂災害に関する情報

区分	発表・解除基準
土砂災害警戒危険警戒	○発表基準 大雨警戒又は大雨特別警戒発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達した(群発的な土砂災害発生危険度が高まった)とき、市町ごとに発表 ○解除基準 降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるとき、市町ごとに解除。 広島県土木建築局砂防課及び広島地方気象台は、地震など大規模災害発生後、必要に応じて「地震等発生後の暫定基準」により、土砂災害警戒情報の発表基準を取り扱うものとする。

エ 大雨警戒・洪水警戒の危険度分布等

種類	概要
大雨警戒(土砂災害)の危険度分布 (土砂災害警戒判定メッシュ情報)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警戒(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表された時に、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
大雨警戒(浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警戒(浸水害)等が発表された時に、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警戒の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警戒等が発表された時に、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

流域雨量指数の予報値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降雨短時間予測等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。
------------	--

オ 警報級の可能性

5日先までの警報級の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（広島県南部・北部）で2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（広島県）で発表される。

カ 線状降水帯による大雨の可能性の半日程度前からの呼びかけ

「気象防災速報（線状降水帯直前予測）2～3時間前」から「気象防災速報（線状降水帯発生）レベル4相当以上」線状降水帯による大雨となる可能性を半日程度前から気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。

（注）顕著な大雨に関する気象情報は、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に厳しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報である。この情報は、警戒レベル相当情報を補足する情報で、「警戒レベル4相当」以上の状況で発表される。

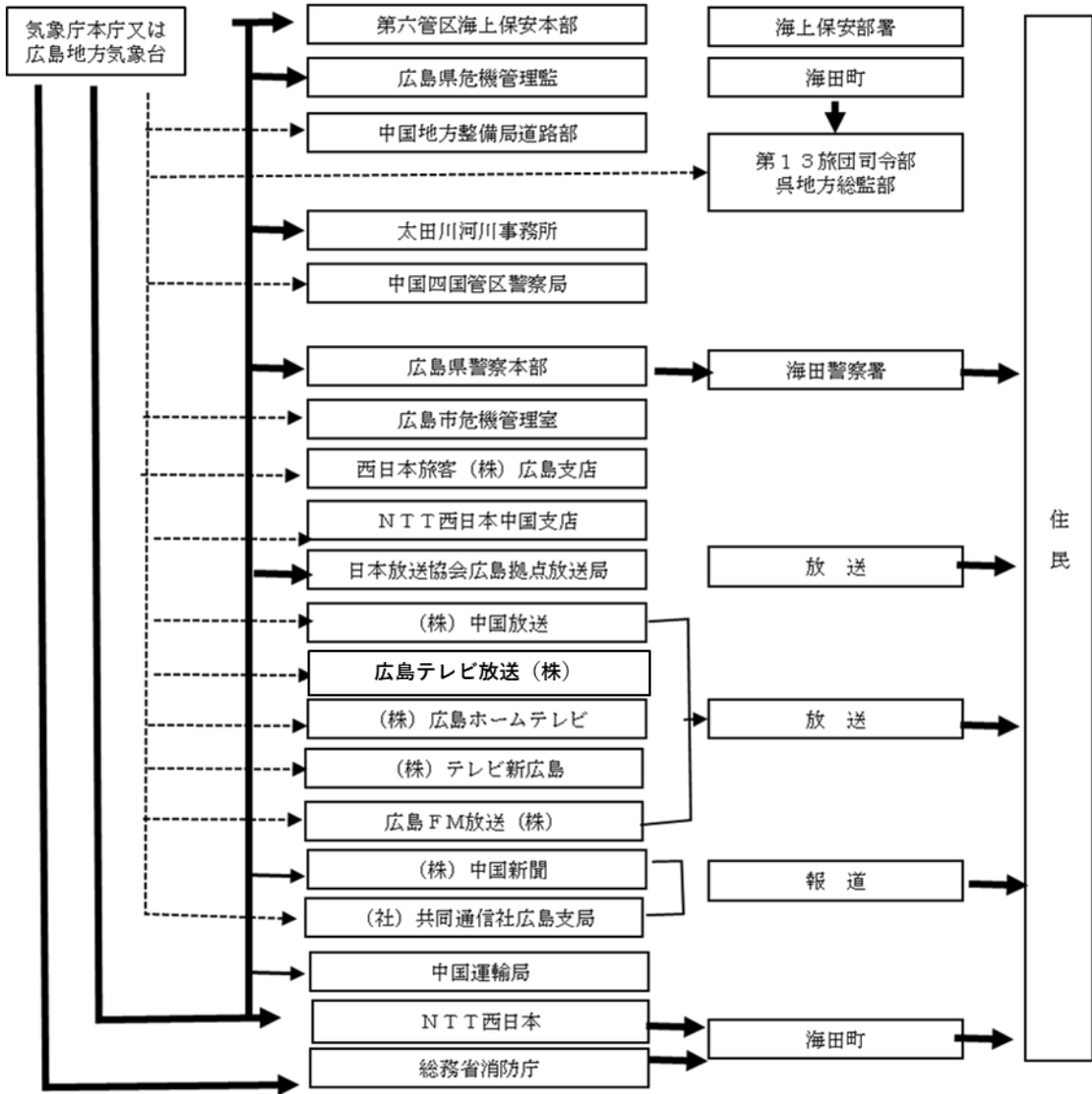
キ 緊急地震速報（警報）の発表基準

発表基準	震度5弱以上を予測した場合または長周期地震動階級3以上を予想した場合
対象地域	震度4以上を予測した地域または長周期地震動階級3以上を予測した地域

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

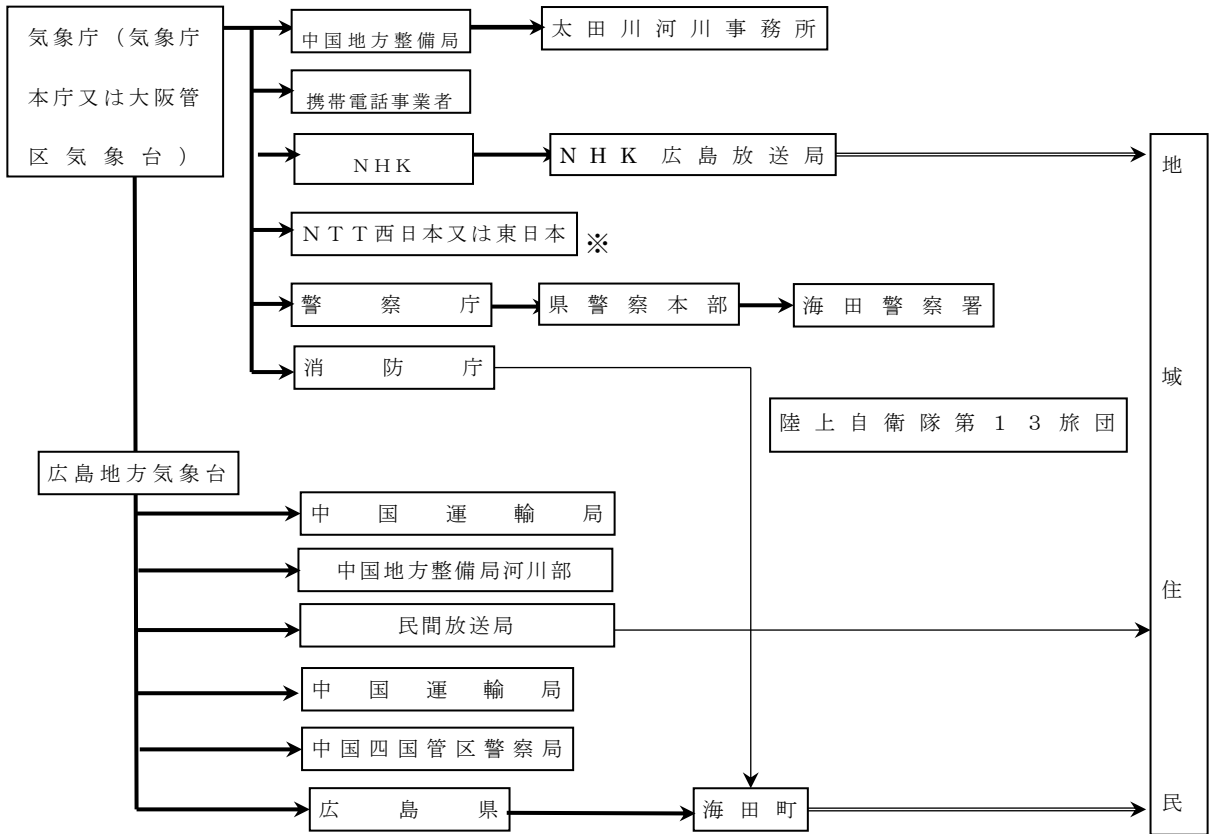
(4) 気象等予報及び警報並びに土砂災害危険警報の伝達経路

ア 広島地方気象台が気象等予報及び警報並びに土砂災害危険警報(津波警報等及び緊急地震速報(警報)を除く。)を発表した場合



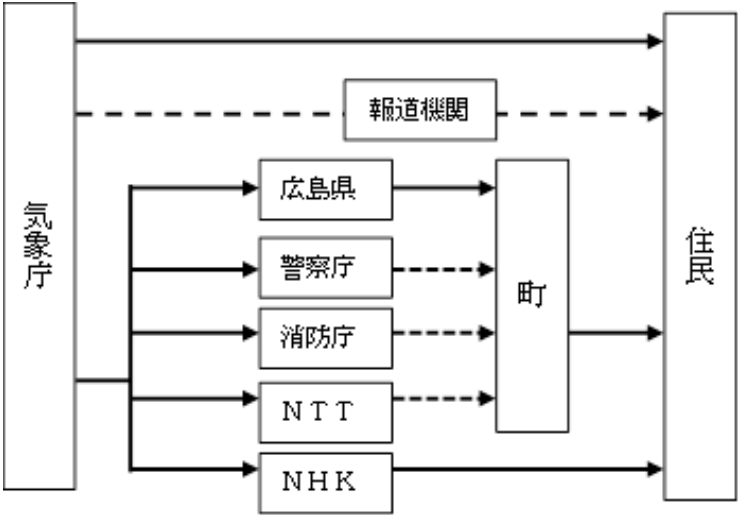
(注) 1 広島地方気象台からの伝達経路のうち、実線は専用線、点線は専用線以外の副次的な伝送経路である。
2 太線は、「気象業務法に規定される伝送経路」である。

イ 気象庁本庁は、津波警報等を発表した場合、次の経路により関係機関に通知する。



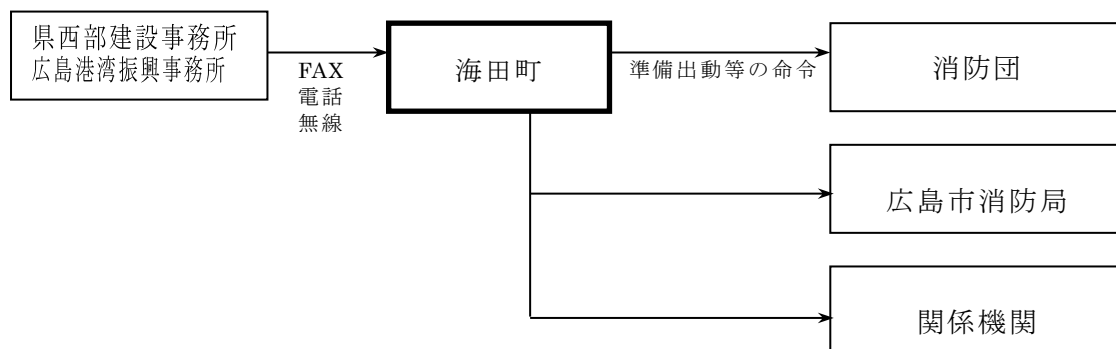
(注) ・※印は津波注意報の通知は行わない。
・日本放送協会広島局は津波警報が発令されたときに「緊急警報信号」を発信する。

ウ 気象庁本庁は、特別警報を発表した場合、次の経路により関係機関へ伝達する。



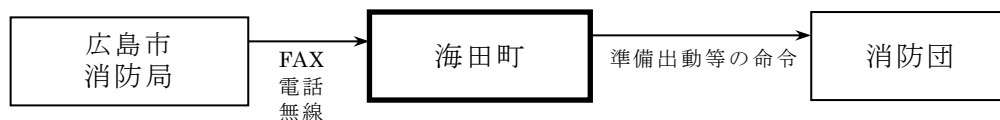
(5) 水防警報の伝達経路

知事発令の水防警報が発令された場合、以下伝達経路により、町に伝達される。町は、町消防団及び関係機関に対し、情報を通知する。



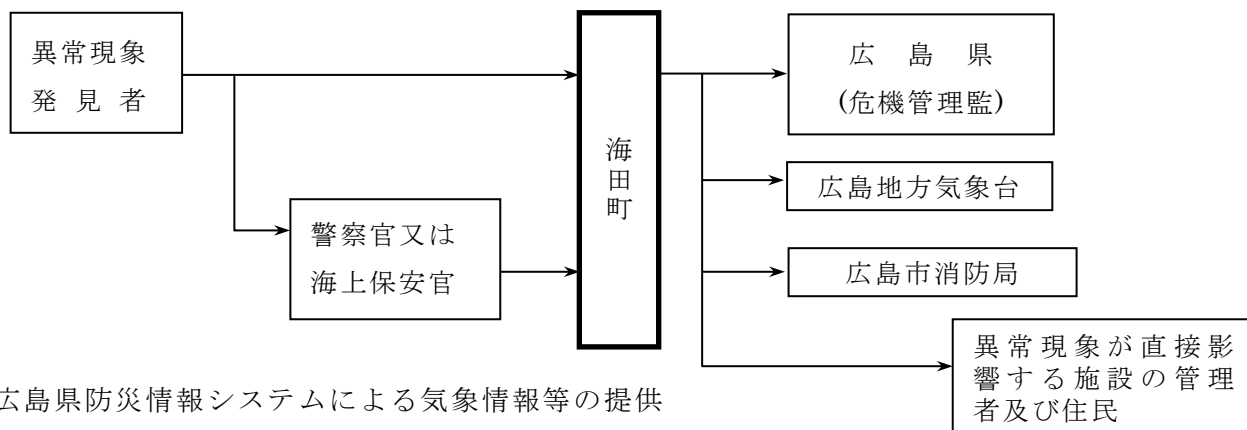
(6) 火災警報の伝達経路

広島市火災予防規則（昭和37年規則第46号）第19条の規定に基づき、広島市消防局長が発令し又は解除する。伝達経路は以下による。



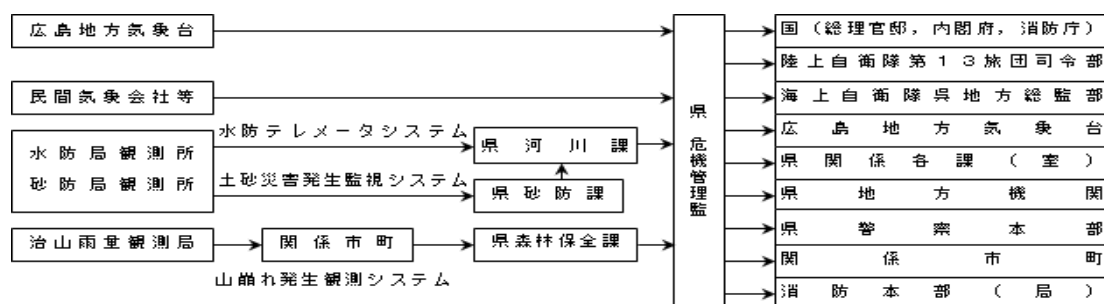
(7) 異常現象発見者の通報・伝達

災対法第54条の規定に基づき、災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者からの通報に基づく伝達は、次による。



(8) 広島県防災情報システムによる気象情報等の提供

県は、広島県防災情報システムに送られてくる各観測施設等の気象情報等を入手し、防災関係機関の災害対応に役立てるため、次の経路により提供する。

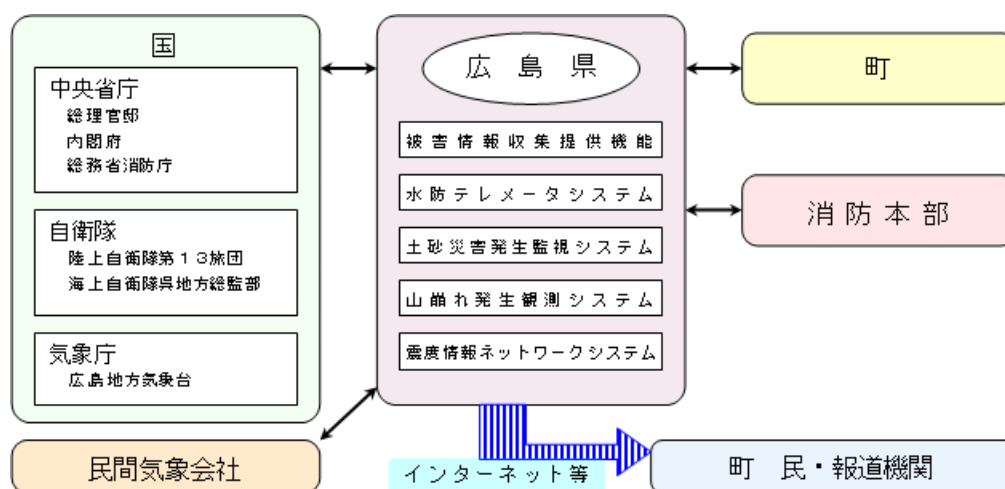


7 災害発生及び被害状況の報告・通報

災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため町は災害対策基本法及びその他関係法令の規定に基づき、県に対して災害発生報告及び被害状況報告を速やかに行う。

県への報告は原則、県防災情報システム（被害情報収集提供機能）を利用して行う。また、町は災害発生直後については、被害規模に関する概括的な情報を含めて把握できた範囲から直ちに報告する。

広島県防災情報システムの概要図



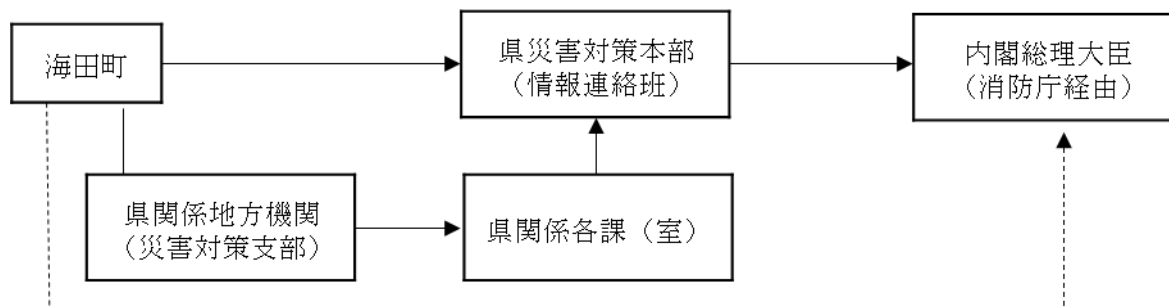
(1) 災害発生報告

災害応急対策実施のため、基本法第53条第1項の規定により行う報告で災害発生状況迅速な把握を主眼とする。

ア 伝達経路

災害発生報告は、次の経路により行う。（県災害対策本部が設置されていない場合は「県災害対策本部」は「県危機管理監」と読み替える。）なお、町からの報告は原則として、県防災情報システム（被害情報収集提供機能）を利用して行う。

また、町は災害発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ通報するものとする。



※内閣総理大臣への報告先（総務省消防庁）

回線別 \ 区分		平日 (9:30~18:15)	左 記 以 外
		応急対策室	宿直室
NTT 回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	7-90-49013	7-90-49101~49103
	FAX	7-90-49033	7-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	77-048-500-90-49013	77-048-500-90-49101~49103
	FAX	77-048-500-90-49033	77-048-500-90-49036

イ 災害発生状況の把握

関係各課・班は、災害が発生したとき（発生するおそれがある場合を含む。）は、災害発生状況の把握に努めるとともに、被害の程度、応急対策の要否等必要な事項を調査し、その状況を防災課（事務局）へその都度通報する。

ウ 災害発生報告の様式

県への災害発生報告は、報告の迅速性かつ的確性を期するため、様式1によりその都度行う。

エ 県に報告することができない場合の災害発生の報告

町が県に報告できない場合の災害発生の報告先は、内閣総理大臣（総務省消防庁）とする。なお、県と連絡が取れるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

（2）被災者台帳及び安否情報の提供等

町は、災害時に安否情報の回答が可能となるよう関係条例等との整理を図り、被災者の各種情報を取りまとめた被災者台帳を整備する等の円滑に被災者情報の収集・提供できる体制の構築に努める。

ア 被災者台帳の作成・利用

町は、被災者の援護を総合的かつ効率的に行うために必要と認めた場合、災対法第90条の3に基づく次の被災者情報を記録した台帳を作成する。

町は、罹災（被災）台帳等の被災者に関する情報を整理し、被災者ごとの台帳をとりまとめる。被災者台帳作成のため、必要があると認めるときは、関係自治体の長等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

- 氏名 ○生年月日 ○性別 ○住所又は居所
- 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
- 援護の実施の状況
- 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- その他（連絡先、世帯構成等、同法施行規則に定める事項）

イ 被災者台帳の利用

町は、次のいずれかに該当すると認めるときは、災害対策本部内において被災者台帳を利用する（災対法第90条の4）。

- 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- 他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される

また、台帳情報の提供について申請があった場合は、同法施行規則に基づいて、不当な目的でない場合を除いて情報を提供する。

（3）安否情報の提供

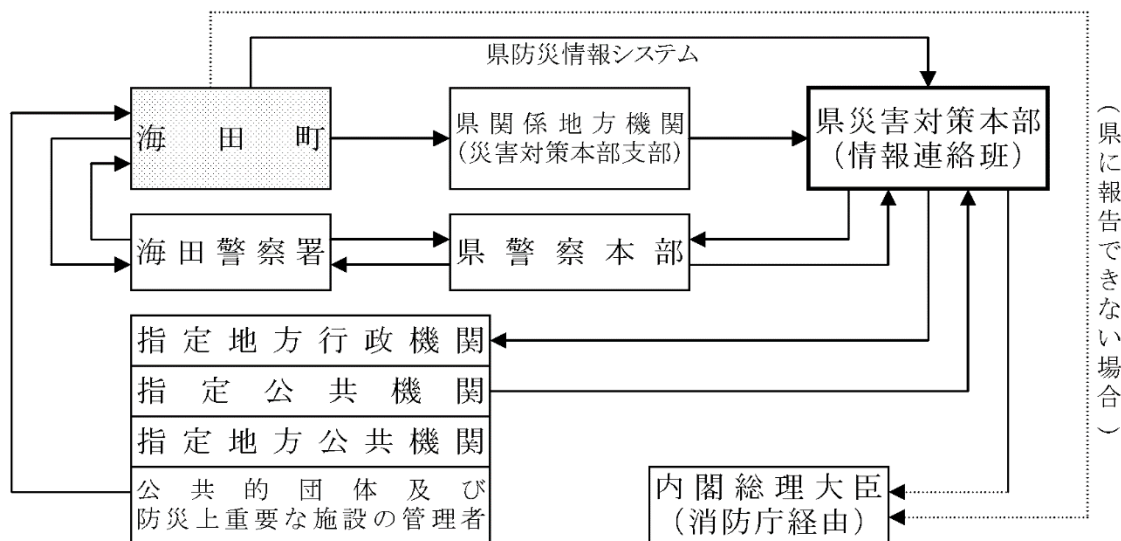
被災者の安否情報について、家族及び親族等から書面、口頭及び電話等で照会があったときは、災対法第86条の15に基づいて回答することができる。

前述の照会があった場合には、避難者名簿、行方不明者名簿、被災者台帳等を活用し、照会された者の安否情報を確認する。なお、回答の際は、照会者の本人確認及び照会された者（被災者等）との関係を確実に確認するとともに、被災者及び第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用するものとし、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

（4）被害状況の報告

ア 伝達経路

町からの報告は原則として、県防災情報システム（被害情報収集提供機能）を利用して行う。（県災害対策本部が設置されていない場合は「県災害対策本部」は「県危機管理監」と読み替える。）



イ 被害状況の報告等

(ア) 町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町内（会場を含む。）で行方不明となった者について、警察・消防等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が他の市町村住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外交人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

更に、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても関係機関の協力を得て積極的に情報を収集する。

(イ) 事務局等は被害状況の取り纏め、定時（別に定める時間）に様式2により被害発生報告と同様の経路で県に報告するとともに、防災関係機関にも連絡する。

(ウ) 町が県に報告できない場合の災害発生の報告先は、内閣総理大臣（総務省消防庁）とする。なお、県と連絡が取れるようになった後の報告については、県に対して行う。

(エ) 必要に応じ、収集した被害現場の画像情報について非常本部等を含む防災関係機関への共有を図る。

ウ 人の被害についての即報

(ア) 関係各課・班は、人的被害の発生を覚知把握したときは、情報を直ちに事務局等へ

通報し、その後、新たな情報を入手する都度、通報するものとする。

(イ) 事務局等は、災害による人的被害についての情報を得た場合は、県防災情報システム等を利用して、速やかに県災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は危機管理監）に報告する。

(ウ) 死者の氏名等は、社会的関心への対応から条件を満たした場合に公表する。また効率的な救出・捜索活動に資するため、行方不明者、安否不明者については条件を満たす場合は氏名等を公表する。

エ その他の被害

関係各課・班は、関係施設等の被害状況を把握した場合は、表1から表4により取りまとめ、事務局へ通報する。

カ 被害情報の区分及び種別

(ア) 緊急に収集・伝達する情報

区 分	被害発生情報（収集する情報）	応急対策の実施により発生する情報
人命に係る情報	・大規模又は集中的な被害発生地区 ・要救出者情報 ・負傷者情報 ・地震、津波情報 ・気象情報（二次災害の防止）	・消防隊等出動状況 ・応援要請 ・救助出動、救助者状況 ・救急出動、負傷者状況 ・避難指示等対象者情報
防災拠点の被害状況	・防災拠点 ・町避難所 ・町有施設の被害状況	・主要道路の迂回路の設定 ・道路応急復旧状況
通信の被害情報・主要道路	・通信の状況	・主要道路の迂回路の設定 ・道路応急復旧状況 ・道路交通の規制 ・通信の応急復旧状況

(イ) 順次収集・伝達する情報

区 分	被害発生情報（収集する情報）	応急対策の実施により発生する情報
被害速報	・被災者数（被災世帯数、人数） ・避難所への避難者数 ・死者数、行方不明者数、死者氏名 ・負傷者数（負傷程度別） ・ライフライン被害状況 ・町内一般建物倒壊等被害状況（程度） ・一般道路被害	・捜索体制、捜索状況、身元確認 ・遺体安置場所の設置 ・救護所等設置状況 ・ライフライン応急復旧状況 ・工事関係者の要請 ・一般道路応急復旧状況 ・一般道路の迂回路の設定
災害対策本部等の運営に必要な情報	・災害対策本部要員の過不足 ・職員の安否	・職員の動員状況
災害対策本部等設置時の分掌事務により所管班で対応する情報	・町有施設の被害状況 ・医薬品、医療資機材の要請 ・配給物資等不足数（給食、給水、日用品、寝具、衣類等） ・町民からの要望、苦情、相談 ・下水道被害状況 ・感染症発生 ・食中毒発生 ・災害ボランティアのニーズ ・社会福祉施設の被害状況 ・仮設トイレの設置要請 ・し尿の収集要請 ・ごみの収集要請 ・消毒必要箇所 ・災害対策本部等要員用食糧等の必要数等	・医薬品、医療資機材の調達状況 ・食糧、物資等の調達、配給状況 ・広報状況 ・下水道応急復旧状況 ・患者隔離、消毒の状況 ・健康診断、予防接種 ・食中毒患者の状況 ・食中毒予防広報の実施状況 ・地区災害協力団体の状況 ・社会福祉施設の応急復旧状況 ・仮設トイレの設置 ・し尿の収集体制、収集状況 ・ごみの収集体制、収集状況 ・消毒の状況 ・公用負担措置、公用令措置 ・罹災証明書の発行状況 ・埋火葬許可の状況 ・災害対策本部要員用食糧等の確保状況 ・学校の休業・再開情報 ・義援金配分情報 ・仮設住宅情報 ・営業している店舗、風呂情報 ・交通機関情報（運休、運行情報） ・ボランティアの活動情報等

【表1】

災害発生報告

月 日 時 分 受 信				13 火災の発生 状 況						
発信者 職氏名					14 道理被害の 状 況					
受信者		情報連絡班 班	氏名		15 堤防溢水した河 川海岸 溜池					
1 調査 日時		月 時 日 分			16 その他の被害					
2 発生 場所										
人 の 被 害	3 死者	人	氏名(生年月日)		災 害 に 対 し と つ て い る 措 置	17 災害対策 本部設置		月 時 日 分		
	うち災害関連死者	〃	〃 〃			18 避難指示等 の状況		地区名	避難所	人数
	4 行方不明者	〃	〃 〃							
	5 重傷者	〃	〃 〃							
6 軽傷者	〃	〃 〃		消 防 職 員 等 の 出 動 状 況		19 消防職員				
住 家 の 被 害	7 全 壊 (全焼・流失)	棟	世帯			人	20 消防団員			
	8 半 壊 (半 焼)	〃	〃			〃	21 警察官			
	9 床上浸水	〃	〃			〃	22 その他			
	10 床下浸水	〃	〃			〃	計			
非 住 家 の 被 害	11 学校等 公共建物 (町営住宅を含む)					23 その他の 応急措置				
	12 その他									

【表2】

被害発生報告

月		日		時		分		現在		海田町	
被害区分			被害内容			被害区分			被害内容	被害額(千円)	
① 人	ア	死者	人	氏名		ア	道路被害	箇所			
		うち災害関連死者	〃	〃							
	イ	行方不明者	〃	〃		イ	橋梁被害	橋			
	ウ	重傷者	〃	〃		ウ	河川被害	箇所			
② 住家	エ	軽傷者	〃	〃		エ	砂防設備被害	〃			
	ア	全壊(全焼・流出)	棟	世帯	人	オ	地すべり防止施設被害	〃			
	イ	半壊(半焼)	〃	〃	〃	カ	急傾斜地崩壊防止施設被害	〃			
	ウ	一部破損	〃	〃	〃	キ	治山施設被害	〃			
	エ	床上浸水	〃	〃	〃	ク	港湾施設被害	〃			
③ 非住家	オ	床下浸水	〃	〃	〃	ケ	漁港施設被害	〃			
	ア	全壊(全焼・流失)	公共建物	棟		コ	海岸保全施設被害	〃			
		その他	〃	〃		サ	その他	〃			
④ 公共建物	イ	半壊(半焼)	公共建物	〃		⑦ 農林水産施設	ア	田	流失・埋没等	ha	
		その他	〃	〃			イ	畑	流失・埋没等	ha	
	被害区分		被害内容	被害額(千円)			ウ	農道決壊	箇所		
	ア	小学校	公	箇所			エ	溜池水路決壊	〃		
	イ	中学校	公	〃			オ	頭首工被害	〃		
	ウ	高等学校	公	〃			カ	林道	路面決壊	〃	
			私	〃					橋梁流出	橋	
	エ	幼稚園	私	〃			キ	農林水産施設被害	箇所		
	オ	保育所	私	〃			ク	その他			
		公	〃				⑧ その他	ア	農産被害		
カ	各種学校	私	〃		イ	林産被害					
キ	病院	〃			ウ	水産被害					
ク		官公庁その他(町営住宅を含む)		〃							
⑤ 神社・仏閣・文化財			〃								

被 害 区 分			被害内容	被害額(千円)	⑨ 火災発生	ア 建 物		件			
エ 商 工 被 害						イ 危険物		〃			
オ 山崩れ			山腹崩壊 ha			ウ その他		〃			
⑧ そ の 他	カ 土 石 流		溪流		災害に 対して とった 措置	災害 対策 本部 設置	月 日 時 分				
	キ 地 す べ り		箇所								
	ク 崖 崩 れ		〃								
	ケ 木 材 流 失		m ²								
	コ 山 林 焼 失		ha								
	サ 鉄軌道被害		箇所				避難 の 指 示 ・ 勧 告 状 況	地区名	避難 場所	世帯数	人数
	シ 船 舶	沈 没	隻								
		流 失	〃								
		破 損	〃								
	ス 清掃施設被害		箇所					合 計			
	セ 都市施設被害		〃			消防職員等 出動状況		消防職員		人	
	ソ 自然公園施設被害		〃				消防団員		〃		
	タ 工業用水道被害		〃				警 察 官		〃		
	チ 水道施設被害		〃				そ の 他		〃		
	ツ 水 道 (断水)		戸				計		〃		
	テ 電 話 (不通)		回線				そ の 他				
	ト 電 気 (停電)		戸								
	ナ ガ ス (停止)		〃								
	ニ ブロック塀等被害		箇所								
	ヌ そ の 他		〃								
被 災 世 帯 数			世帯								
被 災 者 数			人								
被 害 総 額			千円								

【表3】

人的被害情報（速報）

受信日時	月 日 時 分	受信者	
受信者所属（住所） 氏 名 ・ 電 話			
発 生 日 時	月 日 時 分		
発 生 場 所			
被災者	ふりがな 氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日	
	世帯主と の 続 柄		電 話 番 号
	住 所		() -
程度及び 状況	死亡、重傷、入院（ 病院・医院） 行方不明、軽傷、通院 全治 月		
世帯主	ふりがな 氏 名	男 ・ 女	
	年 齢		

【表4】

住 家 被 害 状 況

令和 年 月 日

: 現在

報 告 書	市 町 名	
	所 属 ・ 職	
	氏 名	
	電 話 番 号	
	報 告 時 刻	

【住家の被害】

〔全壊〕

発 生 場 所	原 因 等	棟 数	世帯数	人 数	発生日時	人的被害
計		棟	世帯	人		

(注) 1 把握した都度、県に速報する。

2 人的被害欄は、死者、行方不明者、負傷者があればその状況を簡記する。

〔半壊〕

発 生 場 所	原 因 等	棟 数	世帯数	人 数	発生日時	人的被害
計		棟	世帯	人		

(注) 1 把握した都度、県に速報する。

2 人的被害欄は、死者、行方不明者、負傷者があればその状況を簡記する。

〔一部破損〕

発 生 場 所	原 因 等	棟 数	世帯数	人 数	発生日時	人的被害
計		棟	世帯	人		

(注) 1 把握した都度、県に速報する。

2 人的被害欄は、死者、行方不明者、負傷者があればその状況を簡記する。

〔床上浸水〕

発 生 場 所	棟 数	世帯数	人 数	発生日時	人的被害
合 計	棟	世帯	人		

(注) 把握した都度、県に速報する。

〔床下浸水〕

発 生 場 所	棟 数	世帯数	人 数	発生日時	人的被害
合 計	棟	世帯	人		

(注) 把握した都度、県に速報する。

【参考】用語の定義

	用 語	被 害 程 度 認 定 基 準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者又は遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者
	安否不明者	当人と連絡が取れず安否がわからない者
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みのある者とする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	住家が滅失したもの（全壊、全焼または流失）	○ 住家がその居住のための基本的きのを喪失したもの ○ 住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの ○ 住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの 【被害の程度】 ○ 住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの ○ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
	半壊、半焼する等著しく損傷したもの（半壊または半焼）	○ 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの ○ 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの 【被害の程度】 ○ 損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの ○ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損壊割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの ※ 大規模半壊 ○ 大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの ○ 損壊部分がその住家の延面積の50%以上70%未満 ○ 住家の損壊割合が40%以上50%未満のもの ※ 中規模半壊 ○ 大規模半壊に至らないまでも相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの

		○ 損壊部分がその住家の延面積の 30%以上 50%未満のもの ○ 住家の損壊割合が 30 以上 40%未満のもの
	準半壊	○ 住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもの 【被害の程度】 ○ 損壊部分がその住家の延面積の 10%以上 20%未満のもの ○ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家前提に占める割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のもの
	床上浸水	○ 上記に該当しない場合で、浸水がその住家の床上に達したもの ○ 土砂、竹木の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位とする

非住家被害	非 住 家	住家以外の建物をいう。なお、官公庁、学校、病院、公民館、神社、仏閣などは非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公 共 建 物	官公庁、学校、病院、公民館、町営住宅、幼稚園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

※非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

	用 語	被 害 程 度 認 定 基 準
公共土木施設	公 共 土 木 施 設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設とする。
	道 路 被 害	高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害とする。
	橋 梁 被 害	市町村道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害とする。
	河 川 被 害	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	砂 防 設 備 被 害	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための設備又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。

	地すべり防止施設被害	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものであるとする。
	急傾斜地崩壊防止施設被害	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものであるとする。
	治山施設被害	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に規定する林地荒廃防止施設（治山施設）の被害で、復旧工事を要する程度のものであるとする。
	港湾施設被害	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設の被害で、復旧工事を要する程度のものであるとする。
	漁港施設被害	漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設の被害で、復旧工事を要する程度のものであるとする。
	海岸施設被害	海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸施設の被害で、復旧工事を要する程度のものであるとする。
農林水産業施設	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助の対象となる施設とする。
	田畑の流出埋没等	田畑の耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂で耕作の継続が不可能又は著しく困難となったものであるとする。
	溜池・水路決壊	溜池及び水路の堤防の被害で、復旧工事を要する程度のものであるとする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。
	土石流	たい積土砂又は崩壊により、公共建物及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものであるとする。
	地すべり	地すべりにより負傷者以上の人的被害、公共建物及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものであるとする。
	崖崩れ	崖崩れにより負傷者以上の人的被害、公共建物及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものであるとする。
	鉄軌道被害	鉄道等の運行が不能となった程度の被害とする。
	船舶被害	ろ、かいろのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものであるとする。
	清掃施設被害	ごみ処理及びし尿処理施設の被害とする。
	都市施設被害	街路、公園等、下水道施設、都市排水施設等、地方公共団体の維持管理に属するものの被害とする。（維持管理に属することとなるものを含む。）

自然公園等 施設被害	自然公園法（昭和32年法律第161号）、広島県立自然公園条例（昭和34年条例第41号）及び広島県自然環境保全条例（昭和47年条例第63号）に定める施設等の被害で、施設利用が不能となった程度のものとする。
水道（断水）	上水道又は簡易水道で災害により断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
電話（不通）	災害により通話不能となった電話の回線数のうち、最も多く通話不能となった時点における回線数とする。
電気（停電）	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
ガス（停止）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀等 その他	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
被災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
被災者	被災世帯の構成員とする。
被害総額	物的被害の概算額とする。（千円単位）
火災発生	火災発生件数については、地震によるもののみ報告するものとする。

8 死者及び安否不明者の氏名等の公表に係る取扱い

(1) 公表の考え方

区 分	理 由	条 件
死 者	社会的関心へ対応するため	・住民基本台帳の閲覧制限がないなど、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することがないこと ・遺族等の同意が取得できていること
安否不明者	捜索対象者を絞り込み、迅速な救出・捜索活動を実施するため	・救出・捜索に資すること ・住民基本台帳の閲覧制限がないなど、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することがないこと

(2) 県、県警察及び町等の役割

区 分	役 割
県	・県警察及び市町からの死者及び安否不明者に関する情報の収集 ・県が把握している死者及び安否不明者の所在情報を秘匿すべき事情の確認 ・死者及び安否不明者の氏名等の報道機関への公表 ・その他、死者及び安否不明者の氏名等公表に係る事務の総合調整
県警察	・捜索・救出活動等による死者及び安否不明者に関する情報の収集及び県並びに市町への提供 ・県警察が把握している死者及び安否不明者の所在情報を秘匿すべき事情の確認 ・死者確認リストの作成及び県への提供
町 (消防含む)	・捜索・救出活動等による死者及び安否不明者に関する情報の収集 ・各市町管内における安否不明者確認リストの作成及び県への提供 ・市町が把握している死者及び安否不明者の所在情報を秘匿すべき事情（住民基本台帳の閲覧等制限の有無を含む）の確認 ・死者の氏名等の公表に当たっての遺族等への意向の確認

(3) 事務手順

ア 死者の氏名等の公表

- ①県警察（本部）は、県に対し死者確認リストを提供
- ②県は、市町に対し各市町管区分の死者確認リストを提供

- ③市町は、死者確認リストに記載されている死者について当該災害による死者として扱うか否かを確認
- ④市町からの要請がある場合、県及び県警察（本部）は、死者確認リストに記載された者の所在情報を秘匿すべき事情を確認
- ⑤市町は、必要に応じて、死者確認リストに記載された者の所在情報を秘匿すべき事情の有無を確認
- ⑥市町は、遺族等に対し、死者の氏名等の公表に係る遺族等の意向を確認
- ⑦市町は、県に対し、③～⑥の結果を反映させた死者確認リストを回答
- ⑧県は、報道機関に対し、⑦の結果を反映させた死者の氏名等を公表

イ 安否不明者の氏名等公表について

- ①住民から、市町、消防、県警察に対し、災害に関する通報
- ②消防・県警察が捜索・救助活動を実施
- ③消防・県警察（警察署）は、市町へ捜索・救助活動に関する情報を提供
- ④市町において、管内分の安否不明者確認リストを作成
- ⑤市町は、県に対し、安否不明者確認リストを提供
- ⑥県は、県警察（本部）に対し、
 - ・安否不明者確認リストに記載された者の所在情報を秘匿すべき事情の有無の確認
 - ・県警察（本部）が独自に把握した人的被害の安否不明者確認リストへの追記を依頼し、県警察（本部）は確認、追記を行った結果を県へ回答
- ⑦県は、市町に対し、⑥の結果を反映させた安否不明者確認リストの再確認を依頼し、市町は、再確認の結果を県へ回答
- ⑧県は、報道機関に対し、⑦の結果を反映させた安否不明者の氏名等を公表
- ⑨安否不明者本人又はその家族等が、安否情報を市町災害対策本部へ提供
- ⑩市町は、消防及び県警察へ⑨で把握した情報を提供

第4節 災害広報の実施《対策企画部》

1 災害広報活動

災害広報活動は、町民に対し、災害に関する情報を提供し、パニック等の混乱の防止、町民の生命の安全確保を目的として行う。

災害広報活動は、災害発生後直ちに開始し、以降、応急対策活動進展に伴い、適時適切に実施する。なお、災害広報に当たっては、あらかじめ広報文例を作成し、緊急時の対応に備えるとともに、要配慮者への十分な配慮を行うものとする。

(1) 広報の内容

町、県及び防災関係機関は、緊密な連携の下に、次の事項について広報活動を実施する。

なお、県は、町が被災し、住民に対する十分な広報が実施できない場合には、県の広報媒体等により、町の広報活動を補完する。

ア 災害発生直後の広報

(ア) 町

- a 気象等に関する予報・警報及び情報
- b 避難に関する情報（避難所、避難指示等の発令）
- c 医療、救護所の開設に関する情報
- d 災害発生状況に関する情報
- e 出火防止及び初期消火に関する情報
- f 二次災害防止に関する情報（デマの防止、電気、ガス及び水道の措置）
- g その他必要な情報

(イ) 県

- a 気象等に関する予報・警報及び情報
- b 医療、救護所の開設に関する情報
- c 災害発生状況に関する情報
- d 応急救助の実施状況に関する情報
- e 交通規制に関する情報
- f その他必要な情報

(ウ) 警察

- a 交通規制に関する情報

b 犯罪防止に関する情報

イ 災害状況が沈静化した段階の広報

(ア) 気象に関する情報

(イ) 被害情報及び応急対策実施情報

(ウ) 町民の安否に関する情報

(エ) 生活関連情報

a 電気・ガス・水道等の復旧状況

b 食糧・生活必需品の供給情報

(オ) 通信施設の復旧状況

(カ) 道路交通状況

(キ) 交通機関の運行状況

(ク) 医療機関の活動状況

(ケ) 災害ボランティアの活動状況

(コ) 臨時相談所に関する情報

(サ) その他生活情報等必要な情報

ウ 救援期の広報

(ア) 避難所等の状況

(イ) 生活援護情報

a 災害弔慰金等の支給、災害援護資金等の貸付

b 徴税の減免等

(ウ) 企業援護情報

(エ) 義援金等の支給手続き

(オ) 公共施設復旧状況

(カ) 罹災証明の発行手続き

(キ) 町の応急対策実施状況及び今後の見通し

(ク) 死者、行方不明者の状況

(ケ) 仮設住宅の設置及び申し込み手続き

(コ) 被災宅地危険度判定に関する情報

(サ) その他必要な情報

(2) 広報の方法

- ア 窓口による広報
- イ 広報車、ハンドマイク等による広報
- ウ 立て看板、横断幕、貼り紙等の掲示広報
- エ 職員の派遣、ビラ配布等による広報
- オ 自主防災組織、自治会組織等を通じた連絡
- カ 県に対する広報の要請
- キ 報道機関への情報提供、放送要請
- ク 文字、手話、「やさしい言葉（普段使われている日本語より優しい日本語に置き換えるなどして、外国人のほか、子どもや高齢者などにも分かりやすく伝えられる言葉）」あるいは外国語等を用いた広報
- ケ インターネット等を利用した広報
- コ 防災情報メール・電話、緊急速報メールの活用

(3) 被災者相談活動

災害対策本部は、地震災害が発生したときは、被災者又は関係者からの相談、要望及び苦情に速やかに応じ、被災者の生活環境改善のため、被災者相談を行う。

被災者の相談、要望、苦情等を広く聴取し、問題の早期解決を図るため、相談窓口を設ける。また、必要に応じて、被災地及び避難所等への臨時相談所の設置や、広報車又は二輪車（バイク、自転車）等による被災地の巡回及び移動相談を実施する。なお、相談窓口は、関係機関が共同で設置するなどしてワンストップサービスの実現に努める。

相談所の規模及び構成員等は、災害の実情に応じたものとする。

2 広報状況の報告

広報を実施した場合又は町民からの要望・苦情・相談等を受けた場合、関係部班等の長は、その状況を総務部長へ報告する。

(参考) 広報文例

	区 分	広 報 例 文
火災発生直後の広報	火災発生の情報	① ○○町付近で火災が発生しています。○○戸が焼失し現在も延焼中です。 ② 現在、○○地区の火災は、(○○方面へ) 燃え広がっています。○○地区の住民の方は、直ちに○○へ(○○方面へ) 避難して下さい。
	交通等のライフライン情報	◎ 交通情報 ① 現在、JR○○線は、全ての運転を見合わせています。JRでは路線などの点検を行っていますが、まだ、運転再開の見通しは立っていません。今後の情報に注意して下さい。 ② 現在、国道○○号は、○○のため通行止め(渋滞)になっています。今後の情報に注意して下さい。 ③ 現在、すべての道路が○○のため通行止めになっています。町民の皆さん、自動車は、使用しないで下さい。 ◎ 電気、ガス、水道、電話の情報 ① 現在、電気、ガス、水道は全て供給を停止しています。また、電話も不通となっています。復旧の見通しは立っていません。ガスの元栓を締めて、コンセント等が破損していないか確認しましょう。今後のラジオ等の情報に注意して下さい。
	町の防災体制等	役場では、地震被害に対処するため、災害対策本部を設置しています。被害に遭われた方でビニールシートが必要な場合は、役場で配付していますのでご連絡下さい。
	医療機関の活動情報 救護所の広報	① 現在、診療を行っている医療機関は、○○病院、○○医院です。受診を希望される方は、各医療機関か健康づくり推進課にお問い合わせ下さい。 ② 負傷者の臨時救護所が○○に設けられています。けがをされた方は○○までお越しください。

	区 分	広 報 例 文
化災・害 救の 援状 期況 のが 広静 報穏	被害状況	これまでに分かった被害の状況をお知らせします。 亡くなった方 ○○人、行方の分からない方 ○人重症者 ○○人、軽傷者 ○人、全壊家屋○○棟、 半壊家屋 ○棟です。
	交通等 ライフライン 復旧情報	◎ 交通情報 ① JR○○線は、○○日○○時ごろ、運転再開の予定です。運転が再開されましたら、お知らせします。 ② 国道○○号は、○○時に通行止めが解除になりました。 ③ 現在、県道○○線と町道○○線は復旧中で通行止めになっています。迂回路は町道○○線です。 ◎ 電気、ガス、水道、電話の情報 ① 現在、供給を停止している電気(ガス、水道)の復旧は、○○日○○時ごろの予定です。

医療機関の 活動情報 救護所の広報	① 現在、診療を行っている医療機関は、〇〇病院、〇〇医院です。受診を希望される方は、各医療機関か健康づくり推進課までお問い合わせ下さい。 ② 負傷者の臨時救護所が〇〇に設けられています。けがをされたかたは〇〇までお越しください。
罹災証明書 発行の広報	建物等が被災された方で、罹災証明書の発行を希望される場合は、役場社会税務課まで問い合わせ下さい。
生活支援 情報の広報	今回の地震で被災された方には、一定の基準により各種の支援制度が受けられる場合があります。詳しくは、自治会回覧のお知らせをご覧ください。
相談窓口 開設の広報	役場では、地震被害に対する相談窓口を〇〇に開設しています。また、電話での相談は電話〇〇〇－〇〇〇〇で受け付けています。

要望、苦情、相談等の所管課一覧表

区分	所管課	電話番号	備考
環境 ・ごみの収集 ・し尿の収集	環境センター 安芸地区衛生施設管理組合	823-4601 885-2525	
上水道 ・断水、給水等 下水道 ・下水管の破損、つまり等	上下水道課	823-9214 823-9211	
建設 ・道路の破損・陥没、河川の 氾濫等 ・公園緑地に関すること	建設課 まちデザイン課	823-9209 823-9634	
産業 ・農林水産業への融資 ・中小企業への融資	まちデザイン課 資産活用課	823-9634 823-3152	
衛生 ・消毒薬の無償配布	健康づくり推進課	823-4418	
住宅 ・町営住宅空室への入居	まちデザイン課	823-9634	
見舞金等 ・災害見舞金の支給 ・災害弔慰金・災害障害見 舞金の支給・災害援護資 金の貸付 ・生活一時資金の貸付	社会福祉課	823-9207	
消防 ・火災 ・救助 ・救急	広島市消防局（安芸消防署）	822-4349	
町税・国民年金保険料等 ・町税の減免等 ・町税の徴収猶予 ・国民健康保険税の減免 ・国民年金保険税の免除 ・介護保険料の減免	税務課 住民課 長寿保険課	823-9204 823-9206 823-9206	
所得税 ・税の減免等	海田税務署	823-2131	
教育 ・就学援助費の支給	学校教育課	823-9216	
消費生活 ・消費生活に関する相談	地域みらい課	823-9219	

第5節 避難対策《対策総務部、対策福祉保健部、対策教育部》

災害が発生した場合において、差し迫った危険から町民の生命又は身体を守るとともに、倒壊・焼失等により住家を失った被災者を一時受入れるため、避難指示等の発令、避難誘導、避難対策等について定め、災害発生時において適切な措置をとるとともに、町民と一体となった訓練の実施に努める。

1 避難指示等の発令者

災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、人の生命及び身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、町長は必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者及びその他の者に対し、避難のための立退きを指示する。また、要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難を確保するために特に支援を要する避難行動要支援者への対応として、避難指示の発令に先立ち高齢者等避難を発令する。

(1) 町長は、避難指示等を発令する場合において、必要があると認められるときは、県に対して助言を求めることができる。その際の、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な情報を整理する。

(2) 町長不在時は、副町長、総務部長、防災課長の順に避難指示等の発令を代執行する。

(3) 災対法による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条 項
町 長	災害が発生し又は発生するおそれがあり、人の生命及び財産を保護し災害の拡大を防止するため必要な場合	立ち退き及び立ち退き先を指示等する	災対法第 56 条、第 60 条第 1・3 項
知 事	同上の場合 災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	同 上	災対法第 60 条第 5 項
警 察 官 海上保安官	同上の場合 町長が指示できないとき又は町長が要求したとき	立ち退き及び立ち退き先を指示する	災対法第 61 条
町 長	災害が発生し又は発生するおそれがあり、人の生命及び身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定した場合	警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者の立入り制限、禁止又は当該区域からの退却を命ずる	災対法第 63 条第 1 項
警 察 官 海上保安官	同上の場合 町長又は委任を受けた町の吏員が現場にいないとき又は町長が要求したとき	同 上 同 上	災対法第 63 条第 2 項 災対法第 63 条第 2 項

自衛官	同上の場合 町長その他町長の職権を行うことができる者がその場にいないとき	同上	災対法第63条第3項
-----	---	----	------------

(4) その他の法令による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条 項
消防吏員 消防団員	火災の現場で消防警戒区域を設定した場合	区域から退去を命令	消防法第28条第1項
警察官	同上の場合 消防吏員等が現場にいないとき又は消防吏員等の要求があったとき	同上	消防法第28条第2項
水防団長、水防団員及び消防機関に属する者	水防上緊急の必要があるため、警戒区域を設定した場合	同上	水防法第21条第1項
警察官	同上の場合 消防団長等が現場にいないとき又は消防団長等の要求があったとき	同上	水防法第21条第2項
知事又はその命を受けた県職員、水防管理者	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫した場合	必要と認める区域の居住者に立ち退きを指示	水防法第29条
知事、その命を受けた県職員	地すべりの危険が切迫した場合	必要と認める区域内の居住者に立ち退きを指示	地すべり等防止法第25条
警察官	人の生命及び身体に危険を及ぼし又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合	関係者に警告を発する 危害を受けるおそれのある者を避難させる	警察官職務執行法第4条
自衛官	災害派遣を命ぜられた自衛官又は警察官がその場にいないとき、警察官職務執行法第4条並びに第6条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する場合	同上	自衛隊法第94条
海上保安官	天災事変、海難、工作物の損壊、危険物の爆発等、危険な事態がある場合であって、人の生命若しくは身体への危険又は財産への重大な損害が及ぶおそれがあり、急を要する場合	・船舶の進行開始、停止、出発の差止め ・乗組員の下船、下船制限、禁止 ・海上における人の生命若しくは身体に対する危険又は財産に対する重大な損害を及ぼすおそれのある行為の制止等	海上保安庁法第18条第1項

2 避難指示等の発令

(1) 避難指示等の区分

避難指示等は以下の区分によるものとする。

ア 高齢者等避難

(ア) 高齢者等、避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策に対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを促す。

(イ) 高齢者等以外の人には、必要に応じ普段の行動の見合わせ、避難の準備、自主的な避難を促す。

(ウ) 避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

イ 避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、立ち退き避難を指示する。

ウ 緊急安全確保

災害が発生し又は切迫している状況において、指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、緊急安全確保を指示する。

(2) 伝達方法

避難の措置を実施したときは、当該実施者は速やかにその内容を防災行政無線(同報系)、広報車、サイレン、テレビ(ワンセグを含む。)、ラジオ、携帯電話(防災情報メール・電話、緊急速報メールを含む。)、Ｌアラート、インターネット無線など、情報の受け手に応じて多種多様な手段を通じ又は直接住民に伝達する。また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図る。この場合において、高齢者や障がい者、外国人等の要配慮者や一時滞在者に対する伝達について十分考慮する。

(3) 避難指示等の発令に係る留意事項

ア 避難指示等の発令の際は、発令者、避難が必要な理由、対象区域、避難所及び経路を明確にし、避難所はあらかじめ選定しておく。また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。

イ 町は、事前に災害の発生状況、土砂災害等の危険箇所の異常の有無等、避難指示等を発令するための情報の収集方法等について定めておく。

ウ 町は、土砂災害警戒区域等、危険が予想される地域について、避難指示告等の発令単位として事前に設定し、事前に雨量、水位、潮位、土砂災害危険度情報及び土砂災害警

戒情報を捕捉する情報等を用い、避難指示等を発令する場合の具体的基準を設定する。

エ 町は、事前に避難指示等の発令を町民に伝達する方法を明らかにし、町民に周知徹底しておく。

オ 危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫するとともに、その対象者を明確にし、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるよう伝達するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

カ 台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合において、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

キ 災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「立ち退き避難」、「垂直避難」、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるよう努める。

3 報告

避難所の開設、避難指示等を発令した場合、町長は、災対法第60条の規定により、知事に報告する。

(1) 提出先

県危機管理監（災害対策本部を設置した場合は本部情報連絡班）

(2) 報告方法

広島県防災情報システム又は電話

(3) 報告事項

ア 避難指示等を発令した理由、地区名、対象戸数、人員、指示した立退き先、日時

イ 避難の必要がなくなった理由、日時

4 避難誘導

(1) 避難誘導は、職員、消防職員、警察官、消防団員等が自治会、自主防災組織等と連携して、避難者が安全かつ迅速に避難できるよう組織的に行う。なお、避難者の近くに職員等がいなときは、自治会及び自主防災組織が中心となって避難誘導を行う。

(2) 避難所及び避難路沿いの要所等に、可能な限り誘導に当たる職員等を配置するとともに、

事前に避難所を選定した場合においては、海拔表示等の案内標識等を設置し、町民が速やかに避難できるようにしておくものとする。また、帰宅困難者に対しても、交通情報等を伝達するとともに、帰宅困難な場合には適切な避難所へ誘導を行う。

- (3) 避難行動要支援者の避難誘導に当たっては、適切に誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい者福祉サービス事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努める。

また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に努める。

- (4) 避難指示等の発令に対し、避難を躊躇している者については、自主防災組織、消防団、近隣のコミュニティ単位等の個別訪問、声掛けなどにより災害の危険性を認識できるように極力説得して、任意に避難するよう指導する。
- (5) 避難所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑化を図る。
- (6) 交通孤立地区等が生じた場合は、ヘリコプターによる避難についても検討し、必要に応じ実施する。
- (7) 避難誘導に当たる自主防災組織、防災関係機関、職員等は、正確な情報把握に努め、避難所や避難路の状況が悪化した場合には、機を逸することなく対策を講じる。

5 避難所の開設等

(1) 避難所開設設置義務

町は、災害により被害を受けた者又は受けるおそれのある者で避難を必要とする者を、一時的に受入れ保護することを目的に避難所を開設する責務を有する。災害救助法が適用され、知事が実施を委任した場合、町長は実施責任者として（災害救助法第30条及び災害救助法施行令第23条による）、災害が発生した日から7日以内（特に必要な場合は延長を行う）の間、避難所を開設して救助に当たる。

(2) 避難所の開設基準

避難所の設置基準は次のとおりとする。

ア 原則として、小学区を単位として設置する。

イ 原則として、耐震・耐火構造の公共施設（学校、福祉センター、図書館等）とする。

ウ 収容基準は、おおむね1人あたり概ね2㎡とする。

エ 指定避難所だけでは量的に不足する場合には、協定施設の使用の他、県に要請して県が保有する公共施設、ホテル・旅館等の活用も含め可能な限り多くの避難所を開設する。

(3) 避難者の把握及び周知

指定避難所等及び福祉避難所の所在地、名称、概況、収容可能人数等その実態を把握するとともに関係者に周知する。

(4) 要配慮者の避難等

町は、配慮が必要となる者が避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の開設や、避難所として宿泊施設を借上げる等、多様な避難所の確保に努める。また、被災地域外の地域にあるものを含め、県に要請してホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するように努める。

(5) 避難所の管理運営

避難所の運営に当たっては、町、自主防災組織、ボランティア団体、その他関係防災機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。特に、町は事前に避難所毎の担当職員を定める等、発災後の迅速な人員配置に努めるとともに、自主防災組織等とも連携して、円滑な避難所の運営に努める。また、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める。

なお、町は、相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取や応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

避難所の具体的な管理運営に係る主な業務としては、次の点に留意する。

ア 情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により避難所及び避難者の状況を早期に把握し、関係防災機関へ連絡する。

また、避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等の情報把握に努め関係防災機関へ連絡する。

イ 食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、避難所の衛生管理等の必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や、避難者の心身の健康の確保

のため保健師等による健康相談、心のケア等の必要な対策を行う。

また、プライバシー確保や様々なニーズの違いに対応できるよう、男女双方の視点に配慮する等良好な生活環境を維持するよう注意を払う。

ウ 避難の長期化等必要に応じて、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、避難所での健康状態の悪化を防止するための適切な食糧等の分配、食事の提供等栄養管理に努める。

エ 避難所における食糧、飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し、効率的に配給する。

オ 要配慮者用の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

カ 避難所の運営における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置するとともに、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置し、照明の増設等に努める。また、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲示するなど、女性や子ども等の安全に配慮するものとする。

キ 必要に応じて、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

ケ 指定避難所等の設置・運営について、応援職員の派遣を要請する。

(6) 広域的避難

町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等を考慮して、町外への広域的な避難、避難所や応急仮設住宅等への収容等が必要であると判断した場合には、県に広域避難収容に関する支援を要請する。

県は、町からの要請を受け、支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。また、大規模災害の発生による町の機能の喪失等により、町において広域的避難に係る事務が行えなくなった場合、県は、町に代わり必要な手続きを行う。

(7) 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生

した場合、県及び町は、町民等への広報を行うとともに、必要に応じ、一時滞在施設等への避難誘導を行うものとする。

第6節 衣食等生活必需品の供給《対策総務部、対策町民生活部、対策福祉保健部》

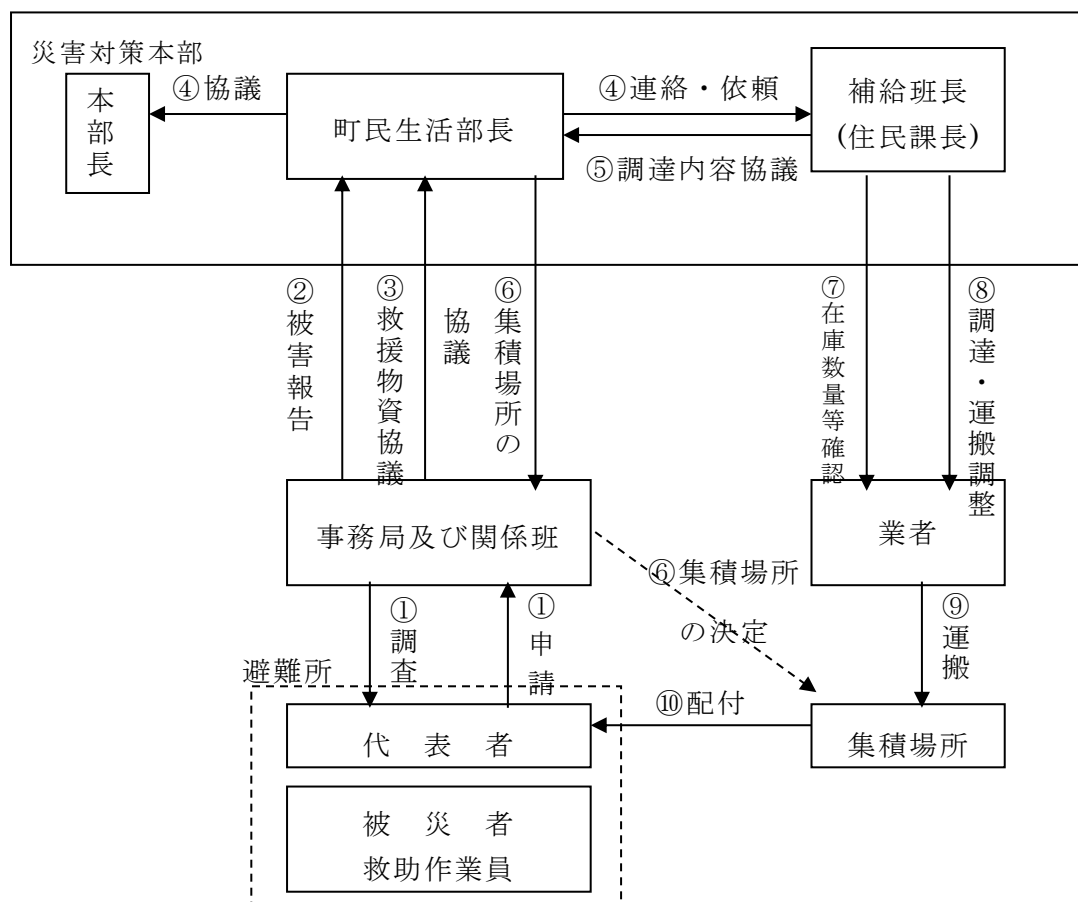
災害によって、多数の町民が住家の倒壊・焼失により食糧・自炊手段・被服寝具等の他生活必需品を失った場合、被災者に対し速やかにこれらの応急配給を行うため必要な応急対策について定める。

1 物資の調達

(1) 備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図る。

(2) 衣食等生活必需品は、原則として災害対策本部補給班において数量等のとりまとめを行い、業者と調整し調達する。

(3) 衣食等生活必需品（救助物資）供給のフロー



- (注) 1 被災者の人数、衣食等・生活必需品の数量等を的確に把握する。
2 集積場所については、被害状況を勘案し福祉保健部長が事務局と協議し、決定する。運搬に当たり業者だけでは運搬に支障をきたすか、運搬が不可能な場合は配車資材班において対応する。
3 事務局は、集積場所に職員を派遣し、受入・保管及び配分等を行わせる。

(4) 国への要請

米穀、乾パンその他の主要食品の調達については、必要があるときは県を通じて（ただし連絡がとれないときは直接）、農林水産省中四国農政局広島農政事務所（広島市中区上八丁堀 6-30、電話（082-281-2111））に必要な措置を講ずることを要請する。

2 食糧の供給

町は、災害発生時における被災者に対し食糧の応急確保に努め、災害救助法による食糧の供給及び給食を行う。

また、平素から緊急用食糧の備蓄に努めるとともに、各種協定の締結による小売事業者等からの食糧の調達及び他の地方公共団体等による調達体制の確立に努め、食糧を速やかに被災者に供給するため、避難所ニーズの把握、分散備蓄及び救援物資輸送拠点の選定等、配送体制の確保に努める。

なお、食糧供給等に当たっては、被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者及び宗教等に配慮するとともに、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ栄養指導・食生活支援を実施する。

(1) 実施内容

ア 町長は、災害時に備えて給食計画を作成し、これにより食糧の確保及び供給並びに給食を実施する。

イ 町長は、必要な食糧を確保できない場合は、県に応援を要請する。

ウ 県は、町長の要請があった場合、又は必要があると認めた場合は、食糧を調達し供給する。

(2) 実施方法

ア 町

町長は、供給する食糧の種類、供給及び調達方法等について給食計画を作成し、次のとおり、被災者に対して食糧の調達及び供給を行う。

(ア) 平素から発災後、直ちに必要となる緊急用食糧の備蓄に努める。

(イ) 備蓄食糧が不足した場合は、給食計画により調達する食糧及び給食に必要な副食・

調味料について、災害時の物資の確保に関する協定を締結している事業者等や他の地方公共団体等からによる調達と供給に努めるものとする。また、食糧の調達及び供給にあたっては、要配慮者への配慮や時間の経過とともに変化するニーズに留意するものとする。

- (ウ) 食糧を被災者に円滑に供給することができるよう、あらかじめ、救援物資輸送拠点の複数箇所の選定や、速やかに避難所等に食糧が届けられるよう、分散備蓄に努めるものとする。

イ 県

県は、町長から食糧供給の要請があった場合、又はその必要があると認めた場合、食糧を円滑に供給できるよう、次の措置を講ずる。

- (ア) 備蓄食糧を速やかに町へ供給する。
- (イ) 食糧の調達にあたっては、県が災害時の物資の確保に関する協定を締結している小売事業者等に要請し、町へ供給する。なお、食糧を円滑に調達するため、必要に応じ、小売事業者等に県（災害対策本部事務局等）へ連絡員の派遣を要請する。
- (ウ) 災害救助用米穀の供給を農林水産省に要請する。
- (エ) 米穀については、販売業者に売却を要請する。それが不可能な場合は、農林水産省にあっせん等を要請する。
- (オ) 必要に応じ、国又は他の都道府県に食糧援助を要請する。
- (カ) 必要に応じ、広島県トラック協会等に対して、県や町の災害対策本部又は救援物資輸送拠点等へ物流専門家の派遣を要請する。広島県トラック協会等は、避難所等に食糧を輸送する際に、必要に応じて、避難所のニーズ等の聞取りを行い、町へ報告する。
また、食糧の輸送に当たっては、必要に応じ、広島県トラック協会及び広島県旅客船協会等へ要請を行う。
- (キ) 輸送車両等の燃料確保については、国への要請や広島県石油商業組合及び関係団体等との連携により確保に努めるものとする。また、必要に応じ、西日本高速道路株式会社に対して、サービスエリア等の給油所における緊急輸送車両等への給油についての協力を要請する。
- (ク) 町が行う食糧の供給及び給食、炊き出し等について、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ栄養指導・食生活支援等を関係団体と連携して支援する。

(4) 食糧供給の適用範囲及び期間

- ア 避難所に受入れた者（避難所等駐車場での車中泊避難者含む。）
- イ 住家の被害が全壊、半壊、床上浸水等であって炊事のできない者（在宅避難者）
- ウ 水道、電気、ガス等の供給がなく、炊事のできない者（医療機関や社会福祉施設等へ入院や入所している者も含む。）
- エ 旅館やホテルの宿泊人及び前記イ、ウの住家への宿泊人、来訪者
- オ 被災地内に停車、停船した列車、船舶等の旅客で、責任者の能力によって給食を受けることが期待できない者
- カ 食糧供給を行う期間は、災害の発生した日から7日以内とし、特に必要がある場合は期間の延長を行う。

（5）使途及び経費

災害救助法が適用された場合は、原則として、災害救助法施行細則に定める使途及び支出限度額の範囲で行う。

3 生活必需品等の供給

災害により一時的に生活の途を失った被災者に対し、生活必需品の応急確保に努め、災害救助法による被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与を行う。

（1）実施基準

ア 適用範囲

住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は棄損するとともに、物資の販売機構等の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を入手することができない状態にある者に対し、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

イ 適用期間

災害発生の日から10日以内（特別基準の設定可能）とし、特に必要がある場合は、期間の延長を行う。

（2）生活必需品等の範囲

区分	品名
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
外衣	洋服、作業衣、子ども服、ジャージ等
肌着	シャツ、パンツ等下着、靴下の類
身の回り品	タオル、手拭、サンダル、傘等
炊事用具	鍋、包丁、缶切り、カセットコンロ、カセットコンロ用燃料等

食器	コップ、皿、箸等
日用品	トイレットペーパー、石けん、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉、ビニールシート、軍手、ポリタンク、生理用品、紙オムツ、ポータブルトイレ等
光熱材料	マッチ、ローソク、LPガス、懐中電灯、電池等

(3) 実施方法

- ア 県、町の備蓄物資等の利用、災害時支援協定締結企業等から調達する。
- イ 必要量の確保が困難な場合は、県及び関係機関に要請する。

4 受援体制の確立

- (1) 発災当初から受援計画に基づき、各部班が必要とする人的資源及び機能等を把握し、実行の可能性、業務の優先順位等を明らかにして県へ要請する。

この際、受入れ環境についても整理・具体化し受入れ体制を確立する。

- (2) 受援班は、受援に係る当面の作業及び将来作業を考慮して受援体制が継続し得るようにする。

第7節 給水及び上水道施設応急対策《対策建設部》

災害による上水道施設の破損又は飲料水の汚染等により、飲料水に適する水を得ることができない者に対し、応急資機材を活用して飲料水の確保及び供給を図るとともに、速やかに上水道施設の応急復旧を行い、ライフライン施設としての機能を確保する。

1 実施責任者

災害により、次の事態が発生した場合、それぞれ次に定める者が供給の義務を有する。

供給を必要とする場合	実施責任者	根拠法
災害により現に飲料水を得ることができない場合	町長	災害救助法第4条、第13条 災害救助法施行令第17条
知事が飲料水等の家庭用水の使用又は給水を制限し又は禁止すべきことを命じた場合で、その期間の供給を町長に指示したとき		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第31条
災害時に緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するため必要と知事が認め、命令を発した場合	水道事業者	水道法（昭和32年法律第177号）第40条

なお、災害救助法等が適用される前において、上水道により水を供給しているときは、水道事業者が供給の責務を有する。

2 応急活動の方針

応急活動の実施に当たっては、被災者の心情に配慮するとともに、1日も早い応急復旧を追及する。

- (1) 災害発生後 24 時間以内に避難所、医療機関等への水の供給を追及する。この際、応急給水による飲料水の供給や上水道施設の応急復旧のための広域的応援体制の確立に努める。
- (2) 災害発生後 48 時間以内に上水道施設の復旧着手を追及する。
- (3) 災害発生後 72 時間以内に応急復旧した上水道施設により飲料水の供給開始を追及する。
- (4) 災害発生後 4 週間以内に応急復旧の完了を追及する。

3 緊急体制

(1) 応急復旧体制の確立

迅速な復旧作業を推進するため、水道工事業者、漏水調査会社、水道用資機材生産者及び各種設備機器の専門メーカー等に応援の要請を行う。

(2) 広域的応援体制の確立

被害の程度により広域的な応援体制が必要と判断される場合には、日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱に基づき、応援の要請を行う。

(3) 応急水源の確保

必要に応じて、広島県水道広域連合事業団に対し、給水の応援要請を行う。

4 被害状況の把握

上下水道班員を中心に被害調査班を編成し、情報収集を行う。なお、災害発生直後においては、徒歩、自転車又はバイクを利用して実施する。

(1) 調査の方法

- ア 職員の参集途中で知り得た情報の収集
- イ 瀬野川及び取水口における水源監視調査
- ウ 配水池水位の低下状況調査
- エ 配水池及びポンプ所の稼動状況調査

オ 施設パトロールによる目視調査

カ 関係機関からの情報収集

キ 町民からの通報

(2) 調査の優先順位

被害想定調査に基づき、定めた点検箇所を重点に二次災害のおそれや給水の影響度等を考慮して実施する。

(3) 緊急の措置

ア 被害が甚大と判断される区域については、本部及び浄水場に連絡し、配水池及び配水管本管のバルブを閉止する等の措置を講じる。二次災害のおそれがある場合も同様とする。

イ φ200mm 以下の配水管の破損を発見した場合、バルブを閉止し、本部及び浄水場に報告する。

(4) 防災拠点施設等の調査

避難所等の防災上重要な施設や福祉施設等の要配慮者の利用施設については、所管する班が情報収集を行い、上下水道班へ被害状況と応急給水の必要性について通報する。

5 水質の保持

広範囲な断水後、給水を開始するときには、給水を開始する水に残留塩素が確保できるように浄水場出口での消毒を強化する。

6 給水対策

(1) 応急給水の目標

災害発生後3日間は1人1日3リットルの給水を目標とする。以降は飲料水の確保に向けて被災者の運搬距離を短くするよう配慮し、応急給水の各段階において次の方法により水量の拡大に努める。

ア 第一段階 給水タンク車による運搬給水

イ 第二段階 配水管付近での仮設給水栓の設置

ウ 第三段階 仮配管からの各戸給水及び共用栓による給水

(2) 飲料水の確保

ア 給水場所までの運搬距離が2km程度となるよう運搬給水基地を定め、1人1日3リッ

トルとし、10日分の水量を確保する。なお、運搬ルートについては、本部が知り得た交通遮断の情報等を基に、上下水道班で速やかに作成する。

イ 給水容器等で自己確保しようとする水道使用者に対しては、浄水場内に専用の給水基地を設け、極力その要請に応じるよう努める。

(3) 給水方法

ア 給水タンク等の応急給水用資機材により運搬給水基地から取水し、本部の指定する場所において給水する。

イ 応急復旧の各段階において、配水管での仮設給水栓の設置等を行い、町民の運搬距離を短くするよう配慮するが、仮設給水栓の管理運営については地域住民が主体的に行う。

7 施設の応急対策

(1) 施設の応急復旧順位

ア 取水・導水・浄水施設

イ 送配水施設

ウ 給水装置

給水装置の応急復旧は、一栓のみ水が出る範囲内とする。

(2) 施設配水管路の応急復旧順位

配水管路の応急復旧順位については、原則として次のとおりとする。

ア 配水本管

イ 防災業務の実施機関に至るまでの配水管

ウ 避難所、医療機関等に至るまでの配水管

エ 福祉施設に至るまでの配水管

オ 町民が多数利用する施設（駅等）に至るまでの配水管

カ 復興に向けて早期復旧を図る必要があると認められる地区の配水管

キ その他の配水管

8 広報対策

町民に理解と協力を呼びかけるため、次の事項について広報活動を行う。なお、実施に当たっては、要配慮者への十分な配慮を行うものとする。

(1) 広報の内容〈応急復旧時の広報〉

- ア 水道の復旧に関する情報（通水状況と断水期間の目処等）
- イ 応急給水場所の位置等に関する情報
- ウ 飲用時における衛生上の注意に関する情報
- エ 受水槽の活用に関する情報

（2）広報の方法

- ア 広報車による広報
- イ 防災行政無線、町HPへの記載、X及びLINE
- ウ 新聞チラシによる広報等

第8節 ライフライン施設応急対策

電力施設、ガス施設及び電信電話施設の復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすため、これらの施設の設置者又は管理者は、災害発生時には被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施する。

1 電力施設の応急対策《中国電力ネットワーク株式会社広島ネットワークセンター》

（1）防災組織の編成

総本部・本部、副本部は、担当区域内に非常災害が発生した場合又は発生が予測される場合には、防災体制を発令する。防災体制には警戒体制と非常体制及び特別非常体制がある。

防災体制が発令されると次の表のとおり、総本部・本部には状況に応じて各災害対策本部を、副本部には状況に応じて各災害対策室をそれぞれ編成する。

区分	総本部	本部 (広島ネットワークセンター)	副本部 (広島ネットワークセンター)
警戒体制	災害対策準備総本部	災害対策準備本部	災害対策準備副本部
非常体制	災害対策総本部	災害対策本部	災害対策副本部
特別非常体制	特別災害対策総本部	特別災害対策本部	特別災害対策副本部

(2) 浸水予防対策

洪水、高潮等の浸水による被害を最小限にとどめるため、次の対策を講じる。

ア 現在設備の被害防止

- (ア) 発・変電所構内及び周辺の臨時巡視
- (イ) 土のう、排水ポンプ等の点検・整備
- (ウ) 漏水が予想される箇所があれば応急修理

イ 工事中設備の第三者への被害防止

- (ア) 工事中箇所の臨時巡視
- (イ) 掘削現場（地中埋設管路工事等）の崩壊防止実施

(3) 停電応急対策計画

停電の社会的影響の重大さに鑑みライフライン確保を中心に、次の対策を講じる。

ア 設備被害に対しては原則として応急の仮復旧工法により早期送電を図る。

イ 系統切替・転負荷等停電時の復旧マニュアル作成

ウ 停電復旧のための支援要請箇所及び連絡方法を整備する。

(4) 災害広報・広聴計画

災害時には、施設の復旧状況、公衆感電事故防止を主体とした、広報サービス活動を実施する。

ア 広報活動

- (ア) フリーダイヤルによる停電情報のお知らせ（停電状況、復旧状況等）
- (イ) 広報車両・拡声放送によるお知らせ
- (ウ) ラジオ、テレビ、新聞等を活用したタイムリー情報の提供
- (エ) 電話、ポスター、文書等によるお知らせ

イ 広聴活動

災害の状況により、支社、営業所等のお客様対応窓口の拡充を図る。

(5) 町との連絡体制

ア 連絡窓口

区分	昼間	夜間（休日）
中国電力ネットワーク㈱ 広島ネットワークセンター	ネットワークサービス第一課 082-545-2102 上記以外総務課 082-545-2106	ネットワークサービスセンター 0120-525-089 上記連絡先繋がらない 場合は総務課長 携帯 090-9507-6815

イ 情報連絡員の派遣

有線の途絶等により町(災害対策本部)から情報連絡員の派遣の要請を受けた場合は、必要と認める職員を町(災害対策本部)に派遣するものとする。

2 ガス施設の応急対策《広島ガス株式会社》

広島ガス株式会社は、災害発生時には、「地震等防災対策要領」に基づき、社内各部門及び町をはじめ防災関係機関との連携協力のもとに、以下応急復旧対策を実施する。

(1) 災害発生時の応急措置

ア 災害発生後、ガスによる二次災害を防止するため、下記の情報を早期に把握するとともに、防災関係機関に通報し、緊急の措置の必要なときは、積極的にガスの供給停止後、二次災害の防止に必要な作業を行う。

(ア) 主情報

- a テレメータより収集された供給所、整圧室の流量及び圧力変化の状況
- b ラジオ、テレビによる情報
- c 県、町災害対策本部からの情報
- d 消防、警察からの情報

(イ) 補助情報

- a 町民からの情報
- b 橋梁、路線巡回のため派遣した調査班からの情報

イ 災害が発生、あるいは発生のおそれがあると判断されるときは、「災害対策本部」を設置し、次の事項を行う。

(ア) 被災情報の収集

(イ) ガス供給停止の要否の判断

(ウ) 工場の製造量、送出量の調整、停止措置

(エ) ホルダー出入弁の遮断の要否判断及び操作

(オ) 工場、整圧器、中圧ラインの放散の要否判断及び操作

ウ 町災害対策本部との連携

(ア) 町との連絡窓口は、次のとおりとする。

区分		昼間	夜間	備考
広島ガス株式会社	廿日市工場	0829-32-9802		
	本社	保安センター 251-3219		災害対策本部設置後 251-3189
	廿日市工場 海田基地	822-2101		

(イ) 有線の途絶等により町災害対策本部から情報連絡員の派遣の要請を受けた場合は、必要と認める職員を同本部に派遣する。

(ウ) 災害対策本部を設置し又は廃止されたときは、町災害対策本部（町に災害対策本部が設置されていないときは、防災課）に連絡する。

(エ) 災害対策本部は、次に掲げる事項について随時、町災害対策本部に連絡する。

- a 災害による被害状況（特に町民生活に係わる事項を中心として）
- b 町民に対して伝達（広報）した又はすべき事項

(2) 復旧計画

復旧計画の作成に際しては、早期に被害状況の把握をする必要があり、広島ガス株式会社の行う被害調査及び行政機関からの被害情報を総括して、被害状況図を作成する。被害状況図をもとに、需要家の被害の程度及び早期に供給再開可能な導管路線を調査し、復旧順位を決定する。

3 電信電話施設の応急対策 《N T T西日本中国支社、各携帯電話会社》

災害発生に際し、電信電話施設等の被害の防止を図るとともに応急復旧対策を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図るための計画である。

(1) 応急対策

ア 防災組織

非常災害が発生し、また発生のおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めたときは中国支店内に災害対策本部を設置する。

イ 公衆通信の応急対策

災害発生時等において通信手段の確保のために被災者等が無料で使用することができる。

避難所等が開設された際には施設管理者により電話機が設置され利用可能となる。

表 特設公衆電話設置場所一覧（令和5年9月30日現在）

	設置場所	住所	回線数
1	海田小学校体育館	昭和中町 2-55	2 回線
2	海田西中学校体育館	南つくも町 2-2	2 回線
3	海田東公民館事務室	寺迫二丁目 2-59	1 回線
4	海田中学校体育館	幸町 10-1	2 回線

ウ 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の提供

震度6弱以上の地震の発生等により、被災地に向けた電話が込み合っかかりにくくなり、著しい通信の輻輳が発生した場合に安否等の情報を円滑に伝達する災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」を速やかに提供する。

また、災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板を運用開始した場合、必要に応じて報道機関及び自治体等の協力を得て、テレビ、ラジオ又は防災行政無線等により利用案内を行う。

（2）町災害対策本部との連携

ア 町との連絡窓口は、次のとおりとする。

区分	昼間	夜間	備考
N T T 西日本(株) 中国支店	設備部災害対策室 226-2127	設備部災害対策室 080-1918-0180	

イ 有線の途絶等により町災害対策本部から情報連絡員の派遣の要請を受けた場合は、必要と認める職員を同本部に派遣する。

ウ 災害対策室を設置し又は廃止したときは、町災害対策本部（町に災害対策本部が設置されていないときは、防災課）に連絡する。

エ 災害対策室は、次に掲げる事項について随時、町災害対策本部に連絡する。

（ア）被害状況（特に町民生活に係わる事項を中心として）

（イ）町民に対して伝達（広報）した又はすべき事項

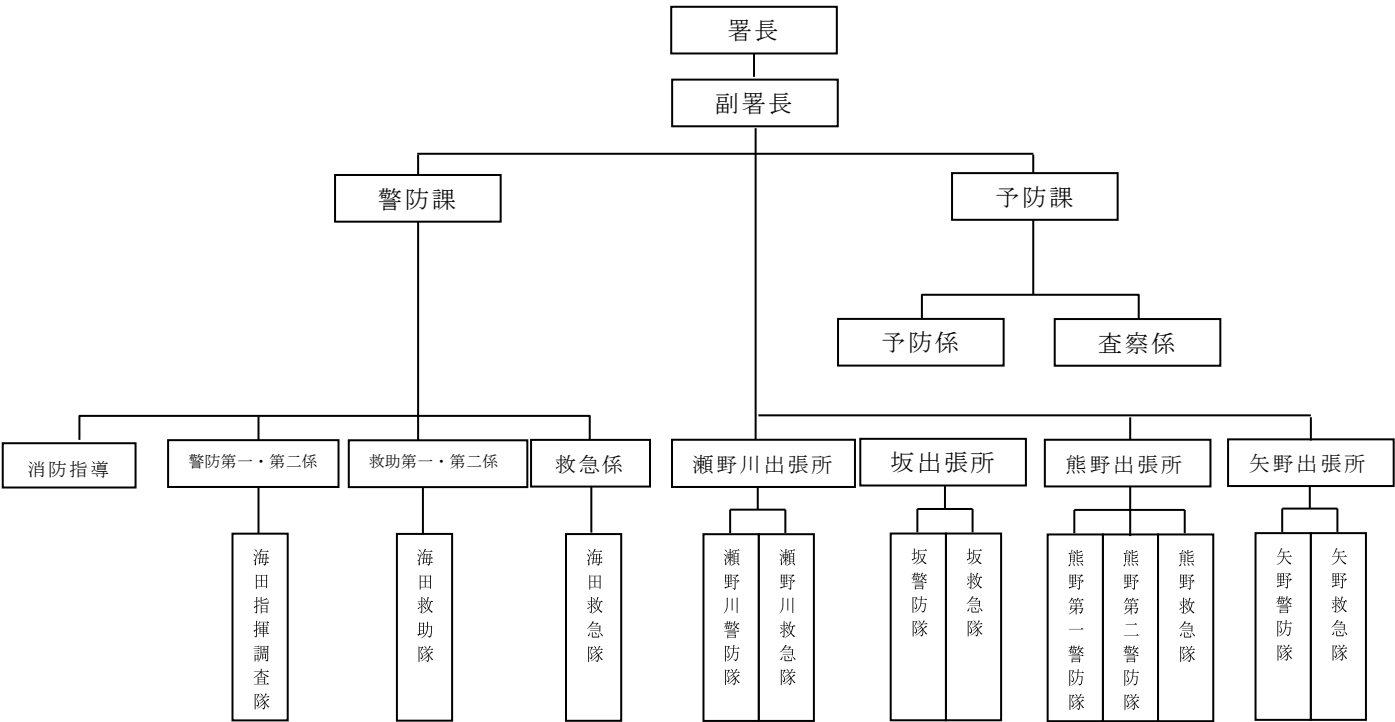
（ウ）その他必要と認める事項

第9節 消防活動対策《対策総務部、消防部、広島市消防局》

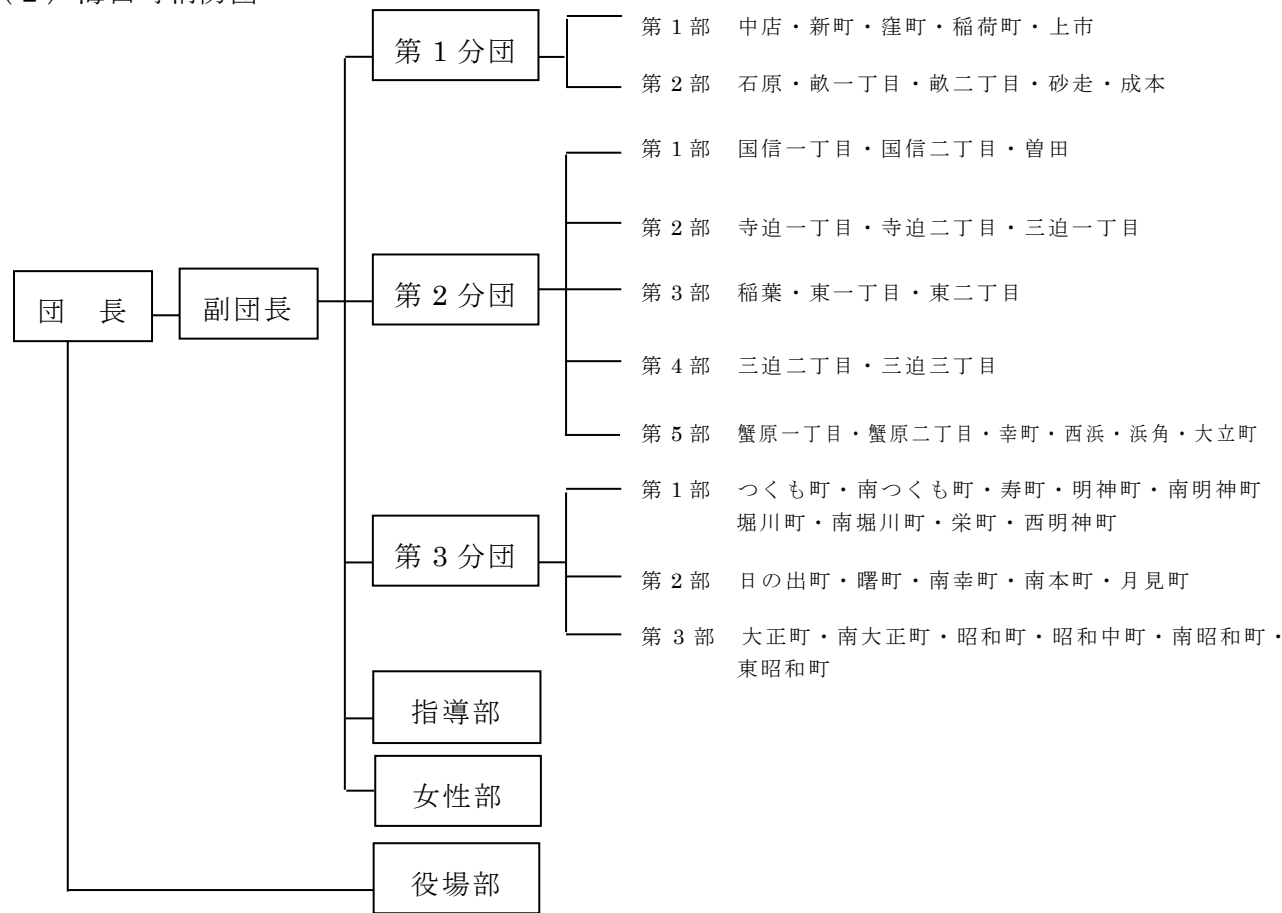
大規模災害発生時に、消防の施設・装備・人員を最大限に活用し、火災等の災害から町民の生命・身体及び財産を保護するとともに被害の軽減を図るため、迅速に消防活動体制を確立する。

1 組織

(1) 広島市消防局（安芸消防署）



(2) 海田町消防団



2 情報の収集及び報告

町は広島市消防局と連携をとり、災害情報の収集に当たるとともに、消防団各分団は、管轄区域内の収集した情報を総括班に連絡する。

3 消防団の活動

(1) 初動体制の確立

消防団の指揮連絡系統を確立するため消防団長は、町に設置する災害対策本部に加わる。

(2) 動員体制の確立

指定消防庫に招集された消防団員は、速やかに車庫、車両等の点検を実施し、出動体制を整える。

(3) 消防団の活動

ア 初期消火活動

火災を発見したときは、時期を失することなく、付近住民及び自治会等（自主防災組

織）と協力し、初期消火の徹底を図る。

イ 人命救助活動

家屋倒壊等による人命救助事故を発見したときは、付近住民、自治会等及び自主防災組織と協力し、人命救助を行う。

ウ 災害対策本部への連絡

初期消火活動及び人命救助活動を行ったときは、活動状況を災害対策本部へ連絡する。

エ 出火防止の広報

発災と同時に区域内において出火防止の徹底を図るため、あらゆる施設及び自治会等（自主防災組織）を有効に活用し、広報の効率化に努めるものとする。

オ 避難の支援活動

町民を避難させる必要があるときは、町職員・消防職員・警察官・自治会等（自主防災組織）と協力し、指定された場所に安全に誘導する。

4 危険物等応急対策

危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇薬等の危険性の高い物質（以下「危険物等」という。）を製造し、貯蔵し又は取扱う事業所においては、火災、爆発、地震及び漏洩等の災害発生時には、自衛消防組織等の活動により、危険物等に係る災害の発生を最小限にとどめ、周辺地域に対する被害の拡大を防止するものとする。

また、町、広島市消防局ほか防災関係機関は、消防法、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）並びに毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）等の関係法令の定めるところにより所要の措置を行う。

なお、大災害の発生に備え、各事業所においては、日頃から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方で、町及び広島市消防局ほか防災関係機関は、これらの施設に対し災害防止上必要な指導を行うものとする。

（1）危険物災害応急対策

ア 広島市消防局

広島市消防局は、危険物に係る火災等の災害が発生した場合又は危険物施設に及ぶおそれのある火災等の災害が発生した場合には、次の措置を行う。

（ア）災害の拡大を防止するための消防活動

（イ）負傷者等の救出

(ウ) 警戒区域の設定

(エ) 広報活動及び避難の指示等必要な応急対策

(オ) 県、警察等関係行政機関への通報、支援要請

イ 施設管理者等

消防法に定める危険物を製造し、貯蔵し又は取扱う事業所等の施設管理者等（施設の管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等）は、次に掲げる措置を行う。

(ア) 危険物の流出、爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置

(イ) 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置

(ウ) 危険物施設の応急点検

(エ) 異常が認められた施設の応急措置

(2) 高圧ガス及び火薬類災害応急対策

広島市消防局は、災害による被害の軽減を図るため、施設の管理責任者等と密接な連絡を取り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難上必要な命令等の応急対策を実施する。

(3) 毒物劇物災害応急対策

町は、毒物及び劇物取締法に定める毒物劇物を製造し、販売し又は業務上取り扱う事業所に対し、大地震による二次災害の発生を防止するよう指導する。

災害が発生したときは、県、保健所及び警察署等と速やかに連絡をとるものとするが、緊急を要する場合には、次の措置を行い災害の発生および拡大を防止する。

ア 施設の管理者及び毒物劇物取扱責任者等と密接な連絡を取り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難上必要な命令等の応急対策を行う。

イ 施設の管理者に対して、次の措置をとるよう指導する。

(ア) 毒物劇物の流出等のおそれがある作業等の停止措置

(イ) 毒物劇物の流出等の防止措置及び流出した場合の回収等の処理の実施

(4) 火薬類災害応急対策

広島市消防局は、災害が発生したときは、県、広島西部保健所、海田警察署と速やかに連絡をとることとするが緊急を要する場合には、施設の管理者及び毒物劇物取扱責任者等と密接な連絡を取り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難上必要な命令等の応急対策を実施する。

(5) 危険物輸送車両等の応急措置

広島市消防局及び海田警察署は、危険物を移送し又は運搬する事業所等に対し、災害の発生、拡大を阻止するため、次の措置を行う。

ア 施設の管理者、危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を実施させる。

(ア) 危険物運搬車両の運転の自粛、中止措置

(イ) タンクローリーの荷下ろしの停止措置

(ウ) 危険物の流出等の防止措置及び流出した場合の回収等の処理の実施

(エ) 道路交通の状況による危険物運搬車両の安全駐車措置

イ 施設の管理者と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難上必要な命令等の応急対策を実施する。

5 林野火災応急対策

林野における火災は、地理的条件が悪く消防水利はほとんど利用不能の場合が多く、消火活動は極めて困難であるため、打消、迎火等の手段のほか、防火帯の設定及び空中消火等の効果的な実施を図る。

(1) 現地指揮本部の設置

広島市消防局は、被害発生の規模その他の状況により現地での応急対策を必要と認めるときは現地指揮本部を設置し、関係機関と連携協議し防御にあたるとともに、延焼拡大のおそれがあるとき又は広島市消防局のみでは対処できないと判断したときは時期を失さず県及び県内消防本部への応援を要請する。

(2) 空中消火体制の準備

消防機関等の地上部隊による消火が困難と判断したときは、県へ通報するとともに、空中消火体制の準備を行う。

第10節 水防活動対策《対策総務部、対策建設部》

洪水又は高潮、豪雨等により生じる堤防の決壊、浸水、がけ崩れ・土石流等の水災を警戒防御してこれによる被害を軽減するため、水防法第33条の規定により定める水防計画に基づいて、水防活動を実施する。

1 水防体制の整備

水防管理者である町長は、洪水等による被害が予想された時又は水防活動の必要があると町長が認めたときからその危険が解消するまでの間、災害出動体制をもって水防事務を処理する。水防上確保すべき体制の概要は以下のとおりとする。なお、町消防団員は水防団員を兼ねる。

- (1) 水防上必要な巡視の体制
- (2) 水門、ひ門に対する操作の体制
- (3) 危険箇所に対する応急工作の体制
- (4) 水防上必要な資機材の調達
- (5) 水防管理団体相互の協力及び応援

2 水防活動

町は、以下の水防活動を実施する。なお、水防上必要な監視、予報、警戒、通信連絡、輸送及び水門の操作、水防のための必要な資機材並びにこれら運用等具体的な内容については海田町水防計画による。

- (1) 気象情報、水防情報等の収集及び連絡
- (2) 河川、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の巡視及び被害状況調査
- (3) 水門、ひ門の操作
- (4) 応急工作
- (5) 資機材の調達
- (6) 避難対策

第11節 救難対策《対策建設部、消防部、広島市消防局、海田警察署、広島海上保安部》

災害による家屋等の崩壊、がけ崩れ及び津波等により多数の要救助者が発生した場合には、町、広島市消防局、県、海田警察署、広島海上保安部及びその他の防災関係機関は、相互に協力し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

この際、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等、基本的な感染症対策を徹底する。

1 陸上における救出

(1) 町、広島市消防局

ア 消防団員及び消防職員等による救出隊を編成するとともに、救出に必要な車両船艇、特殊機械器具その他の資機材を調達し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

イ 町及び広島市消防局による救出が困難なときは、速やかに海田警察署に連絡し、合同して救出に当たる。

ウ 前項によってもなお救出が困難であり、かつ、救出活動に必要な車両船艇、特殊機械器具等の調達を要するときは、原則として次の事項を示して県及び他の市町に応援を要請し、必要な場合には、県に対して自衛隊の派遣を要請する。なお、派遣要請は原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

エ 県及び他の市町に応援要請する場合

(ア) 災害の状況及び応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする期間

(ウ) 応援を必要とする人員、車両船艇、特殊機械器具、航空機その他資機材の概数

(エ) 応援を必要とする区域及び活動内容

(オ) その他参考となるべき事項

エ 救護機関及び警察と連携協力し、負傷者の救護搬送等の応急措置を行う。

(2) 県

ア 県は、町から負傷者等の救出活動について応援を求められたときは、その状況に応じて、次の措置を迅速かつ的確に講ずる。

(ア) 他の市町村長に対し応援を要請する。

(イ) 自衛隊に対し派遣を要請する。

(ウ) 救出活動の総合調整を行う。

イ 災害救助法に基づく県の実施事項については、本章第24節「災害救助法の適用等」による。

(3) 海田警察署

災害発生時において、自ら必要と認めた場合又は町及び県から要請があった場合には、町及びその他の関係機関と協力して、次の措置を迅速かつ的確に講ずる。

ア 被災者の発見、死傷者の有無の確認、負傷者の速やかな救出・救助

イ 消防機関及び救護機関と連携協力し、負傷者の救護搬送等の応急措置

ウ 行方不明者の速やかな搜索活動

エ 救出救助活動を図るために必要な交通規制等の所要の措置

(4) 自主防災組織、事業者等

自主防災組織及び事業者等は、次により自主的に救出活動を行うものとする。なお、町等は、自主防災組織及び事業者等に対して、日頃から自主的な救出活動に関する啓発を行うものとする。

ア 自主防災組織及び事業所内の被害状況を調査し、要救助者等の早期発見に努める。

イ 要救助者を発見した場合は、迅速に救出活動を開始するとともに、消防機関又は警察等に連絡し、早期救出に努める。

ウ 可能な限り、町、消防機関、警察と連絡をとり、その指導を受けるものとする。

(5) 自衛隊

県の要請に基づき救出活動を実施する。詳細は、本章第25節【応援要請及び協力要請】による。

2 海上における救出

(1) 町

防災関係機関と連携を図り、救難対策を行う。

(2) 広島海上保安部

海難救助等を行うに当たっては、災害の規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講じる。その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて、民間事業所等の協力を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

ア 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊等により、その捜索救助を行う。

イ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動消防隊により、その消火を行うとともに、必要に応じて、地方公共団体に協力を要請する。

ウ 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて、火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難の勧告を行う。

エ 救助・救急活動等に当たっては、検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒、大規模地震に伴う余震・津波等二次災害の防止を図る。

(3) 海田警察署

警察署は、海上における被災者に対して、広島海上保安部、町及びその他防災関係機関と連携協力し、次の措置を講ずる。

ア ヘリコプター等による被災者の発見、救出・救助

イ 行方不明者がある場合は、沿岸の関係警察等への捜索手配

(4) 自衛隊

県の要請に基づき救出活動を実施する。詳細は、本章第25節【応援要請及び協力要請】による。

第12節 医療・救護対策《対策総務部、対策福祉保健部》

1 趣旨

災害のため、負傷者の多発等により医療機関の受入可能な患者数を超えたり、町内の医療機関の多くが損壊し、医療機能が著しく低下した場合など、町内の医療能力だけでは全ての負傷者に対応できない場合においても、住民に十分な医療救護、助産が提供できるよう医療救護活動等に必要な事項を定める。

2 医療救護体制の等の整備（平常時）

(1) 県、基幹災害拠点病院（県立広島病院）及び防災関係機関は、平時から迅速かつ的確な医療救護活動や公衆衛生活動が実施できるよう体制の整備及び人材育成を図る。

- (2) 災害拠点病院は、平常時から防災関係機関や他の災害拠点病院及び近隣医療機関との連携関係を構築するとともに、災害時に速やかに情報共有できるよう広域災害・救急医療情報システム（以下「E M I S」という。）等の操作訓練等を実施する。

3 災害時における実施責任者及び実施内容

【第Ⅰステージ（災害発生直後の被災地域及び避難所開設時の支援）】

(1) 県

- ア 災害時には県災害対策本部を速やかに立ち上げ、保健医療福祉活動の総合調整を行うための本部（以下「保健医療福祉調整本部」という。）を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、医療救護活動に関する情報の連携、整理及び分析等の医療活動の総合調整を行うとともに、必要に応じて防災関係機関等へ情報を提供する。
- イ 市町からの要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院、広島県医師会等に医療救護活動を要請するとともに、医療救護班調整本部を設置し各関係機関との情報共有、連絡調整を行う。
- ウ 「災害時における広島県ドクターヘリの運行に関する要領」に基づきドクターヘリの災害運用を決定した場合は、一時的に平時のドクターヘリの運行を停止し、災害対策本部消防救急班にドクターヘリ調整部を設置し他の防災機関ヘリコプターとの調整のもと出動する。
- エ 災害派遣医療チーム（以下「D M A T」という。）の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下にD M A T県調整本部を設置する。
- オ 災害派遣精神医療チーム（以下「D P A T」という。）の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下にD P A T県調整本部を設置し、必要に応じて活動拠点本部を設置するとともに、広島D P A Tの指揮・調整、精神保健医療に関する被災情報の収集、関係機関との連絡調整等を行う。
- カ 避難所に保健所職員で構成する調査班を派遣し状況把握を行うとともに、必要に応じて複数の専門職からなる災害時公衆衛生チーム及びD P A Tの派遣を行う。
- キ 避難所に保健所職員による状況把握や市町からの情報収集に基づき、災害派遣福祉チーム（以下「D W A T」という。）の派遣について検討する。

(2) 町

- ア 災害時には、一般社団法人安芸地区医師会、同安芸薬剤師会及び医療機関等と連携の

もとに医療活動を実施する。

イ 町の救援活動のみでは対処できない場合は、直ちに県に協力を要請する。

ウ 災害救助法を適用した場合、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により、知事が委任した場合は、町長が実施責任者となる。

エ 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

*** 医療機関一覧表は、資料編参照**

(3) 国立病院機構

県又は町からの派遣要請があった場合若しくは自ら必要と認めたときは、医療救護班派遣等による医療救護活動を実施する。

(4) 日本赤十字社広島県支部

県又は町からの要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、「日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）」及び「災害救助又は応援の実施に関する委託契約書（平成18年12月14日）」に基づき、医療救護班の派遣等による医療救護活動を実施する。

(5) 安芸地区医師会

ア 県又は町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、災害時の医療救護活動に関する協定書に基づき医療救護活動を実施する。

イ 自院の被害が少なく、県からの医療救護活動要請があった場合又は自ら必要と認める場合には、災害拠点・協力病院間で連携し、医療救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣等による医療救護活動の実施や重篤患者の受入に対応するものとする。

ウ 町内医療機関がDMATの拠点本部となる場合には、統括DMATを受入れ、医療救護活動の調整を行うとともに、DMATの支援の下で医療救護活動を実施するものとする。

(6) 災害拠点病院・協力病院

ア 災害時に適切な医療の提供が行えるよう、平常時において、診療機能を有する建物の耐震化を進めるとともに、ライフライン機能の拡充に努めるものとする。

イ 平常時において、防災関係機関や他の災害拠点・協力病院との連携関係を構築するものとする。

ウ 発災時に速やかに広島県救急医療情報ネットワークの利活用ができるよう、平常時から操作訓練等を実施するとともに、発災時には、広島県救急医療情報ネットワークを利用して、当該施設の被災・稼動状況など、必要な情報の提供及び活用を行うものとする。

とする。

- エ 機能喪失等により患者搬送等の必要が生じた場合には、県、近隣の連携する災害拠点・協力病院に応援を要請するものとする。

(7) 安芸薬剤師会

災害時の医療救護活動に関する協定書に基づき、町は、薬剤師班の派遣を要請する。

【第Ⅱステージ（被災地の医療機関、避難所支援）】

(1) 県

- ア 大規模災害発生時には、保健医療福祉活動の総合調整を行うための本部（以下「保健医療福祉調整本部」という。）を設置するとともに保健医療福祉調整本部長が必要と認めた場合に被災市町が所在する厚生環境事務所・保健所に現地保険医療福祉調整本部を設置し保健医療活動の総合調整を行うとともに必要に応じて防災関係機関等へ情報を提供する。
- イ 市町の要請があった場合又は自らが必要と認めたときは、日本赤十字社広島支部、災害拠点病院、広島県医師会等に医療救護活動を要請するとともに、医療救護調整本部を設置し、各関係機関との情報共有、連絡調整を行う。
- ウ 必要に応じて複数の専門職からなる災害時公衆衛生チーム、D P A T及びD W A Tの派遣を行う。
- エ 人工透析などの生命維持のために継続した医療が必要な慢性疾患の患者が交通遮断等で通院が困難になっている場合は、航空機や船舶を利用した患者の広域輸送や医薬品の輸送等によって適切な受療体制を確保するため、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、船舶運航会社などの関係機関との調整を行う。

(2) 町

第Ⅰステージと同じ。

(3) 国立病院機構

第Ⅰステージと同じ。

(4) 日本赤十字社広島県支部

第Ⅰステージと同じ。

(5) 安芸地区医師会

第Ⅰステージと同じ。

(6) 災害拠点病院・協力病院

第Ⅰステージと同じ。

(7) 安芸薬剤師会

第Ⅰステージと同じ。

4 医療救護等の活動内容

(1) 医療救護

ア 基本原則

(ア) 県内7つの二次保健医療圏の「広島災害医療圏」とし、災害時の活動単位とする。

(イ) 県は医療救護活動を円滑に実施するため、県及び災害医療圏毎に「災害医療コーディネーター」を整備し、必要に応じて県（保健所を含む。）や市町に助言、支援を行う等、医療救護活動の調整を図る。

(ウ) 県災害対策本部（県保健医療福祉調整本部）には、必要に応じて県内の統括DMAT、DMAT隊員医師、日赤災害医療コーディネートチーム、県医師会担当役員、県外からの支援の統括DMAT等が参画し、情報収集やDMAT、医療救護班の調整を行う等、医療救護活動の調整を図る。

イ DMAT・ドクターヘリ

【第Ⅰステージ】

(ア) 被災地で活動するDMATは、原則として被災地域内の災害拠点病院等に設置されるDMAT活動拠点本部に参集し、病院支援、域内輸送、現場活動を行う。

(イ) 被災地に派遣されたドクターヘリ、医師・看護師等医療従事者の派遣、患者の後方病院への搬送、医薬品等医療器材の輸送等を行う。

【第Ⅱステージ】

(ア) 県DMAT調整本部がDMAT活動の終了を判断した時は、DMAT県調整本部を解散する。

(イ) ドクターヘリの運用を終了する場合は、ドクターヘリ調整部を解散し、平時の運行体制を再開する。

ウ 医療救護班

【第Ⅰステージ】

(ア) 医療救護班の派遣が可能な施設は、県又は市町の派遣要請があった場合若しくは自ら必要と認める場合はEMISに入力する。

(イ) 医療救護班の出動は、県又は市町が調整・連絡する。なお、調整・連絡にあたって

は、必要に応じてDMATメンバーと連携するとともに、災害医療コーディネーター等の助言や支援を受ける。

(ウ) 医療活動班は、DMAT及び救急隊員とともに3T（トリアージ、治療、搬送）を実施する。

【第Ⅱステージ】

(ア) 町は必要に応じて避難所に救護所を設ける。

(イ) 医療救護班の出動は、県又は市町が調整する。なお、調整・連絡にあたっては必要に応じて、DMATメンバーと連携するとともに災害医療コーディネーター等の助言や支援を受ける。

(ウ) 医療救護班は、避難所において被災者の健康管理、公衆衛生対策を必要に応じて実施する。

(2) DPATの派遣

ア 県は、災害時の精神科医療の提供及び精神保健活動の支援を行うため、必要に応じて医師、看護師等で組織するDPATを被災地派遣する。

イ 町は、DPATの受入れを行う場合は、その調整を行うとともに活動場所の確保等を図る。

(3) 公衆衛生活動

ア 災害時公衆衛生チーム

(ア) 県は、公衆衛生に係る専門家で構成するチームを編成し、災害による被災者に対して公衆衛生上の観点からの必要な調査や支援を行う。

(イ) 県は、必要により複数の専門職種からなる保健衛生班を編成し、避難所等に派遣する。

(ウ) 保健衛生班は医療救護班と連携し、被災者へのリハビリや心のケアなどの支援活動を行う。

イ 子ども支援チーム

県は、災害時の子供の心のケアのため、必要に応じて医師、臨床心理士等により組織する子ども支援チームを被災地に派遣する。

5 惨事ストレス対策

医療・救護活動等を実施する場合は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

6 助産

- (1) 医療救護に準じて対応する。
- (2) 災害救助法が適用された場合は次に定めるところによる。

ア 助産の対象者

災害発生以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の方途がなくなった者

イ 助産の範囲

分べんの介助、分べん前後の処置及び衛生材料の支給

ウ 助産の期間

分べんした日から7日以内

7 救護活動

- (1) 対策福祉保健部長は、医療助産の救護を要すると認めるときは、健康推進班に出動を要請する。
- (2) 大規模な災害発生時には、健康推進班の編成要員は、自らの意思と判断により、所属する編成機関又は最寄りの編成機関に集結し、医療救護チームを編成し、医療救護活動を行う。

8 救護所の開設

- (1) 対策福祉保健部長は、避難所その他必要と認められる場所に救護所を開設する。
- (2) 広報班は、救護所を設置した場合は、町民に対し救護所開設及び閉所の広報を行う。

9 医療機関等への応援要請による医療活動

大規模な災害の発生により、医療防疫班ではその活動が十分に実施できない場合は、県及び次により応援を要請するものとする。

要請機関	要請内容	摘要	連絡担当
救急告示病院・診療所	傷病者の収容	—	健康づくり推進課 広島市消防局
日本赤十字社広島県支部 広島市中区千田町	医療・救護全般	県災害対策本部（保健医療 福祉調整本部）を通じて要	

2-5-64 電話 241-8811		請	健康づくり推進課
安芸地区医師会 安芸郡海田町栄町 5-13 電話 823-4931	・医師等の派遣 ・被災者の収容 ・医療資機材の供与	—	
安芸歯科医師会 広島市東区二葉の里 3-2-4 電話 261-1707	・歯科医師の派遣 ・医療資機材の供与	—	
安芸地区薬剤師会 安芸郡府中町青崎南 2-1-101 電話 282-4440	・薬剤師の派遣 ・医療資機材の供与	—	

第13節 遺体の搜索、取扱い、埋火葬対策《対策町民生活部》

1 方針

災害により死亡者が発生した場合、県及び関係機関と連絡を密にして、遺体の搜索、処理及び埋火葬等を実施する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の取扱いを遅滞なく進める。

2 遺体の搜索

(1) 知事は災害救助法を適用した場合、町長を補助者として消防機関その他関係者の協力のもとに、災害救助法施行規則の基準に従い遺体の搜索を行う。なお、知事が町長に実施を委任したときは、町長が実施責任者として遺体の搜索を行う。

(2) 陸上における搜索

知事は、県警察の協力を得て遺体の搜索を行い、遺体を発見した時は速やかに受け入れる。

(3) 海上における搜索

知事は、第六管区海上保安本部及び県警察の協力を得て遺体の搜索を行い、遺体を発見した時は速やかに受け入れる。

(4) 町の搜索

町は広島市消防局、災害対策本部等及び海田警察署、広島海上保安部、自衛隊等の関係機関が相互に連絡を密にし、それぞれの立場からこれを実施するものとし、地元自治会、自主防災組織等の協力を得て、可能な限り早期の収容に努める。

(5) 遺体の取扱い

ア 広島海上保安部、県警察

遺体の見分及び検視を行うとともに、市町と連携をとり所要の措置を行う。

イ 県

身元不明遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品の保存等を行い速やかに身元確認に努める。

ウ 町

(ア) 遺体について広島海上保安部及び海田警察署と協議の下、医師による死因その他医学的検査を実施する。

(イ) 遺体の身元特定のために必要な資料等（遺体調書）について、海田警察署に積極的な提供を行う。

(ウ) 多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保に努めるとともに、検視に必要な機資材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供について海田警察署と連携して対応する。

(エ) 検視及び医学的検査を終了した遺体は、概ね次の手順により処理する。

a 感染症の予防等に配慮し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

b 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし又、死亡者が多数のため短時日に埋火葬できない場合においては、遺体の腐敗防止措置を行った上で特定の場所に集め埋火葬の処置をとるまで一時保存する。

(4) 遺体調書の作成

災害対策本部は、遺体調書（様式 3-13-2）に、遺体発見現場の状況（可能な限り写真を撮影）、遺体の性別、推定年齢、身長、着衣及び所持品等について詳細に記録する。

3 遺体の搬送

遺体安置所からの遺体の搬送は、次のとおり行う。

(1) 対策町民生活部長は、火葬場の処理状況等を勘案のうえ、遺体搬送計画を策定し、同計画に基づき、火葬場へ遺体を搬送する。遺体の搬送については、原則として遺族に行わせるものとするが、その手段がない場合、医療防疫班長が民間葬祭業者等に委託して行う。

(3) 遺体の搬送は、遺族等の判明している遺体を優先し、身元及び遺族等の不明な遺体は次順位とする。

4 遺体の埋火葬

町は、自ら遺体を埋葬若しくは火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給を行う。なお、死亡者が多数のため、町自ら短時日に埋葬等を行うことができない場合や棺、骨つぼ等埋葬等に必要な物資が十分に確保できない場合は、県に対して応援を要請する。

なお、埋葬等に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡した後に、措置する。
- (2) 身元不明でかつ原因不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定により措置する。ただし、災害救助法が適用されている場合で、災害により死亡したことが明らかな遺体については、同法に基づき埋葬等を実施する。

- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による遺体の移動制限等

ア 知事は、一類感染症、二類感染症又は三類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、遺体の移動を制限し、又は禁止する場合がある。

イ 一類感染症、二類感染症又は三類感染症の病原体に汚染等された遺体は、火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、知事の許可を受けたときは埋葬することができる。

ウ 一類感染症、二類感染症又は三類感染症の病原体に汚染等された遺体は、24時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。

- (4) 広域火葬

ア 町は平常時使用している火葬場の火葬能力では遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、「広島県広域火葬計画（平成25年10月1日施行）」に基づき、県に対して応援を要請する。

イ 実施体制の整備

- (ア) 資機材等の確保及び関係事業者との協定締結等

- a 棺及びドライアイス等遺体保存剤及び作業職員の確保
- b 災害時等における火葬場までの輸送車両等必要な搬送手段及び搬送経路の確保
- c 災害時等における資機材等の確保を目的とした葬祭業者、霊柩車運行业者等の関係事業者又は関係団体との協定等の締結に努める。

- (イ) 緊急通行車両の事前届出

遺体の搬送及び資機材の搬送に使用する車両に係る「災対法」第76条第1項の規定による緊急通行車両の事前届出

(ウ) 訓練の実施

広域火葬の訓練を実施することに努める。

ウ 広域火葬の実施

(ア) 被災状況の把握

町は、災害発生後速やかに死者数及び平常時に使用している火葬場の被災状況等について把握する。

(イ) 広域火葬の応援・協力の要請

- a 町は、広域火葬が必要と判断した時は、速やかに県に広域火葬の応援を要請する。
- b 県が広域火葬を決定した場合は、住民及び葬祭業者等関係団体に速やかにその旨を周知する。

エ 火葬に係る特例的取扱い

迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後実施など状況に応じた事務処理を行う。

オ 遺体の保存及び搬送

(ア) 速やかに遺体を火葬することが困難な場合には、十分な数の遺体安置所を設置するとともに、遺体保存に必要な資機材を確保し、遺体を適切に保存する。

なお、交通規制が行われている道路の場合は、緊急通行車両により搬送する。

(イ) 遺体安置所から火葬場までの遺体搬送手段を確保し、効率的に搬送を行う。

なお、交通規制が行われている道路の場合は、緊急通行車両により搬送する。

(ウ) 遺体保存に必要な資機材を確保できない場合又は遺体搬送手段を確保できない場合には、県にそれらの手配を要請する。

カ 引き取り者のいない焼骨の保管

引き取り者のいない焼骨は、火葬場から引き取り、引き取り者が現れるまでの間、保管する。

キ 広域火葬の終了

広域火葬を行う必要がなくなった場合は、県に連絡するとともに、依頼実績を取りまとめ県に報告する。

【様式 3-13-1】

行方不明者等受付簿

種 別	1 行方不明者 2 身元不明 3 遺体引受人のない遺体 4 その他の遺体					受付 番号
氏 名		性別		年齢	歳位	受付者 氏名
本 籍						届出人 (氏名)
現住所						(住所)
遺体発 見場所						(電話)
識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)						
種 別	1 行方不明者 2 身元不明 3 遺体引受人のない遺体 4 その他の遺体					受付 番号
氏 名		性別		年齢	歳位	受付者 氏名
本 籍						届出人 (氏名)
現住所						(住所)
遺体発 見場所						(電話)
識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)						

【様式 3-13-2】

遺体調書

		番号										
搜索収容者		所属、機関名等 代表者 氏 名										
遺体の種別												
遺体発見日時												
遺体発見場所												
遺体の 身元	本 籍											
	現 住 所											
	氏 名		遺 体 の符号		性 別	男・ 女	年 齢	歳 位				
	識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）											
遺族 その 他の 関 係 者	現 住 所	(電話)										
	氏 名	(死者との続柄)										
	遺体の引受け	可	・	不可	(引渡し	年	月	日)				
	遺骨の引取り	可	・	不可	(引渡し	年	月	日)				
実況見分 日時 (検 視)		月 日 時 分 <table border="0"> <tr> <td colspan="2">見分者</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(検視)</td> </tr> </table>							見分者		(検視)	
見分者												
(検視)												
検 案 日 時		月 日 時 分 (検案医師)										
火葬許可証 交 付 日		年 月 日		(遺体発見場所の概略図)								
火 葬 日		年 月 日										
(所持品の処理)												
(備考)												

※ 写真は裏面にはりつけてください。

第14節 防疫及び保健衛生対策《対策福祉保健部》

1 目的

災害時において生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件が重なることにより感染症が発生又は発生の恐れがある場合に、発生の予防と蔓延防止を図るため、防疫について必要事項を定める。

2 防疫対策

(1) 防疫対策本部の設置

ア 設置時期

(ア) 災害対策本部が設置され防疫の必要性があると本部長が認めたとき。

(イ) 災害対策本部が設置されていない場合で、防疫の必要性があると福祉保健部長が認めたとき。

防疫組織の編成

防疫対策本部長 ――― 同副本部長 ――― 医療防疫班（健康づくり推進課）
（福祉保健部長）

(2) 感染症の発生予防及びまん延防止のための措置

県は、感染症の発生予防及びまん延防止のための措置として、次の方法を用いることができる。このうち、感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族・昆虫類の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等については、知事が感染症患者若しくはその保護者又はその場所を管理する者若しくはその代理をする者に対して命ずることができるが、これらの命令によって感染症の発生予防・まん延防止が困難であると認められるときは、町に当該措置を実施するよう指示することができる。また、生活の用に供される水の使用制限等を実施した場合には、町は生活の用に供される水を供給しなければならない。

実 施 の 内 容	条 項	対 象
病原体に汚染された場所等の消毒	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第27条	一 類 感 染 症 二 類 感 染 症 三 類 感 染 症 新 感 染 症 指 定 感 染 症
ねずみ族・昆虫類の駆除	法第28条	
病原体に汚染された飲料物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等	法第29条	
生活の用に供される水の使用制限等	法第31条	
病原体に汚染された建物等への立入制限等	法第32条	一 類 感 染 症 新 感 染 症 指 定 感 染 症
病原体に汚染された場所の交通制限等	法第33条	

(3) 防疫活動

町は、県の指示に基づき又は自ら必要と認めたときは、感染症の病原体に汚染された場所、汚染はされていないが今後汚染するか可能性がある場所等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等及び生活の用に供される水を実施する。

また、町民自らも地域の清掃・消毒を実施し、生活環境の悪化を防止するよう努める。
健康づくり推進課職員で人員が不足する場合は、救護部で対応する。

(4) 状況の報告

町は、県の指示に従い防疫活動計画を作成し、計画の概要、防疫活動状況等について報告する。

(5) 資機材、薬品等の備蓄

防疫活動の初期に使用する資機材及び薬品等については、健康づくり推進課に備蓄するように努める。

(6) 外部機関への協力要請等

要 請 機 関	要 請 内 容	連絡担当	備 考
陸上自衛隊	防疫活動要員の派遣	総括班	県（危機管理監）を通じて行う
県	防疫活動要員の派遣	受援班	
県内市町	防疫活動要員の派遣		

3 被災者の心身の健康管理

災害が長期化するおそれがある場合は、被災者の心身の健康管理を行うため、健康づくり推進課において訪問指導・健康相談を実施する。

4 食品衛生の監視

災害時における食品関係営業者及び町民に対する食品衛生に関しては、県西部保健所と協力して指導に当たる。

主な指導事項は、次のとおりである。

(1) 避難所に対するもの

- ア 手洗いの励行、食品の消毒など一般的注意事項の喚起
- イ 被災者への供給食品、救援食品についての衛生監視
- ウ 腐敗食品等不良食品の処分法についての適切な指導

(2) 給食施設に対するもの

- ア 給食用施設・設備の点検
- イ 給食に用いる原材料、食品の検査

(3) 営業施設に対するもの

被災地域における営業施設全般の実状を的確に把握するとともに、在庫食品の検査、製造施設の点検等を厳重に行い、不良食品の供給を防止する。また、浸水、焼失等の直接被災した営業施設については、食品衛生監視員の検査を受けた後、開業するように指導する。

第15節 清掃対策《対策総務部、対策町民生活部、対策建設部》

災害時に被災地域の環境衛生に万全を期するため、ごみ、し尿等の廃棄物処理を適正に行うとともに、道路、住家等に運び込まれた土砂・がれき等の障害物除去を実施することで、緊急交通路や必要最小限の町民生活を確保する。また、被害状況や交通状況等の必要情報を県に速やかに報告する。

なお、災害時における廃棄物の処理は災害廃棄物処理班が実施し、土砂・がれき等の障害物除去については、応急対策班が実施するものとするが、それぞれ、町だけで対応困難な場合は、県又は近隣市町及び一部事務組合に応援を要請する。

特別作業計画を策定したときは、必要に応じて告示又は広報活動を行い、集積場所、収集方法等について町民に周知を図るものとする。

1 ごみの処理

災害発生後は、避難所等から非日常的に生活ごみ等の廃棄物が多量に排出されることが予想されることから、直ちに被災状況及び所要作業量の調査を行い、その調査結果により、廃棄物の収集、運搬並びに処理についての特別作業計画を策定し、これに基づき活動する。なお、災害廃棄物については、「海田町災害廃棄物処理計画」(令和2年2月策定)に基づき、具体的な収集・運搬・処理の確立を図る。

(1) 収集・運搬方法

被災地域の状況に応じて速やかに被災集中地区を重点的に、町及び廃棄物処理業者が保有するごみ収集車等をもって収集・運搬する。なお、ごみの収集・運搬に必要な人員・運搬車両が不足する場合には、近隣市町、土木業者等へ応援を要請する。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施区域や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

(2) 処理方法

収集した廃棄物は、環境センター及び安芸クリーンセンターにおいて処理する。交通遮断もしくは施設の破損等により、処理できない場合は、生活環境に支障のない暫定的な仮置き場を確保する。

2 し尿の処理

災害発生後は、避難所及び避難者数の状況、下水道等の復旧状況を勘案し、仮設トイレの必要数及びし尿の収集処理の見込みの調査を行い、その調査結果によりし尿の収集、運搬及び処理についての特別作業計画を策定し、これに基づき活動するものとする。

(1) 収集・運搬方法

被災地域の状況に応じて、避難所等避難者集中地区を重点的に、安芸地区衛生施設管理組合との協議・調整のもと、速やかにし尿の収集・運搬を実施する。

(2) 処理等の方法

収集したし尿は、安芸地区衛生施設管理組合において処理する。ただし、処理場が被害

を受け、処理が不能になった場合、町は県又は近隣市町等に処理の協力要請を行う。

(3) 仮設トイレの設置等

避難所等に仮設トイレ設置の必要が生じた場合、仮設トイレレンタル業者及び災害時支援協定締結企業に対し、所要の仮設トイレの確保及び設置の協力を要請する。

また、仮設トイレの設置にあたっては、要配慮者に配慮して行う。なお、仮設トイレの確保が困難な場合においては、県に対して仮設トイレのあっせんを要請する。

設置された仮設トイレ清掃等の衛生管理は、原則として避難した町民の自主防災組織等が中心となっていくものとする。

3 障害物除去を含むがれきの処理

災害発生後は、焼失家屋等から木材・家財等のがれきが一時期大量に排出されることから、直ちに被災状況並びに所要作業量の調査を行い、その調査結果により、がれきの収集、運搬及び処理についての特別作業計画を策定し、これに基づき活動するものとする。

(1) 住家関係障害物の除去

ア 原則、町が実施するものとするが、災害救助法が適用された場合は、県の補助機関として活動を実施する。

イ 災害時に、適切に管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するために必要最小限の措置として、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。

(2) 堆積土砂等の除去

町が認定又は容認する場所に搬出・集積されたものについて実施する。状況により、宅地・農地に堆積したものについて、町が除去する。

(3) 道路関係障害物の除去

国道と県道については県が、町道については町がそれぞれ除去するが、相互に連絡し協力して行う。

(4) 河川関係障害物の除去

河川管理者である県、町がそれぞれ管轄の部分について除去する。

(5) 収集、運搬方法

発生したがれきについては、危険なもの、通行上の支障となるもの等を優先的に町及び廃棄物処理業者が保有するごみ収集車等をもって収集・運搬する。なお、がれきの収集・

運搬に必要な人員・運搬車両が不足する場合には、近隣市町、土木業者等へ応援を要請する。

(6) 処理方法

がれきの処理に当たっては、木材やコンクリート等リサイクル可能なものについては分別等を行い、極力リサイクルに努めるとともに、選別、保管のできる生活環境に支障のない暫定的な仮置場を確保する。また、県との協議・調整のもと、大量の廃棄物の最終処分までの処理ルートを確保する。

第16節 下水道施設応急対策《対策建設部》

災害発生時に下水道施設が被災した場合は、汚水・汚物等が滞留して地域社会の保健衛生状態が不良となるばかりでなく、感染症が発生しやすくなるので、速やかに施設の応急復旧を図る。

1 実務担当者

災害時における下水道施設災害に係る業務の担当は、上下水道班とし、災害発生後は速やかに被害状況の調査及び応急復旧を実施する。

2 被害状況調査

災害後においては速やかに被害状況を調査して、可能な限りの応急措置を実施する。

3 応急復旧

- (1) 下水道施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管渠の被害に対しては汚水の疎通に支障のないように応急措置を講ずる。
- (2) 迅速に応急復旧が行えるよう、事前に関係業者等との災害時における復旧対策に関する協定を締結する等支援体制の確立に努める。
- (3) 応急復旧に必要な要員及び資機材は、被害状況に応じて確保するが、町のみでの対応が困難な場合は、速やかに県に応援を要請する。

4 広報対策

各施設の被害状況及び復旧見込みについて、町民に対し適切に広報活動を実施し混乱を防止する。

また、施設の応急復旧が完了するまで、水洗便所等の使用を停止するよう周知する。

第17節 輸送対策《対策総務部》

災害が発生した場合、災害応急対策の実施に必要な人員及び資機材等の輸送を各機関及び運送事業者等の保有する車両、船舶、航空機等の調達により実施し、緊急輸送体制を確保する。

1 対象とする車両

(1) 災対法の規定に基づく緊急通行車両等

大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第50条第1項に規定する次の災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

ア 警報の発令及び伝達並びに避難の指示等に関する事項

イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項

ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

カ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項

キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

ク 緊急輸送の確保に関する事項

ケ その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 地震法の規定に基づく緊急輸送車両

警戒宣言発令時において地震法第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第21条第1項の次に掲げる地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両

ア 地震予知情報の伝達及び避難の指示等に関する事項

イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項

- ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- エ 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- カ 緊急輸送の確保に関する事項
- キ 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- ケ その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

2 輸送車両等の確保

(1) 輸送力の確保

- ア 町はあらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両等及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保する。
- イ 災害対策本部が設置された場合は、輸送車両等の運用又は調達は、配車資材班が統括することとし、当該班長は、あらかじめ一定数の車両等を待機させるとともに、その実績を災害対策本部に報告する。
- ウ 車両等を保有する課では、緊急の場合に備え、携帯用無線機の搭載や燃料点検等に努める。
- エ 町が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項から、必要な項目を明示して近隣の市町又は県等にあっせんを要請する。
 - (ア) 輸送区域及び車両等の借上期間
 - (イ) 輸送人員又は輸送量
 - (ウ) 輸送車両等の種類及び台数
 - (エ) 集結及び待機場所及び日時
 - (オ) 車両等の燃料の供給場所及び供給予定量
 - (カ) その他必要事項
- オ 車両等では必要な輸送力が確保できない場合は、関係交通施設の被災・復旧状況を勘案した上で、次の輸送手段を検討し、それぞれの関係機関に対し、応援を要請する。

(ア) 鉄道輸送

国土交通省中国運輸局、西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部、日本貨物鉄道株式会社

(イ) 船舶輸送

国土交通省中国運輸局、広島海上保安部、その他関係機関（県、他市町）

(ウ) 航空輸送

第六管区海上保安本部、県、県警察本部、自衛隊、国土交通省大阪航空局広島空港事務所、県広島西飛行場事務所

3 輸送車両等の配車

対策総務部管理班は、調達依頼又は調達指示に基づき、車両等の用途別配車計画を作成し、待機車両又は調達車両を的確に配車する。

4 緊急交通車両の確認

(1) 災害時における確認手続

県公安委員会は、緊急通行車両等であることの確認を、次に掲げる場所において取り扱うものとし、確認したものについて緊急通行車両確認証明書等及び標章（様式 3-17-2）を交付する。

ア 災害が発生し、又は正に発生しようとしている時における確認（災対法施行令第 33 条第 1 項等）

(ア) 県警察本部（交通部交通規制課）

(イ) 県下各警察署

(ウ) 交通検問所

イ 災害発生前における確認（災対法施行令第 33 条第 2 項等）

当該車両の使用の本拠を管轄する警察署（海田警察署）

ウ 規制除外車両の事前届出・確認

(ア) 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、県公安委員会の意思決定により災対法の規定に基づく交通規制等が行われた緊急交通路の通行を認めるものについては、規制除外車両として取扱

う。

(イ) 規制除外車両の事前届出

県公安委員会は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を行わせる。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、道路運送車両法の規定による番号標以外のものを付しているものについては、標章の掲示を不要とするため、事前届出及び確認の対象としない。

(ウ) 事前届出の対象とする車両

次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両等に該当しないもの。

- a 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- b 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- c 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- d 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(エ) 規制除外車両の事前届出手続

a 取扱場所

車両の使用の本拠を管轄する警察署（海田警察署）

b 規制除外車両事前届出済証の交付

県公安委員会は、事前届出があった車両について、規制除外車両に該当すると認められるものについては、規制除外車両事前届出済証（以下「除外届出済証」という。）を交付する。

(オ) 規制除外車両の確認手続

県公安委員会は、災害等が発生し、緊急交通路が指定して緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限した時、規制除外車両について確認するものとし、規制除外車両と認められるものについて規制除外車両確認証明書及び標章を交付する。

なお、規制除外車両の範囲やその拡大については、全国的斉一を図る必要があることから、個別に警察庁と調整する。

a 確認の取扱場所

- ・警察本部（交通部交通規制課）
- ・県下各警察署

- ・ 交通検問所

b 除外届出済証の取扱い

規制除外車両の確認申出時に、当該車両に係る除外届出済証が添付されたものについては、事前届出を行っていないものの申出に優先して取り扱う。

【様式 3-17-2】

標 章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑色及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

【例 3-17-3】

(作成例)

令和 年 月 日

広島県公安委員会 様

海田町長

緊急通行車両の確認に係る事前届出について

海田町が所有し、かつ、災害時において災害対策基本法第 50 条の第 1 項各号に規定する災害応急対策を実施するために使用する計画がある車両は次のとおりです。

ついては、当該車両の緊急通行車両事前届出済証を交付していただくようお願いします。

記

- 1 事前届出車両
普通貨物自動車 ○○台（別紙事前届出車両一覧表参照）
- 2 送付書類
(1) 緊急通行車両事前届出書 各 2 通（計○○通）
(2) 輸送協定書の写し ○通
- 3 その他
...

別紙

事前届出車両一覧表

【海田町】

番号	登録(車両)番号	車両の使用者(氏名)	用途(緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名)
1	広島 88 い 1234	広島太郎	施設応急復旧(法第 50 条第 1 項第 5 号)
2	広島 88 い 5678	○○町(総務課長)	防疫(同項第 6 号)、○○社と契約

※緊急通行車両事前届出書の使用者の欄は、当該車両を運転する者又は運転予定の者を記入してください。

(運転者が未定の場合は、当該車両を管理する課(係)の責任者の氏名又は職名を記入してください。)

5 救援物資輸送拠点

大規模災害時には、発災後の初期の段階から、他都市等から大量の救援物資等が陸路・海路・空路を活用して、町内に輸送されることが想定されるため、事前に救援物資等の受け渡しの拠点となる場所を定め、救援物資等の輸送並びに被災地域への輸送の迅速・円滑な実施を図る。

(1) 救援物資輸送拠点

区分	施設名	機能		輸送手段			接続する直近緊急輸送道路
		受入	集配	陸	海	空	
西部	海田小学校屋内運動場	○	○	○			国道2号、県道矢野海田線
東部	海田東体育館	○	○	○			国道2号、県道矢野海田線

(2) 救援物資輸送拠点の開設

災害対策本部は、救援物資輸送拠点を開設するときは、関係機関等に通知するとともに、配送等に要する人員、車両等を確保する。

(3) 救援物資輸送拠点における活動

ア 救援物資輸送拠点施設に派遣された職員は、他都市等から輸送拠点に輸送された救援物資等を災害ボランティア等の協力を得ながら、品目・数量を確認し、品目ごとに仕分けを行う。

イ 災害対策本部は、それぞれの避難所で必要としている救援物資等の品目・数量を調査し、各輸送拠点から各避難所等へ輸送する救援物資等の品目・数量を定めた上で各避難所等へ救援物資等を調達した車両等を用いて輸送する。

ウ 輸送体制については、民間輸送事業者の輸送システムの機能の回復に併せて、漸次このシステムの活用を主体としていくものとする。

第18節 ヘリコプターによる災害応急対策《対策総務部》

大規模な地震災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、県及び広島市は、ヘリコプターの保有機関として、その特性を十分活用でき、かつ、その必要性が認められる場合において、防災ヘリコプター及び消防ヘリコプターを積極的に活用した災害応急対策活動を行う。

1 活動体制

県内の防災関係機関が所有するヘリコプターとしては、県の防災ヘリコプター、広島市の消防ヘリコプターの他、県警察及び海上保安庁のヘリコプターがある。また、大規模災害時には他の都道府県の消防、防災ヘリコプターによる応援を受けるものとする。さらに、災害派遣要請により、自衛隊のヘリコプター支援を受けることができる。

これらのヘリコプターを有効に活用するため、防災関係機関が相互に連携して、ヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう体制整備に努める。

2 活動内容

防災関係機関のヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 被災状況等の偵察、情報収集活動
- (2) 救急・救助活動
- (3) 救援隊・医師等の人員搬送
- (4) 救援物資・資機材等の搬送
- (5) 林野火災における空中消火
- (6) その他特にヘリコプターの活用が有効と認められる活動

3 活動拠点の確保

- (1) 町は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に行うため、関係機関と連携して防災活動の拠点となるヘリポート等の確保に努めるとともに、離着陸時の安全性を確保するための支援を行う。
- (2) 町内のヘリコプター緊急離着陸場は、海田総合公園及び海田中学校とする。

4 安全運航体制の確保

- (1) 大規模災害時には、応援ヘリコプター及び報道ヘリコプター等多数のヘリコプターが被災地上空に飛来し、危険な状態になりやすいことから、二次災害防止のため、各ヘリコプター保有機関は連携して安全運航体制を確立する。
- (2) 被災地上空を飛ぶヘリコプターが、消防・防災ヘリコプター等が行う救助等の活動の支障となる場合は「災害時における救援航空機等の安全対策マニュアル」（国土交通省航空

局平成8年1月26日制定)に基づき、被災地上空からの一時的な待避等について協力要請を行い、安全に活用できる体制を確保する。

(3) ヘリコプター運航のための無線の周波数については、航空共通波又は飛行援助通信用周波数を使用する。

(4) ヘリコプターの離着陸時の安全確保のために地上支援要員を配置する等の安全運航体制を確立する。

5 県及び広島市の消防・防災ヘリコプターの運航

(1) 基本的な考え方

県と広島市は、各自が所有するヘリコプターの災害出動、点検時期等について相互に調整し、県内における安定した航空消防防災体制の確立を図る。

ア 可能な限り、常時1機は災害出動できる体制をとる。

イ 年間運航計画については、防災ヘリコプター、消防ヘリコプター各々の運航不能期間等を勘案しながら策定する。

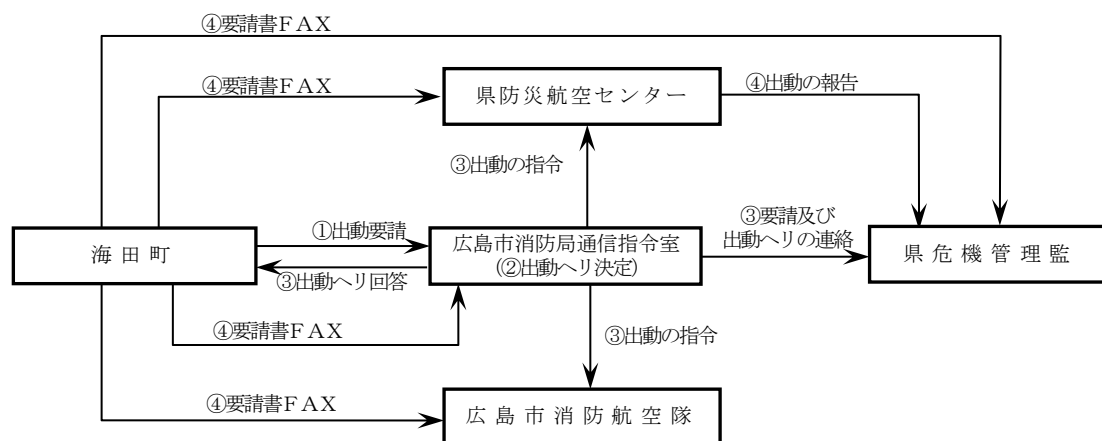
ウ 災害出動に関する受付は、広島市消防局警防部警防課（通信指令室）が行う。

(2) 町からの支援要請

町（消防・一部事務組合を含む。）から出動要請を受けた県及び広島市は、公共性、緊急性、非代替性を勘案し、ヘリコプターによる支援の有効性及び必要性が認められる場合に支援を行うものとする。

6 県及び広島市への支援要請

県及び広島市に対するヘリコプターの支援要請は次の図による。



7 各機関への出動要請

(1) 県警察ヘリコプター

県は地上からの災害状況の把握が困難な場合には、ヘリコプターテレビによる映像の配信を県警察へ要請する。町は県に出動を要請する。

(2) 海上保安庁

県は海上保安庁ヘリコプターによる応急対策活動が必要な場合には、第六管区海上保安部へ出動を要請する。町は県に出動を要請する。

(3) 自衛隊

町は第3章第25節第3【自衛隊の災害派遣要請】に基づき要請を行う。

(4) 他県応援ヘリコプター

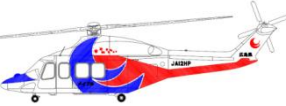
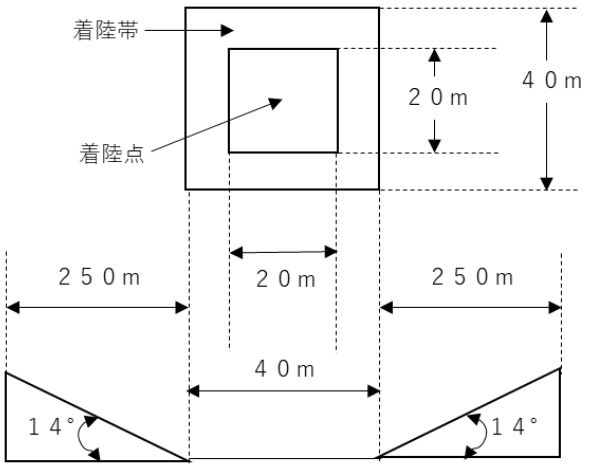
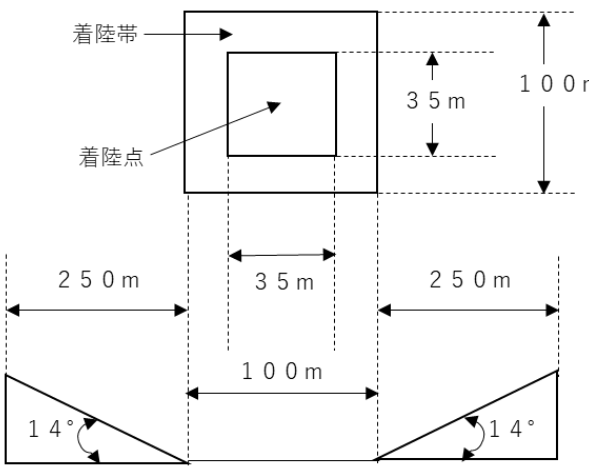
県は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」等に基づいて応援を要請する。町は県に出動を要請する。

8 臨時ヘリポートの準備

(1) 臨時ヘリポートの設定

臨時ヘリポートの設定基準（地積）は、次のとおりである。

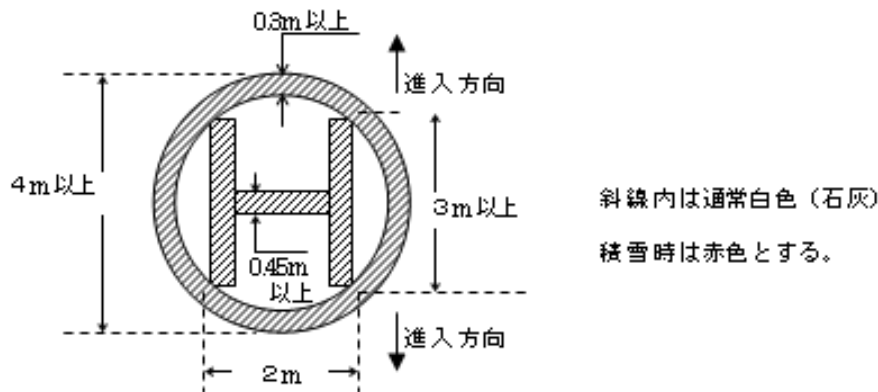
図 臨時ヘリポートの設定基準（地積）

区分	消防・防災ヘリコプター 警察、海上保安庁ヘリコプター	設定基準（地積）
小・中型	 広島県防災航空隊 アグスタAW139  広島市消防航空隊 AS365N3  広島県警察航空隊 AS365N2  海上保安庁広島航空基地 AW139	
区分	自衛隊ヘリコプター	
中型	 陸上自衛隊 UH-1	
大型	 陸上自衛隊 CH-47  海上自衛隊 SH-60  海上自衛隊 MH-53E	

(2) 臨時ヘリポートの準備

派遣要請をした場合は、次の事項に留意して受入れ体制に万全を期す。

- ア 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂じんの舞い上がるおそれがあるときは、十分に散水する。また、積雪時は除雪又は圧雪する。
- イ 離着陸時は、安全確保のために関係者以外の者を接近させないようにする。
- ウ 臨時ヘリポートにおける指揮所、物資集積場所等の配置については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに、事前に派遣部隊等と調整する。
- エ 風向風速を上空から確認判断できるように、臨時ヘリポート近くに吹き流し又は旗をたてる。これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す発煙筒を焚く。
- オ 着陸地点には次図を標準とした (H) を表示する。



- カ 物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備する。
- キ 臨時ヘリポートの使用に当たっては、県災害対策本部（危機管理監）及び施設等管理者に連絡する。

(3) 臨時ヘリポートを選定する際は、指定避難所等との併用をさける。

第19節 警備・交通規制・交通確保対策《対策総務部、対策建設部、海田警察署》

海田警察署は、災害時における公共の安全と秩序を維持するため、関係機関と緊密な連携のもとに災害警備対策を推進し、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合には、早期に災害警備体制を確立して、情報の収集に努め、町民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を実施する。

1 災害警備対策

(1) 災害警備体制

海田警察署の災害に対処する警備体制は、概ね次のとおりとする。

区分	基準	活動内容
準備体制	災害の発生のおそれが高く、警備実施活動に必要な準備を行う時間的余裕がある場合	1 状況により災害警備連絡室の設置 2 関係機関との情報交換の実施 3 災害に関する情報の収集・伝達 4 装備資機材の準備 5 要員の召集、班編成、部隊配備等の検討
警戒体制	相当な被害の発生が予想され、十分な注意と警戒を必要とする場合	1 必要に応じ災害警備対策室の設置 2 要員の召集、部隊の編成・配備 3 応援部隊の派遣準備 4 通信の確保 5 交通規制の実施、広報活動の実施
非常体制	災害により既に相当な被害が発生し又は災害の拡大が予想される場合	1 災害警備対策本部の設置 2 状況により応援部隊の派遣 3 組織的な災害対策諸活動の実施

(2) 災害警備対策本部等の設置

海田警察署は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、災害警備体制の区分に応じ、警察本部及び警察署に、準備体制においては「災害警備連絡室」を、警戒体制においては「災害警備対策室」を、非常体制においては「災害警備対策本部」を設置して、体制を確立する。

(3) 災害警備活動

海田警察署は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、事案の規模、態様に応じて所要の部隊編成を行い、概ね次の警備活動を行う。

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 被害実態の把握
- ウ 被災者の救出、救助等の措置
- エ 避難路及び緊急交通路の確保
- オ 交通の混乱の防止及び交通秩序の維持
- カ 行方不明者の搜索及び遺体の実況見分、検視
- キ 危険箇所の警戒並びに町民等に対する避難の指示及び誘導
- ク 不法事案の予防及び取締り
- ケ 被災地域・避難所及び重要施設等の警戒
- コ 広報活動の実施

サ 関係機関の災害救助及び復旧活動に対する協力

2 交通規制・緊急交通路確保

(1) 交通規制

県公安委員会（海田警察署）は、道路の被害及び交通状況の把握に努め応急対策を的確かつ円滑に行うために必要と認めるときは、災対法第76条第1項の規定に基づき区域又は区間を指定して、緊急通行車両（災対法施行令第32条の2に定める車両をいう。以下同じ。）以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。

ア 被災地域及び周辺における車両の走行抑制

災害発生直後の緊急措置として、被災地域及びその周辺の主要道路について、区域又は区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

なお、緊急通行車両であっても、人命救助及び消火活動に従事する車両の通行を最優先とする。

イ 緊急交通路の確保

被災地域及びその周辺に通じる主要道路については、あらかじめ緊急交通路として設定するとともに、発災後、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路を確保する。

(2) 運転者に対する指導、広報

県公安委員会（海田警察署）は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう図るため、緊急の必要があると認められ、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限した区域又は道路の区間においては、運転者が次の措置をとるよう徹底した指導、広報を実施する。

ア 走行中の車両

(ア) 速やかに車両を通行禁止等区間又は区域以外の場所に移動すること。移動させることが困難な場合は、できる限り車両を道路の左側端に寄せ、緊急通行車両の通行妨害とならないように駐車すること。

(イ) 移動又は駐車後は、カーラジオ等により気象情報、交通規制情報等を聴取し、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。止むを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて駐車すること。また、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか、運転席などの車内の分か

りやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所にしない。

イ 緊急交通路における避難

緊急交通路における避難は徒歩により行うこととし、車両は使用しない。

(3) 路上の障害物除去等

ア 県公安委員会（海田警察署）は、車両の通行禁止等区域及び緊急交通路を設定しようとするときは、その旨をあらかじめ道路管理者に通知するとともに、連携して通行禁止等区域における障害物の除去及び応急復旧等を優先的に実施するものとする。

イ 交通整理等に従事する警察官は、通行禁止等区域における緊急通行車両の通行を確保するため、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、これを道路以外の場所へ移動すること等を指示・命令することができる。

なお、指示命令する相手方が現場にいないため等により、当該措置等を命ずる事ができない場合は、警察官は自ら当該措置等をとることができるものとする。

また、警察官がいない場合に限り、自衛官又は消防職員は、自衛隊用又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、同様の措置等を講ずることができるものとする。

ウ 道路管理者は、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画の内容を把握する。

エ 道路管理者は、災害が発生した場合、緊急の必要があるときは、道路区間を指定して、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置を当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に命ずることができる。

(ア) 道路区間の指定及び占有者等への車両等の移動命令

道路管理者は、道路の状況等を勘案し、車両の移動等の措置が必要となる区間が不足なく含まれるよう留意して道路区間を指定し、車両等の占有者に対し、車両等の移動命令をすることができる。

(イ) 指定道路区間の周知

道路管理者は、道路の区間を指定したときは、指定道路区間内に周知しなければならない。

(ウ) 車両等の移動

道路管理者は、①占有者等への移動命令、又は②道路管理者自らによる移動のいずれかの方法により車両等の移動を行うことができる。

なお、道路管理者はやむを得ない限度で、車両その他の物件を破損することができる。

(エ) 土地の一時利用

道路管理者は車両等の移動の措置をとるために、やむを得ないときは、必要な限度で他人の土地を一時使用し、または竹木その他の障害物を処分できる。

(オ) 損失補償

道路管理者は車両移動や土地の一時使用等により、損失が発生した場合は損失を補償しなければならない。

(4) 通行禁止又は制限に関する広報

公安委員会（海田警察署）は、車両の通行禁止又は制限を行ったときは、直ちに町民等に対してその禁止又は制限の対象区域及び期間を記載した標示の設置及び広報幕等による現場広報を行うとともに、県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター及び道路管理者並びに報道機関を通じて、交通規制の状況、迂回路の状況、車両の使用の抑制及び運転者のとるべき措置等について徹底した広報を実施する。

(5) 関係機関との連携

ア 県公安委員会（海田警察署）は、緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する場合には、道路管理者等関係機関等との間で相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制を行うものとし、その状況を災害対策本部へ報告するものとする。

イ 県公安委員会（海田警察署）は、交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することになった場合には、関係機関・団体と協力して、その解消に適切な対応措置を講ずる。

ウ 通行妨害車両の排除については、県警察本部が一般社団法人日本自動車連盟中国本部広島支部（以下「J A F」という。）と「災害時における通行妨害車両等の排除活動に関する協定」を締結していることから、J A Fに対し協力を要請する。

第20節 住宅等応急対策《対策建設部》

災害により住家が全壊、全焼又は流出、若しくは、それに準ずる者として被災後、国より通知される要件に該当し、自己の資力によって居住する住家を確保できない者を対象に、応急仮設住宅を建設するとともに、住家が半壊、半焼、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資

力によって応急修理ができない者を対象に住家の応急修理をし、被災者の居住の安定を図る。

1 応急仮設住宅の建設

(1) 供与の対象とする者

応急仮設住宅の供与の対象とする者は、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流失、若しくは、それに準ずる者として発災後、県より通知される要件に該当し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者とする。

(2) 建設の決定

応急仮設住宅は、災害救助法が適用され同法 30 条の規定により町長が知事から委任を受けた場合等において、災害対策本部長の決定に基づき建設部が建設する。なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。

(3) 建設戸数等

ア 災害救助法が適用された場合には、知事が決定した配分戸数とし、その他の場合には、一時的な収容施設として供与可能な町営住宅等の戸数を考慮し、災害対策本部等が必要と決定した戸数とする。

イ 基準面積

平均 1 戸当たり規模 29.7m² (9 坪) を基準とする。

ウ 仕様

知事の定める基準による。ただし、これによりがたい場合には、町災害対策本部長が必要と決定した仕様とする。

エ 工事費の限度額

災害救助法に規定する限度額とする。

オ 着工

原則として災害発生の日から 20 日以内とする。

(4) 建設場所

建設場所は、保健衛生、交通及び教育等について考慮し、事前に把握している建設可能用地（公園等その他公有地）の中の適地とする。ただし、これによりがたい場合には、災害対策本部長が決定した用地とする。

(5) 応急仮設住宅の管理

災害救助法が適用され、同法 30 条の規定により町長が知事から委任された場合等において、町は応急仮設住宅の管理を行う。なお、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入について配慮する。

ア 応急仮設住宅の供与の期間

供与の期間は、災害救助法の定めにより完成の日から 2 年以内で、必要な期間とする。

ただし、特別の事情がある場合には、災害対策本部長が決定した期間とする。

イ 入居者の決定

応急仮設住宅の供与対象者のうち、住宅の必要度の高い順に、抽選その他の方法で入居者を決定する。

2 一時的な収容施設の供与

町は、被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）第 21 条の適用があるもの、また、災害対策法の規定に基づく激甚災害の指定及び災害救助法の適用があった場合については、町営住宅、民間アパート等の空家を利用し、可能な限り、応急仮設住宅の供与対象者に一時的な収容施設として供与するとともに、他の公共団体、企業、宅地建物取引業協会等に対し、その所有する住宅・寮及びその宿泊施設を可能な限り一時的な収容施設として提供するように協力要請するものとする。

3 住宅の応急修理

災害救助法及び同法施行細則の規定に基づく住宅の応急修理については、知事が市町長に実施を指示し、町長が実施する。ただし、特別な事情により市町長が実施することが困難な場合は知事自ら実施する。

(1) 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 対象となる者

住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下、「緊急の修理」という。）の対象となる者は、住家が半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者とする。

イ 修理の範囲

緊急の修理は、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、

外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分とする。

ウ 対象世帯の調査

対象住宅の調査及び決定については、被害認定調査における損害割合の算定方法に準じて、自治体職員が判断する。

エ 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行う。

オ 実施期間

緊急の修理の実施期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、内閣総理大臣と協議を行う。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 対象となる者

日常生活に必要な最小限度の部分の修理（以下、「応急修理」という）の対象となる者は、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

イ 修理の範囲

応急修理は、居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とする。

ウ 対象住宅の調査及び対象住宅の決定

対象住宅の調査及び決定については、あらかじめ定める危険住宅判定調査・修理対象基準により市町長の意見を聞いて決定する。

エ 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行う。

オ 実施期間

応急修理の実施期間は、災害発生の日から3か月以内（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間の延長を行う。

4 被災建築物に対する指導・相談

被災建築物の復旧等に関する技術的指導に関する相談を行うため、その窓口をまちデザイ

ン課建設営繕室に設置する。

5 防災業務の中心となる施設の応急措置

防災業務の中心となる施設等重要な建物については、当該建物の管理者と関係部課が協力して災害の状況を調査把握の上、速やかに応急の措置を実施するものとする。特に、拠点避難所、一次避難所となる公共施設については最優先に行う。

6 被災建築物の応急危険度判定

多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる人的二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定（以下「建築判定」という。）を実施する。また、実施のための必要な事前準備を行う。

（１）事前対策

ア 的確な建築判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。

（ア）建築判定実施の決定と被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「建築判定実施本部」という。）の設置

（イ）建築判定の実施に関する県との連絡調整及び県に対する支援要請

（ウ）建築判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

（エ）応急危険度判定士及びその他判定業務従事者（以下「建築判定士等」という。）の確保、建築判定の実施体制等

（オ）建築判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

（カ）建築判定資機材の調達、備蓄

（キ）その他必要な事項

イ 県は、町からの要請に対し的確な支援を行う。

ウ 県は、建築関係団体と協力し、建築判定士等の養成を行う。また、町と協力して、必要な判定用資機材を備蓄しておく。

（２）建築判定実施の事前準備

ア 町は、事前に想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に建築判定を実施する施設、区域及び判定対象危険物の基準を準備する。

イ 県及び町は、地震被害に備え、町は建築判定実施本部を、県は被災建築物応急危険度判定支援本部（以下「建築判定支援本部」という。）の体制について、事前に整備す

(3) 応急危険度判定の実施

ア 町は、地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断したときは、建築判定の実施を決定し、直ちに建築判定実施本部の設置その他必要な措置を講じる。

また、建築判定のための支援を知事に要請することができる。

イ 県は、町からの支援要請があったときは、建築判定支援本部を設置し、必要な支援を行う。

ウ 町は、建築関係団体等の協力を得て必要な建築判定士等の速やかな確保に努める。

エ 町は、建築判定の実施の決定後速やかに、建築判定士等の食糧の準備、建築判定区域までの移動に係る輸送方法の確保及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行う。

オ 県は、所定の建築判定用資機材が不足する場合には、町に代わって、これを調達する。

(4) 県と町の連絡調整等

ア 町は、建築判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに連絡する。

イ 建築判定実施本部は、県が建築判定支援本部を設置したときには、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告する。

7 被災宅地危険度判定

大地震又は豪雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減、防止し、町民の安全を確保するために、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定（以下「宅地判定」という。）を実施する。

(1) 事前対策

ア 町は、的確な宅地判定を実施するため次の事項についてあらかじめ定める。

(ア) 宅地判定実施の決定と宅地判定実施本部の設置

(イ) 宅地判定の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請

(ウ) 宅地判定実施方法の決定等の準備

(エ) 初動体制整備のための宅地判定士の養成、確保

(オ) 宅地判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

(カ) 判定資機材の調達、備蓄

(キ) その他の必要な事項

イ 県は、町からの要請に対し、的確な支援を行う。

ウ 県は、建築関係団体と協力し、建築判定士等の養成を行う。また、町と協力して必要な判定用資機材を備蓄する。

(2) 宅地判定実施の事前準備

土砂災害警戒区域等を参考に、宅地判定実施の可能性が高い地域等を推定し、迅速に宅地判定活動を実施するための環境を整備する。

(3) 宅地判定の実施

ア 大地震又は豪雨の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると判断した時は、宅地判定実施本部を設置し、宅地判定の実施を決定するとともに、宅地判定実施のための支援を県に要請する。

イ 宅地判定等の判定区域までの移動についての輸送方法の確保、食糧の準備及び必要に応じて宿泊場所の確保を行う。

(4) 県と町の連絡調整等

ア 宅地判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに連絡する。

イ 宅地判定実施本部は、宅地判定支援本部に現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調達し速やかに報告するものとする。

第21節 その他施設の災害応急対策《対策建設部》

災害が発生した場合において、応急対策が必要なその他の施設について、必要な事項について定める。

1 防災重点ため池対策

町は町内に所在する県指定防災重点ため池の所有者等による応急措置では十分に安全を確保できない場合、防災上必要な措置を行う。

※防災重点ため池とは、決壊した場合に人的被害を及ぼすおそれがあるため池

2 空家等対策

(1) 町は、災害時に適切な管理がなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じ外壁等の飛散のおそれのある部分や応急措置の支

障となる空家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。

(2) 所有者不明土地の活用等

県及び市町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

図 広島県ため池マップ



図の詳細は、土砂ポータルひろしまへ

<https://www2.wagmap.jp/pref-hiroshima/Portal>

第22節 文教対策《対策教育部》

災害が発生した場合において、児童・生徒の安全を確保し、災害後の児童・生徒の精神的な不安感の解消に努めるとともに、文教施設の保全、応急教育の実施その他必要な事項について定め、これらを円滑に遂行する。

また、災害時において学校施設や社会教育施設が被災者の避難所等として使用されることとなった場合、学校教育に支障を及ぼさないよう、適切な運営に努める。

1 学校教育における応急対策

(1) 実施責任者

- ア 町立学校：対策教育部
- イ 県立学校：県立学校長
- ウ 私立学校：私立学校長

(2) 学校施設の管理に係る応急措置

- ア 災害が発生した場合、各学校長はその状況を把握し、速やかに被害状況を教育次長に報告する。
- イ 教育次長は、班を組織し被災校の現地調査を行い、事態に即応した復旧計画を策定する。

(3) 児童・生徒への措置と応急教育の実施

ア 児童・生徒への措置

災害が発生し、授業の継続等が困難であるとき、町立学校長は、教育次長に報告するとともに、教育次長からの指示により又はそれが不可能なときは、学校長の判断により下記の措置を講ずる。

- (ア) 避難計画に基づき、児童・生徒及び教職員等を安全に避難させるとともに、その安全の確保を図る。
- (イ) 授業継続の可否の判断及び復旧対策を検討する等学校運営の正常化に努める。
- (ウ) 被害状況に応じ、臨時休業等の措置をとる。部分休業等により児童・生徒を帰宅させる場合は、気象状況及び通学路の安全等について十分に留意する。
- (エ) 災害による児童・生徒の被災状況を迅速に把握し、児童・生徒へのカウンセリング等を行い、精神的な不安感の解消に努める。

イ 応急教育の実施

学校長は、校舎等施設の被害程度により、特別教室、屋内体育施設等の利用、二部授業等の方法を考慮し、あらかじめ作成された応急教育計画に基づいて授業を実施するよう努める。この場合において、教育部は学校長の要請に基づき、応急教育実施場所を別に定めたときは、直ちに学校長に通知する。また、二部授業を行うときは、学校長の報告に基づき、教育部はその旨を県教育委員会に届け出る。また、応急教育の実施に当たっては、児童・生徒の登下校時における安全の確保に努める。

(ア) 校舎の被害が比較的軽微なとき

各学校において速やかに応急措置をとり授業を行う。

(イ) 校舎の被害が相当に甚大なとき

残存の安全な校舎の使用により、学級合併授業、一部又は全部にわたる二部授業を行う。

(ウ) 校舎の使用が全面的に不可能であるが、数日で復旧の見込みがあるとき

臨時休校の措置をとり、その期間、地域の公共施設等を利用し、オンラインによる学習指導等の指示、学習内容方法の指示、家庭訪問、生活指導等を行う。

(エ) 校舎が甚大な被害を受け、復旧に長期間を要するとき

町内に被害が軽微な学校があるときは、その学校において授業を行い、児童・生徒が個別に居住地を離れたときは、新居住地の学校に入学させ授業を行い、児童・生徒が集団避難したときは、二部授業又は合併授業を行う。通信が可能な場合は、オンラインによる授業を行う。

(4) 教科書の調達等

災害により教科書を喪失し又は棄損した児童・生徒に対して教科書が支給されるよう実情調査のうえ、その必要数を県教育委員会及び特約供給所の協力を得て、あっせん又は確保に努める。

(5) 教職員の確保

学校施設の被害が甚大で復旧に長期間を要するため、児童・生徒を集団避難させた場合は、原則として当該校の教職員が付き添うものとする。

被災した教職員が多いため、正常な授業や校務運営の実施が困難な場合、応急教育の実施責任者は、県教育委員会にその状況を報告する。

(6) 学校給食の措置（学校給食を実施している場合）

ア 学校給食施設、設備、給食関係職員、給食用物資納入業者等の被害状況について、速

やかに調査し、関係機関との連絡を密にし、復旧に全力をあげる。なお、給食施設及び学校給食用政府指定物資が被害を受けた場合は、その状況を県教育委員会に報告し、その確保に努める。

イ 学校給食の実施が可能な学校から給食を再開する。

学校給食の再開に当たっては、学校給食施設、設備の清掃消毒や給食関係職員の健康診断を実施し、衛生安全に万全を期する。

なお、学校給食施設を被災者炊き出し用に使用する場合は、学校給食と被災者炊き出しとの調整を図る。

(7) 高等学校生徒等の災害応急対策への協力

高等学校において、登校可能な生徒を必要に応じて教職員の指導監督のもとに学校施設、設備等の応急復旧作業や地域における救援活動及び応急復旧等に協力するよう指導する。

(8) 避難所としての対策

ア 教育部は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、本部長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

避難所の運営については、自主防災組織、職員及び施設管理者である教職員等が連携して、施設・設備の保全に努め、学校の応急教育活動に支障を及ぼさない範囲で、避難者のより快適な生活に資するよう、有効かつ的確な利用に万全を期する。

さらに、学校が有する情報伝達機能を有効に活用し、的確な情報提供に努める。

イ 教育部は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との調整について災害対策本部と必要な協議を行い、的確な応急教育が行えるよう、避難所等の規模の縮小又は早期の撤去について調整していく。

2 社会教育における応急対策

(1) 利用者への措置等

公民館等の社会教育施設（以下「社会教育施設」という。）において、災害が発生し、各種事業（個人又は団体による施設利用を含む。）を継続することが困難であると施設管理者が判断したときは、速やかに事業を休止し、利用者に対する安全な措置を講ずるとともに被災状況を速やかに把握し、応急修理を行う。

(2) 社会教育施設が地域の避難所等となる場合の対策

社会教育施設の管理者は、避難所等に供する施設・設備の安全を確認したうえ、本部長

に対し、その利用について必要な情報を提供する。また、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。さらに、避難生活が長期化する場合には、社会教育施設の管理者は、避難者への支援活動について災害対策本部と必要な協議を行う。

(3) 文化財

- ア 文化財が被災した場合、所有者又は管理者は、速やかに教育部に被災状況を報告する。
- イ 教育部は、前項の報告を受けたときは被災文化財の被害拡大を防止するため、町指定の文化財については、所有者又は管理者に対し必要な応急措置をとるよう指示し、国・県指定の文化財については、県教育委員会に被害状況を報告する。

第23節 要配慮者対策《対策福祉保健部、対策教育部》

1 災害発生時の要配慮者の安否確認等

町は、災害が発生した場合には、県と連携し、社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員、災害ボランティア等の協力を得て、要配慮者の安否確認及び被災状況の調査を実施し、その結果を県に速やかに報告する。すべての事項が確認できない場合は、確認できた範囲の報告を行い、その他の事項についても、事後速やかに報告する。

表 報告すべき事項及び内容

事 項	内 容
避難所等への避難者	避難所毎に氏名、性別、年齢、障がい内容及び程度、福祉的処遇の要否及び内容、その他特記事項
その他親戚、知人宅等への避難者（医療施設に収容された者は除く）	氏名、性別、年齢、障がい内容及び程度、福祉的処遇の要否及び内容、避難先の連絡方法
被災地域の在宅者	自治会毎に氏名、性別、年齢、内容及び程度、福祉的処遇の要否及び内容、介護者の有無、その他特記事項
被災地域の施設入所者及び施設等	施設毎に施設種別、入所者の氏名、性別、年齢及び被災の程度 施設毎に施設種別、施設及び設備の被災状況

2 高齢者及び障がい者に係る対策

- (1) 町は被災した高齢者及び障がい者の生活に必要な物資やサービスに関するニーズを迅速

に把握するため県と連携し、災害ボランティア等の協力を得ながら、調査・相談体制を整備する。

- (2) 町は県と連携を図り、被災した高齢者及び障がい者の生活に必要な物資の調達、供給に努める。
- (3) 町は県と連携を図り、被災した高齢者及び障がい者が、老人福祉施設等において必要な保健福祉サービスを受けられるよう速やかに体制を整える。
- (4) 避難所及び応急仮設住宅の建設に当たっては、高齢者及び障がい者に配慮した仕様とする。
- (5) 避難者及び応急仮設住宅入居者への心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、介護職員又は福祉職員の派遣や車椅子等の資機材の手配を実施し、また、状況に応じて福祉避難所への避難や福祉施設への入所等について、福祉事業者やボランティア等の協力を得ながら計画的に実施する。

3 乳幼児・児童に係る対策

- (1) 町はほ乳瓶、ミルク、紙おむつ等の育児用品を迅速に確保する。物資の調達が困難な場合は県に協力を要請する。
- (2) 町は県と連携を図り、被災による孤児、遺児及び保護者の負傷等による要保護児童の迅速な発見に努める。要保護児童を発見したときは、児童相談所に連絡するとともに必要な措置を講ずる。

第24節 災害救助法の適用等《各部》

1 趣旨

知事は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある市町に対し、災害救助法を適用し同法に基づく次の応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

なお、災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法を適用した場合には避難所の設置による応急救助を実施する。

2 災害救助法の適用基準

(1) 災害が発生した場合、災害救助法は次のいずれかに該当する場合に適用される。(同法第2条第1項に定める適用)

- ア 当該市町村の区域内の住家の滅失世帯数が次表「市町別災害救助法適用基準一覧表」の「1号基準世帯数」以上であること。
- イ 県の区域内の住家の滅失世帯数が2,000世帯以上であって、当該市町村の区域内の住家の滅失世帯数が次表「市町別災害救助法適用基準一覧表」の「2号基準世帯数」以上であること。
- ウ 県の区域内の住家の滅失世帯数が9,000世帯以上であって、当該市町の区域内の住家の滅失世帯数が多数である場合又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したこと。
- エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたこと。
- オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

(注) 住家滅失世帯数の算定

上記(1)から(3)の滅失世帯数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。

(2) 災害が発生するおそれがある場合、災害救助法は次の全てに該当する場合に適用される。(同法第2条第2項に定める適用)

- ア 災害が発生するおそれがある場合に、国が災害対策基本法に規定するいずれかの災害対策本部(特定・非常・緊急)を設置し、当該災害対策本部の所轄区域として広島県が告示されていること
- イ 県内市町において、当該災害により被害を受けるおそれがあること。

(3) 災害救助法の適用手続き

- ア 市町における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町は直ちにその旨を県に情報提供する。
- イ 県は、災害救助法を適用したときは速やかに公示する。

表 市町別災害救助法適用基準一覧表

区分 市町名	人 口	1号基準世帯数	2号基準世帯数
海田町	29,636人	50世帯	25世帯

災害救助法の手引き（令和8年5月）

(4) 救助の種類、対象及び期間

災害救助法に基づく救助の種類、対象及び期間は、次のとおりである。

救助の種類	対 象	期 間
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	災害発生の日から7日以内
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内に着工供与期間 完成の日から2年以内
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者 3 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	災害発生の日から7日以内
被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内
医療	医療の途を失った者	災害発生の日から14日以内
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み助産を要する状態にある者）	分べんした日から7日以内
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理	住宅が半壊（焼）し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者	災害発生の日から3か月以内
学用品の給与	住宅に被害（全壊（焼）、流失、半壊（焼）、及び床上浸水）受け、教科書等学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から（教科書）1か月以内 （文房具及び通学用品）15日以内
埋葬	災害の際死亡した者（実際に埋葬を実施する者に支給）	災害発生の日から10日以内（特定基準の設定可能）
遺体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内（特定基準の設定可能）
遺体の処理	災害の際死亡した者	災害発生の日から10日以内（特定基準の設定可能）

障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者	災害発生の日から 10 日以内
輸送費及び賃金職員等雇上費	次に掲げる応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費 1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 遺体の捜索 6 遺体の処理 7 救助用物資の整備配分	各応急救助の実施が認められる期間以内
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する次の者 1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職	各応急救助の実施が認められる期間以内

3 町長への委任

県及び町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けてあらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は知事が実施責任者となり町長が補助者となって実施されるが、より迅速な災害対策を行うため、同法第13条第1項及び同法施行令第17条の規定に基づき救助の実施に関する事務の一部を町長に委任する。

なお、救助事務の委任は災害救助法が適用された都度、県から町に通知することにより行うとともに、町へ救助事務を委任した場合であってもその救助の実施責任者は県である。

市町長及び知事それぞれが担当する救助事項

実施者	担当する救助事務
市町長	1 避難所の設置
	2 炊出しその他による食品の給与
	3 飲料水の提供
	4 被服・寝具その他生活必需品の給与・貸与
	5 医療・助産（救護所における活動）

	6 被災者の救出
	7 被災した住宅の応急修理
	8 学用品の給与
	9 埋葬
	10 死体の捜索・処理
	11 障害物の除去
知事	1 応急仮設住宅の供与 【建設型応急住宅】 広島県応急仮設住宅建設マニュアルに定められた役割分担に基づき、県及び市町が事務を実施 【賃貸型応急住宅】 被災状況等を考慮して県及び市町が事務を実施 2 医療（DMATの派遣など）

第25節 応援要請及び協力要請《対策総務部》

災害が発生した場合において、町の災害対策能力をもってしても対処し得ない場合、他の地方公共団体等への応援要請並びに民間団体等への協力要請について定める。

1 民間団体等への協力要請

災害が発生した場合、応急対策の実施に当たり、町の組織を動員してなお不足する場合において、災対法第62条第2項の規定により、民間団体等へ協力要請を行うものとする。

この際、感染症を含む感染症対策のため、活動に当たっては職員等の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

（1）協定を締結して協力要請する民間団体等

下記の民間団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき行うものとする。

第3章 災害応急対策計画

令和8年4月1日現在

連番	締結日	区分	内容	協定先
1	H8.7.11	行政	広島県防災ヘリコプター応援協定	広島県
2	H8.12.2	行政	災害時の相互応援に関する協定	広島県及び県内市町
3	H17.9.30	廃棄物	災害時における被災車両の撤去等に関する協定	一般社団法人日本自動車連盟中国本部
4	H22.3.16	行政	広島県内広域消防相互応援協定	広島県及び県内市町、消防組合
5	H23.3.18	行政	広島県震度情報ネットワークシステムの設置、管理及び運用に関する協定	広島県
6	H23.7.7	行政	災害時における情報交換に関する協定	国土交通省中国地方整備局
7	H23.11.1	ライフライン	災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱いの実施要綱	中国電力ネットワーク株式会社広島ネットワークセンター
8	H24.6.27	物資	災害時における支援協力に関する協定	マックスバリュ西日本株式会社
9	H24.10.31	物資	災害時における支援協力に関する協定	レンゴー株式会社
10	H25.2.12	医療	災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人安芸地区医師会
11	H25.4.23	ライフライン	特殊公衆電話の設置・利用に関する覚書	西日本電信電話株式会社
12	H25.11.29	避難場所	災害時緊急施設としての使用に関する協定	ひろしま農業協同組合
13	H26.2.20	避難場所	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人かしの木会
14	H26.3.17	避難場所	災害発生時における福祉避難所の設置運営に係る協定	社会福祉法人メインストリーム
15	H26.12.16	避難場所	大規模地震等の災害時における創価学会広島安芸文化会館施設の緊急避難施設使用に関する申し合わせ事項確認書	創価学会
16	H27.3.20	避難場所	指定緊急避難場所及び指定避難所としての使用に関する協定	宗教法人出碓森神社（小さくら保育園）

第3章 災害応急対策計画

17	H27.3.20	避難 場所	指定緊急避難場所及び指定避難所としての使用 に関する協定	学校法人住田学園（海田みどり幼稚園、みどりのもりこどもえん）
18	H27.3.20	避難 場所	指定緊急避難場所及び指定避難所としての使用 に関する協定	宗教法人真宗寺（龍洞保育園）
19	H27.4.1	避難 場所	指定緊急避難場所及び指定避難所としての使用 に関する協定	学校法人広島国際学院
20	H28.6.1	災害 広報	災害発生時における海田町と海田町内郵便局の 協力に関する協定	海田・中店・東海田・大正・三迫郵便 局 代表・海田町曙町10番34号
21	H28.8.1	避難 場所	災害時緊急施設としての使用に関する協定	株式会社ガイナコーポレーション（ガ イナステイツ海田市駅）
22	H28.8.19	避難 場所 物資	災害時における支援協力に関する協定	株式会社植田商店（業務用食品スーパ ー海田店）
23	H28.9.26	避難 場所 物資	災害時における支援協力に関する協定	株式会社エディオン（エディオン海田 店）
24	H28.10.3	物資	災害時における量の提供に関する協定	5日で5000枚の約束。プロジェクト実 行委員会（株式会社和ごころ工房）
25	H28.10.19	物資	災害時における飲料水の提供に関する協定	株式会社伊藤園
26	H28.11.1	し尿 廃棄物	災害時における仮設トイレの設置支援等に関す る協定	株式会社プレコ
27	H28.11.8	避難等	災害時における支援協力に関する協定	株式会社フジ（フジ海田店）
28	H28.11.21	物資	災害時における支援協力に関する協定	株式会社レディ薬局（くすりのレディ 海田店）
29	H28.12.13	避難 場所 物資	災害時における支援協力に関する協定	株式会社エブリイ（鮮D o ! エブリイ 海田店）
30	H29.1.16	物資	災害時におけるパンの提供に関する協定	株式会社タカキベーカリー

第3章 災害応急対策計画

31	H29.1.17	輸送	災害時における自動車等の提供に関する協定	有限会社ジー・エフ（オリックスレンタカー海田店）
32	H29.1.23	物資	災害時における支援協力に関する協定	株式会社ポストごはんの里
33	H29.2.6	物資	災害時における飲料水の提供に関する協定	株式会社キリンビバックス
34	H29.2.24	輸送	災害時における緊急輸送の協力に関する協定	ヤマト運輸株式会社
35	H29.3.10	避難 場所	災害時緊急施設としての使用に関する協定	丸善工業株式会社
36	H29.3.16	物資	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン
37	H29.4.28	物資	災害時における生活関連物資の供給に関する協定	生活協同組合ひろしま
38	H29.5.12	物資	災害時における支援協力に関する協定	株式会社プブレひまわり（スーパードラッグひまわり海田店）
39	H29.5.29	物資	災害時における物資の調達に関する協定	一般社団法人広島県LPガス協会（安芸地区協議会）
40	H29.6.13	避難 場所 物資	災害時における支援協力に関する協定	株式会社イトウゴフク（イトウゴフク海田店）
41	H29.6.23	避難 場所 物資	災害時における支援協力に関する協定	株式会社万惣（万惣海田店）
42	H29.7.7	物資	災害時における資機材調達に関する協定	株式会社レンタルのニッケン中国支店
43	H29.7.21	物資	災害時における飲料水の提供に関する協定	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社
44	H29.8.10	物資	災害時における支援協力に関する協定	株式会社ユアーズ（ユアーズ東海田店）

第3章 災害応急対策計画

45	H29.10.16	物資	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社アクティオ
46	H29.11.17	物資	災害時における支援協力に関する協定	株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本（ウォンツ海田栄町店）
47	H29.12.13	避難 場所 物資	災害時における被災者支援協力等に関する協定	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
48	H30.2.2	物資	災害時における支援協力に関する協定	株式会社両備エネシス（セルフアクル海田サービスステーション）
49	H30.4.13	災害 広報	災害情報の放送に関する協定	株式会社ちゅピCOM
50	H31.3.20	ライフ ライン	災害における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会
51	H31.3.26	医療 救護	災害時における医療救護活動に関する協定	一般社団法人安芸薬剤師会
52	H31.4.26	物資	災害時における物資供給に関する協定	株式会社ハローズ（ハローズ海田市駅前店）
53	R1.5.24	情報	海田町と海田町内郵便局との包括連携に関する協定	日本郵便株式会社 海田町内郵便局
54	R1.8.7	避難 場所	浸水時緊急避難施設（津波・浸水避難ビル）としての使用に関する協定	JR西日本不動産開発株式会社 （JR海田市駅NKビル）
55	R1.9.11	情報	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社
56	R1.11.1	情報 輸送	災害時における支援協力に関する協定	広島ガス株式会社
57	R1.12.9	避難 場所	災害時における避難施設としての使用に関する協定	上市自治会建物所有者

第3章 災害応急対策計画

58	R1. 12. 17	情報 物資	海田町とマックスバリュ西日本株式会社との包括連携に関する協定	マックスバリュ西日本株式会社
59	R2. 2. 3	避難 場所	指定緊急避難場所及び指定避難所としての使用に関する協定	社会福祉法人住田学園福祉会さいわい保育園
60	R2. 4. 21	情報 物資	海田町と生活協同組合ひろしまとの包括連携に関する協定	生活協同組合ひろしま
61	R2. 6. 8	物資	災害時における支援協力に関する協定	株式会社トップ・イン
62	R2. 6. 17	避難 場所	指定緊急避難場所及び指定避難所としての使用に関する協定	学校法人幸和学園（こうわ認定こども園海田、こうわ認定こども園海田第二）
63	R2. 6. 23	復旧 復興	災害時における復旧・復興等事業の支援業務の実施に関する協定	一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会
64	R2. 7. 9	避難 場所 物流	災害時における物資の保管等にかかる協力に関する協定	麒麟倉庫株式会社
65	R2. 7. 28	取組	海田町と公益社団法人広島県宅地建物取引業協会との包括連携に関する協定	公益社団法人広島県宅地建物取引業協会
66	R2. 9. 29	情報	地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定	国土交通省国土地理院
67	R2. 10. 15	避難 場所	緊急避難場所としての使用に関する協定	株式会社曙殖産（マリーナサンライズ）
68	R2. 11. 4	避難 場所 物資	災害時における支援協力に関する協定	D C M株式会社（D C M海田店）
69	R2. 12. 9	物資	災害時における物資の調達に関する協定	王子コンテナ株式会社
70	R2. 12. 11	物資	災害時における井戸水の使用に関する協定	株式会社にしき堂海田工場

第3章 災害応急対策計画

71	R2.12.21	物資	災害時における物資の調達に関する協定	松田葵段ボール株式会社
72	R3.3.30	情報	防災パートナーシップに関する協定	広島テレビ放送株式会社
73	R3.4.14	復旧 復興	災害時における復旧支援の実施に関する協定	平成電工株式会社
74	R3.5.12	物資	災害時における物資(ユニットハウス等)の供給に関する協定	三協フロンテア株式会社
75	R3.8.19	情報	災害に係る情報発信等に関する協定	株式会社テレビ新広島
76	R3.10.28	物資	災害等における物資供給に関する協定	株式会社ナフコ(ホームプラザナフコ熊野店)
77	R3.11.19	避難 場所	緊急避難場所等としての使用に関する協定	株式会社東洋シート
78	R4.2.21	物資	災害備蓄物資に関する協定	特定非営利活動法人F O O T & W O R K
79	R4.4.1	取組	災害に係る実証実験の実施に関する協定	凸版印刷株式会社
80	R4.5.24	場所	災害時における一時滞在場所としての使用に関する協定	株式会社キーレックス
81	R4.11.18	輸送	災害時における物資輸送等の協力に関する協定	福山通運株式会社
82	R5.9.22	避難 場所	海田町と明治安田生命保険相互会社との包括連携に関する協定	明治安田生命保険相互株式会社
83	R5.10.11	物資	災害時における避難所用物資の借用に関する協定	株式会社ユニオンアルファ
84	R5.11.8	情報	C C T V映像等の提供に関する協定	国土交通省中国地方整備局広島国道事務所
85	R6.1.29	取組	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定	広島行政書士会

86	R6. 7. 23	取組	災害時における地域安全の確保等に係る警備事業その他に関する協定	株式会社安芸管理サービス
87	R6. 10. 4	取組	災害時における被災電気通信設備の復旧支援及び無人航空機による活動協力に関する協定	株式会社ソルコムマイスタ

(2) 協力を要請できる公共的団体等

- ア 商工会
- イ 自治会等住民自治組織
- ウ 自主防災組織
- エ 社会福祉協議会等社会福祉関係団体

2 他の地方公共団体等への応援要請

(1) 応援の要請

応急対策を実施するに当たり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるときは、町長は災対法等の関係法令及び相互応援協定に基づき応援を要請するものとする。町と相互応援協定を締結している地方公共団体を下表に示す。

協定名	対象	要請先
広島県内広域消防相互応援協定	消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害	協定締結市町長又は消防長
広島県内航空消防相互応援協定	消防組織法第1条に規定する災害で航空機の特性を十分に発揮できかつ必要性が認められる場合	広島市長
市町村の災害時の相互応援に関する協定	県内で災害が発生し、災害を受けた市町が独自では十分な応急措置が実施できない場合	知事又は県内全市町長
広島中央地域連携中枢都市圏における「災害時における包括的な相互応援協定」	協定市町の区域において災害が発生し、当該被害を受けた協定市町が独自では十分な応急対策等を実施できない場合	締結市町長 (呉市、竹原市、東広島市、江田島市、熊野町、坂町、大崎上島町)

(2) 応援要請の基準

- ア 災害対策本部で応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められる場合
- イ 特別な技術・知識・経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援を必要とする場合

ウ その他町長が応援要請の必要があると認めた場合

(3) 応援要請の方法

県及び県内の市町と締結している「災害時の応援協定に関する協定書」に基づき応援要請を行う。

(4) 応援部隊の受入体制

町は、他の地方公共団体等への応援を県に対して要請した場合は、応援部隊の要員や資機材のための宿泊施設、駐車場等について、各機関の要請に応じて可能な限り準備、あつせんする。

3 自衛隊の災害派遣要請

大規模な災害が発生し、自衛隊の救援を必要とするときは、災対法第68条の2及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定により、町長は知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

(1) 情報連絡体制

自衛隊への迅速かつ適切な派遣要請を行い、自衛隊の派遣に係る時間の短縮を図るため、町は、災害警戒本部又は災害対策本部を設置したときは、県及び自衛隊と緊密な連絡体制を保ち、被害や応急対策の状況等の防災情報を適宜提供する。

なお、自衛隊は、自衛隊法第83条及び災対法第68条の2の規定に基づき、要請者から部隊等の派遣要請があり、やむを得ないと認める場合又はその事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合は、速やかに部隊を自主派遣して、災害救助活動を実施することができる。

ア 町担当部署

(ア) 災害警戒本部－防災課

(イ) 災害対策本部－事務局

イ 要請・調整先

(ア) 県危機管理監 電話 082-228-2111（県庁代表・内線 2783～2786）

電話 082-513-2785（危機管理課直通）

電話 082-513-2778（消防保安課直通）

(イ) 陸上自衛隊第13旅団

a 平日

第13旅団司令部第3部防衛班 電話 082-822-3101（内線 2412）

b 休日及び夜間

第13旅団司令部 当直幕僚 電話 082-822-3101（内線 2440）

（2）災害派遣要請の基準

自衛隊の派遣要請は、災害が発生し又はまさに発生しようとしているとき、町の防災能力をもってしては防災上十分な効果が得られない場合、その他特に町長が必要と認める場合に行う。

（3）災害派遣要請の対象となる応急対策の範囲

- ア 被災状況の把握及び通報
- イ 避難の援助
- ウ 遭難者の捜索救助
- エ 消防活動
- オ 水防活動
- カ 救助物資の輸送
- キ 道路及び水路の確保
- ク 応急の医療、救護、防疫
- ケ 人員及び救援物資の緊急輸送
- コ 給食、給水支援及び入浴支援
- サ 通信支援
- シ 救援物資の無償貸与又は譲与
- ス 危険物の保安及び除去

（4）災害派遣要請の手続

町長は、自衛隊の派遣要請を行おうとするときは、知事に対し文書により依頼するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、事後に文書を提出するものとする。

なお、通信の途絶や交通の分断等により、知事に対する自衛隊の派遣要請ができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者（陸上自衛隊第13旅団長等）に通知できるものとする。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣等は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自主派遣をすることができる。町長は、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

災害派遣要請依頼書

年 月 日

広島県知事様

海田町長

自衛隊の災害派遣要請依頼について

下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する理由
災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする）
派遣を要請する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
派遣を希望する区域
活動内容（負傷者の救出、救護・道路の警戒等）
- 4 その他参考となるべき事項
作業用資材、宿営施設の準備状況

(5) 知事への派遣要請ができない場合

知事へ自衛隊の派遣要請ができない場合、防衛大臣が指定する通知先は次のとおりとする。

ア 陸上自衛隊第13旅団長

安芸郡海田町寿町2番1号 陸上自衛隊第13旅団司令部第3部（防衛班）

電話 082-822-3101 内線 2412

（夜間・土・日・祝日等は内線 2441）当直

イ 呉市幸町8番1号海上自衛隊呉地方総監

海上自衛隊呉地方総監部防衛部オペレーション

電話 0823-22-5511 内線 2222、2333、2444（当直）

夜間緊急電話 0823-22-5680

ウ 福岡県春日市原町3-1-1 航空自衛隊西武航空方面隊司令部防衛部

電話 092-581-4031 内線 2311

電話 092-581-4036（当直）

(6) 自衛隊が自主派遣をすることができる場合の基準

ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要が認められること

イ 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること

ウ 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

エ その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

(7) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の町長の職権を行うことができる。この場合において、町長の職権を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

ア 警戒区域の設定、立ち入り制限・禁止、退去命令

イ 町の区域内の他人の土地等の一時使用等

ウ 現場の被災工作物等の除去等

エ 町の区域内の住民等を応急措置の業務に従事させること。

(8) 自衛隊受入れに際しての注意事項

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に十分留意して、派遣部隊の活動が十分行えるよう努める。

ア 災害派遣部隊到着前

(ア) 町における派遣部隊等の受入担当連絡部署（職員）の指定及び配置（平常時からの指定及び配置を含む。）

(イ) 派遣部隊指揮所及び連絡員が災害対策本部と緊密な連絡をとるために必要な適切な施設（場所）の提供

(ウ) 派遣部隊到着後速やかに作業が開始可能な救助活動計画及び資機材等の準備

(エ) 現場責任者を指名及び配置

(オ) ヘリポートの選定（平常時からのヘリポート候補地の選定を含む。）

(カ) 艦艇が使用できる岸壁の準備（接岸可能な岸壁の検討）

イ 災害派遣部隊到着後

(ア) 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、他の機関との作業の競合重複を避け、かつ、最も効果的に作業の分担ができるよう派遣部隊指揮官と協議する。

(イ) 派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を知事に報告する。

ウ ヘリコプターの受入時

本編第18節【ヘリコプターによる災害応急対策】に準ずる。

(9) 派遣に要する経費の負担

派遣部隊等の派遣を受けた場合の経費は、次に掲げるものを除くほか、町の負担とする。

ア 部隊の輸送費（民間の輸送力（フェリー等を含む。）を利用する場合及び有料道路の通行料を除く。）

イ 隊員の給与

ウ 隊員の糧食費

エ その他部隊に直接必要な経費

(10) 自衛隊の撤収要請手続

町長は、災害の救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合又は作業が復旧の段階に入った場合には速やかに知事に対して自衛隊の撤収を要請する。

4 緊急消防援助隊の災害派遣要請

大規模な災害が発生し、町の消防力だけでは対応ができず、大規模な消防の応援等を受けると町長が判断したときは、「広島県緊急消防受援計画」に基づき、速やかに知事に対し、当該応援等が必要である旨の連絡を行う。(様式 3-23-1 参照)。

【様式 3-23-1】

緊急消防援助隊応援要請連絡

第 報
令和 年 月 日

広島県知事様

海田町長

緊急消防援助隊の応援要請連絡について

次のとおり緊急消防援助隊の応援要請連絡を行います。

災害発生日時							
災害発生場所							
災害の種別・状況							
人的・物的 被害の状況							
応援要請日時		年 月 日 時 分					
必要応援部隊 (応援の必要がある 部隊名に○をし、 希望する部隊数を 記入する)		部 隊 種 別					
		消 火 部 隊		特殊 災害 部隊	毒劇物等対応隊		
		救 助 部 隊			N 災害対応隊		
		救 急 部 隊			B 災害対応隊		
		航 空 部 隊			C 災害対応隊		
		水 上 部 隊		大規模危険物火災等対応隊			
		特に指定なし			特殊 装備 部隊	密閉空間火災等対応隊	
遠距離大量送水隊							
そ の 他 の 部 隊							
その他の情報 (必要資機材、装備等)							
連絡責任者	区分	担当課	職	氏 名		電話・FAX 番号	
	海田町					TEL	— —
						FAX	— —

第26節 災害ボランティアとの連携《対策総務部、対策福祉保健部、社会福祉協議会》

1 方針

町は災害時における県内外からの災害ボランティアの受入体制を確保し、効果的にボランティアの支援を受けられるよう総合調整を行うとともに、ボランティア活動が円滑に実施できるよう努める。

2 ボランティアの受入れ体制

広島県社会福祉協議会が設置する広島県被災者生活サポートボランティアセンター及び町社会福祉協議会が設置する町被災者生活サポートボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）は、連携してボランティア等の受け入れや活動支援、情報収集・発信等を行う。

3 県災害対策本部の役割

ボランティアの受入れ体制の確保について、町、日本赤十字社広島県支部、広島県社会福祉協議会及びその他防災関係機関並びにボランティア団体と緊密に連絡、協議し、支援等を行うものとする。

また、広島県被災者生活サポートボランティアセンターへ被災地の状況、救援要請や救援活動の状況等の情報提供や情報収集を行う。

4 町災害対策本部の役割

（１）ボランティアの受入れ体制の確保について、ボランティアセンターと連携し、ボランティアの受入窓口や連絡体制を定め、ボランティア活動の円滑な実施を支援するとともに、ボランティアセンターに対して、情報提供等の支援を行う。

（２）社会福祉協議会、地元及び外部から入っているNPO・NGO等のボランティア団体等と情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

5 広島県被災者生活サポートボランティアセンターの役割

県災害対策本部等と連絡・調整し、ボランティアセンターの後方支援を行うものとする。

（１）広島県被災者生活サポートボランティアセンターの運営支援

情報発信、人材の派遣、資機材、資金の調整等の支援を行う。

（２）県内関係機関・団体及び全国への支援要請及び情報発信

県域の災害時の協働ネットワークである「広島県被災者生活サポートボラネット」の構成機関・団体及び全国に被災地支援に向けた情報、人材、資機材の確保、資金の呼びかけ等

を行う。

6 ボランティアセンターの役割

広島県被災者生活サポートボランティアセンターや災害対策本部等と連絡・調整し、ボランティア等の受入れや活動支援を行うものとする。

(1) 被災者の支援ニーズ等の把握

被災者、ボランティア、関係機関・団体等から、被災者の生活支援にかかるニーズを把握する。

(2) ボランティアの募集

ボランティアのあっせん要請等の需要に対し、ボランティアが不足すると考えられる場合、ボランティア活動の必要な状況を広報し、ボランティアの募集を行う。

(3) ボランティアのあっせん・活動支援

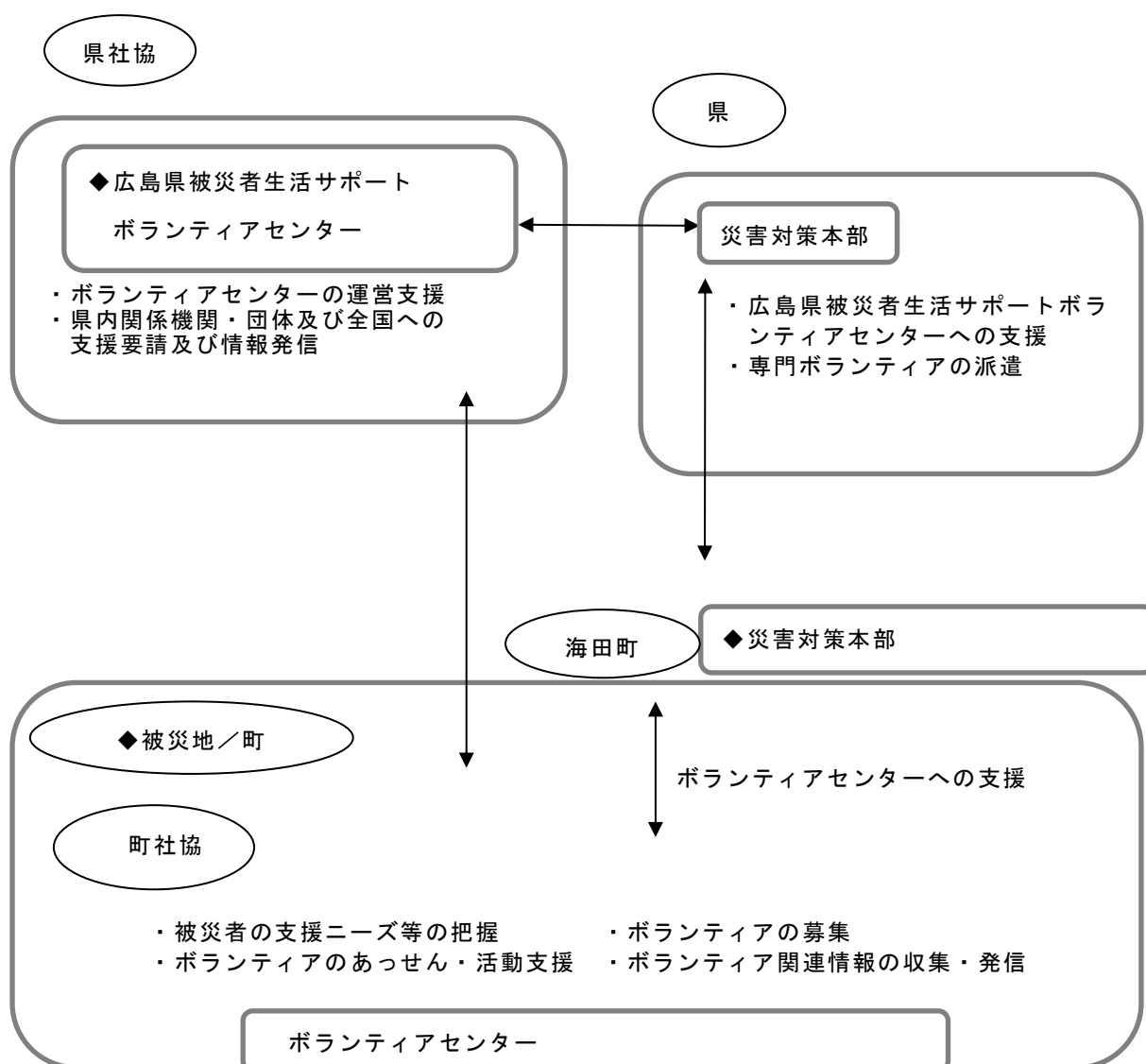
災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

町からボランティアセンター等に対しボランティアのあっせん要請が出された場合、平常時からのボランティア登録者及び災害後に受け付けたボランティア申出者の中から必要なボランティアをコーディネートする。

また、ボランティアのあっせん要請がない場合でも必要と認められるときは、ボランティアのあっせんを行う。

(4) ボランティア関連情報の収集・発信

被災地の状況、救援活動の状況等の情報を、ボランティアに対して的確に提供する。



7 専門ボランティアの派遣等

県は、町から専門ボランティアのあっせん要請があった場合、県に登録されている専門ボランティアやボランティアセンター等で受け付けた専門ボランティアのあっせんを行い、町は、その調整を行う。

8 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

町は、庁舎、公民館、学校等の一部を、ボランティアの活動拠点として積極的に提供する。また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出し、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努めることとする。

9 ボランティアセンターの機能喪失時の補完体制

大規模災害の発生によりボランティアセンターの機能の一部又は全部が喪失した場合、広

広島被災者生活サポートボランティアセンター及び近隣の市町社会福祉協議会（被災者生活サポートボランティアセンター）は、協働して、センター機能の一部又は全部を担える体制を整備する。

10 ボランティア保険制度

ボランティアの活動中における負傷等に備え、ボランティア保険へ加入するよう努める。

第27節 海上における大量流出油等災害応急対策《対策総務部、対策町民生活部、対策建設部、海田警察署、広島海上保安部》

船舶又は海洋施設等から、海上に大量の油等が流出した場合における被害を局限するため、各防災関係機関の実施事項を明確化し、かつ防災関係機関相互の協力体制を確立することにより、迅速かつ効率的な各種応急対策を実施する。

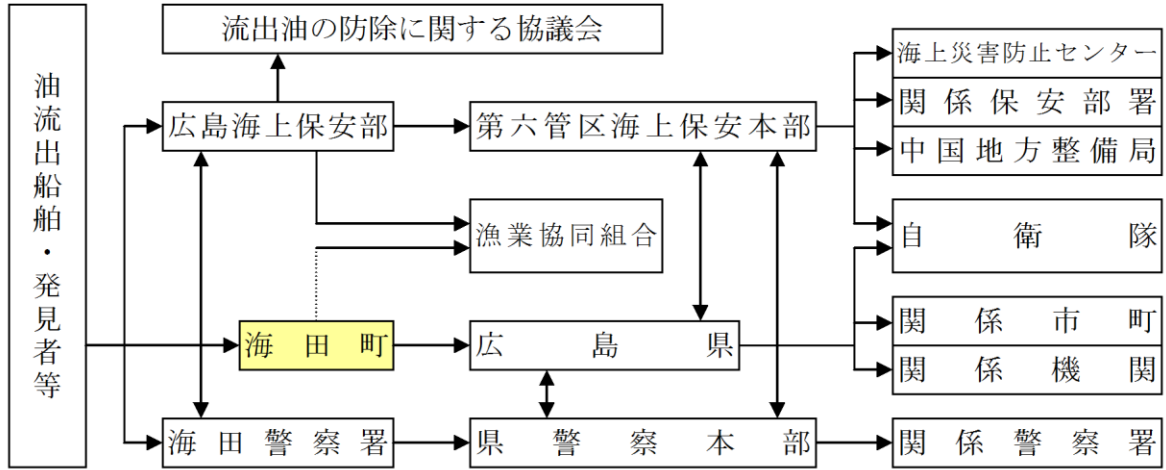
1 実施事項

船舶等の事故により、海上に大量の油等が流出したときは、直ちに関係機関と連携して流出油等の拡大及び消火に努めるとともに、各実施責任者は次の応急対策を講ずるものとする。

実施責任者	実施事項
広島海上保安部	情報の収集及び連絡・通報 流出油等の拡散、性状等の調査、評価及び関係機関への情報提供 防除措置義務者への指導等 流出油等の防除作業（拡散防止措置、回収措置、化学的措置） 防災関係機関への協力要請、活動体制の確立 海上交通安全の確保及び危険防止措置 指定海上防災機関への指示その他の応急対策
中国地方整備局	情報の収集及び連絡・通報 流出油等の防除作業 その他の応急対策
海田警察署	情報の収集及び連絡・通報 避難誘導・広報 警戒区域及び周辺区域の交通対策 その他流出油等の防除作業などの応急対策
広島県	情報の収集及び連絡・通報 流出油等の防除作業 自衛隊に対する災害派遣要請 回収油等の処理 その他の応急対策
海田町	情報の収集及び連絡・通報 流出油等の防除作業 警戒区域の設定及び立入禁止等の措置 回収油等の処理 その他の応急対策

2 情報の伝達

海上において大量の油等の流出事故が発生し又は発生するおそれがある場合の通報及び連絡体制は、原則として次のとおりとする。



第4章 災害復旧計画

第1節 方針

災害に対する応急対策を行った後において、被害を受けた施設の復旧及びこれに要する資金又は被災者の生活の安定、生業の維持、回復に要する資金の確保等について必要な事項を定め、災害復旧の迅速かつ完全な実施を図る。

また、災害により、町が保管するデータが喪失した場合に備え、データのバックアップを行う。

第2節 被災者の生活確保《各部（対策教育部除く。）》

災害により被害を受けた町民に対し、生活援護のための措置を講じることにより、町民生活の安定と早期回復を図る。

1 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策

県及び町は、生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策のため、次の措置を実施し、被災者の生活確保に努める。

（1）県

- ア 価格及び需給動向の監視及び情報の提供
- イ 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る要請
- ウ 著しい物資の不足あるいは価格の上昇等がある場合の必要事項の調査及び不当な事業活動が認められた場合の是正指導

（2）町

- ア 価格及び需給動向の把握並びに情報の提供
- イ 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る協力依頼

（3）中国経済産業局及び中国四国農政局

- ア 価格及び需給動向の監視及び情報の提供
- イ 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る要請
- ウ 著しい物資の不足あるいは価格の上昇等がある場合の必要事項の調査及び不当な事業活動が認められた場合の是正指導

2 被災者に対する生活相談

町は、役場庁舎内に相談窓口を設置し、各種の要望、苦情等を聴取し、その解決を図るとともに、必要に応じて関係機関と連携し早期解決に努める。

3 災害弔慰金・災害見舞金等の支給

町は、自然災害等により被害を受けた者及び世帯に対し、災害弔慰金の支給等に関する条例及び海田町災害見舞金等支給規則等に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸し付け等を行う。（資料編「資金確保制度等」参照）

4 被災者生活再建支援金の支給手続き

町は、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援法又は広島県被災者生活再建支援援助金交付要綱に基づき、被災者生活再建支援金の支給手続きを行う（資料編「資金確保制度等」参照）。

5 貸付制度等

（1）災害援護資金貸付制度（資料編「資金確保制度等」参照）

町は、災害救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い又は家財等に相当程度の被害を受けた世帯に対し、生活の再建に必要な資金として災害援護資金を貸し付ける。

（2）生活福祉資金貸付制度（資料編「資金確保制度等」参照）

低所得世帯等に対し、経済的な自立と生活の安定を図るため、県社会福祉協議会が行う生活福祉資金（災害援護資金・住宅資金）を貸し付ける。

ただし、災害弔慰金の支給に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として生活福祉資金の災害援護資金及び住宅資金の貸付対象とならない。

（3）母子寡婦福祉資金の貸付

ア 母子福祉資金（資料編「資金確保制度等」参照）

母子家庭の母（配偶者のない女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者）に対し経済的な自立の助成と生活の安定及び扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的として、県が貸し付けを行う。一般的な融資制度であるが、災害の場合には、据置期間を延長することができる等の特例措置がある。

イ 寡婦福祉資金（資料編「資金確保制度等」参照）

寡婦（40歳以上の配偶者のない女子で、かつて母子家庭であった者）等に対し、経済的な自立の助成と生活の安定及び寡婦の福祉の増進を図ることを目的として、県が貸し付けを行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、据置期間を延長することができる特例措置がある。

6 税の減免

町は、被災した町民や事業者等に対し、地方税法又は町条例あるいは臨時の特例措置により、税等の納入に関して、期限の延長及び減免措置を、それぞれの事態に応じて適時適切に講じる（資料編「資金確保制度等」参照）。

7 住宅復旧融資

町は、災害により住宅に被害を受けた町民に対し、「独立行政法人住宅金融支援機構法」の規定により資金のあっせん等を行う（資料編「資金確保制度等」参照）。

（１）災害復興住宅資金

被災地域の滅失及び一部破損家屋の状況を調査し、災害復興住宅資金の融資適用災害に該当する場合は、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、融資希望家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、借入の促進を図る。このため町においては、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するように努める。

（２）災害特別貸付金

災害により滅失家屋が10戸以上となった場合は、融資の希望者、被害程度その実態を把握した上で、災害特別貸付制度による融資を住宅金融支援機構に申し出るとともに、被災者に融資制度の内容を周知せしめる等必要な処置をとり、借入申込みに当たって、その手続き上の指導を行う。このため町においては、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するように努める。

（３）住宅緊急改良資金の貸付あっせん

町は、被害を受けた住宅の復興を図るため、住宅の改良・補修に要する資金のあっせんを行う。

8 雇用の安定支援

（１）雇用の確保

ア 災害による失業を防止するため、県等と連携して雇用調整助成金等の制度の啓発に努める。

イ 雇用を確保するため、事業所の被災による安易な解雇及び新卒者の内定取消し等の防止に努める。

（２）雇用対策等

ア 被災者の雇用の安定を図るため、失業者の発生状況に応じて、労働局、県等と連携して、雇用に関する情報収集、就業に係る相談、職業訓練、労働相談等の対策を実施する。

イ 町外へ避難した被災者に対して、従前の居住地であった町、避難先の都道府県・市町村及び都道府県労働局と連携し、町内の求人情報や就職面接会等の就労支援に係る情報の提供に努める。

第3節 生業回復等の資金確保《各部》

1 方針

被災者の生活安定及び生業回復のための資金については、町民への広報を行うとともに、国、県及び各種金融機関の協力のもとに、現行の法令及び制度の有機的な運用により、所要資金の確保や手続きの迅速化に努める。

2 災害融資制度

町は、次の災害融資制度等を活用し、必要な措置を講じる。

関係法令等	貸付金の種類
日本政策金融公庫法	農業基盤整備資金 農地、牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金 農林漁業施設資金(主務大臣指定) 農林漁業施設資金 農林漁業セーフティネット資金(災害等資金) 林業基盤整備資金(樹苗養成施設資金、造林資金、林道資金) 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設、共同利用施設)
広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱	農業災害等特別対策資金 漁業災害特別対策資金
生活福祉資金貸付制度要綱	生活福祉資金
緊急生活安定資金貸付制度要綱	緊急生活安定資金
災害弔慰金の支給等に関する法律	災害援護資金
母子及び寡婦福祉法	母子・寡婦福祉資金(住宅資金、転宅資金)
母子家庭等緊急援護資金貸付制度要綱	母子家庭等緊急援護資金(生活安定資金)
独立行政法人福祉医療機構法	新築資金 増改築資金(甲種、乙種) 機械購入資金 長期運転資金
商工組合中央金庫法	災害復旧貸付
日本政策金融公庫法	災害復旧貸付
広島県県費預託融資制度要綱	緊急対応融資(セーフティネット資金)
独立行政法人住宅金融支援機構法	災害復興住宅融資
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	経営資金 事業資金

※ 詳細については、資料編「資金確保制度等」参照。

第4節 義援金等の受入・配分《対策福祉保健部》

災害が発生した場合において、町民及び他都市等から寄託された義援金及び義援物資（以下「義援金等」という。）を被災者に確実かつ迅速に配分することに努める。

1 義援金等の受入及び保管

- （1）寄託された義援金等（負担付きのものを除く。）は、総務部（配車資材班）において受け付けるとともに、寄託者に領収書を交付する。ただし、災害対策本部が設置されていない場合は、企画部（財政課）がこれを行うものとする。
- （2）義援金は、速やかに会計管理者所管の歳入歳出外現金に受け入れるものとする。
- （3）総務部及び救護部は、避難所の状況及び避難者が必要とする物資を取りまとめ、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを整理し、物資のリスト及び送り先を、県、相互応援協定を締結している地方公共団体に連絡する。このリストについては、避難所の需給状況を勘案し、逐次改定するものとする。送り先は、災害直後から民間の宅配業務が回復するまでの間は、海田小学校屋内運動場又は海田東体育館の救援物資輸送拠点施設とする。

2 義援金等の配分

- （1）義援金の配分は、配分委員会を設置し、同委員会による使途の決定を受け、救護部においてこれを行う。
- （2）義援物資の配分は、被災状況等を勘案し、総務部が配分方法等を決定し、これに基づき対策福祉保健部において被災者に対する円滑な配分を行う。なお、配分方法等を決定するに当たっては、物資の種類に偏りが生じないように努めるとともに、必要とする物資及び必要としない物資を把握する。

3 他の市町村が被災した場合の措置

他の市町村が被災した場合は、必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設置し、被災地域の状況等について町民に情報提供し、被災者に必要な物資が行き届くよう支援する。

第5節 公共施設災害復旧《各部、各施設管理者》

災害によって被害を受けた公共施設の管理者は、町民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に、速やかに応急復旧工事を実施し、二次災害の防止を図るとともに、応急対策の円滑な実施に支障のないよう努める。なお、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、必要な施設の新設又は改良等を行う。

1 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動

防災上重要な拠点となる施設の管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は、被災状況を速やかに調査し、応急復旧を図る。

2 交通施設の応急復旧活動

(1) 鉄軌道施設

西日本旅客鉄道株式会社は、災害により設備に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、重要度の高い線区から速やかに応急復旧をする。

(2) 道路施設

道路、橋梁等の管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、設定された緊急交通路を早急に確保するため、沿道等の応急復旧計画と調整のうえ、応急復旧工事を実施する。

(3) 港湾施設

港湾管理者は、港湾施設が災害により被害を受けた場合は、被害状況について災害応急対策の緊急性の高いものから速やかに調査し、沿道等の応急復旧計画と調整のうえ、災害応急対策の緊急性の高いものから応急復旧工事を実施する。

3 河川砂防施設等の応急復旧活動

(1) 河川

河川管理者は、災害により管理する施設に被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、二次災害防止のための応急復旧工事を実施する。

(2) 砂防設備

県及び町は、砂防施設等の損傷や地すべり、山崩れ、がけ崩れ等の発生により、二次災害が発生するおそれがある場合には、被害状況を速やかに調査し、崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急対策を実施する。

4 治山施設等の応急復旧活動

県及び町は、治山事業施工地又は計画地において、山腹崩壊等により土砂が流出した場合は、排土等による原状回復に努め、二次災害防止のための応急対策として、しがらの構築、土のう積み等を行う。

5 その他公共・公益施設の応急復旧活動

その他町民生活に重要な影響を及ぼす公共・公益施設については、緊急度に応じて速やかに応急復旧を図る。

6 町民への広報活動

県、町及び公共施設の管理者は、公共施設の損傷等により、二次災害が発生するおそれがある場合等必要に応じて、町民に対し広報する。

第6節 罹災証明書、被災届出受理証明書の発行《対策総務部、対策町民生活部》

1 目的

罹災証明は、災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものであり、被災者生活再建支援金の支給や住宅の応急修理、義援金の配分等の支援措置の適用の判断材料として幅広く活用され、被災者支援の適切かつ円滑な実施を図る上で、極めて重要な役割を果たすことから、罹災証明書を遅滞なく交付できるよう体制を整備する。

2 事務処理

- (1) 町は、被災者から罹災証明書交付申請書又は被災届出受理証明書交付申請書により申請があった場合は、申請書の精査及び被災状況を確認し、その内容を確実に確認できる場合は、速やかに罹災証明書又は被災届出受理証明書を交付する。
- (2) 住家の被害認定基準に関しては、国が発行している「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考に、現地調査を行い、適切に家屋等の被害状況を調査する。
- (3) 住家等の被害の程度を調査するにあたっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。
- (4) 被災建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定調査、住宅被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について被災者に対し明確に説明する。

3 住家被害調査等に係る人員の確保

罹災証明書は、災害応急対策期から災害復旧期にわたる被災者支援の実施に前提となるものであり、その交付は、災害対策基本法上の災害応急対策及び災害復旧の双方に該当する措置であることから、住家の被害調査等の実施及びこれに基づく罹災証明書の交付に必要な人員を確保する。

また、平常時から、本計画上の被害想定により被害調査に必要な人員を算出するとともに、災害発生時に人員に不足が生じる場合には、迅速に県等への応援を要請する。